

Japan Society of Sport Sociology

28th Annual Conference, March 9-10, 2019

**日本スポーツ社会学会
第 28 回大会
大会プログラム・発表抄録集**



2019年3月9日（土）・10日（日）

福岡大学 七隈キャンパス A棟

＜大 会 概 要＞

開催期間 ： 2019年3月9日（土）・10日（日）

会 場 ： 福岡大学 七隈キャンパス A棟

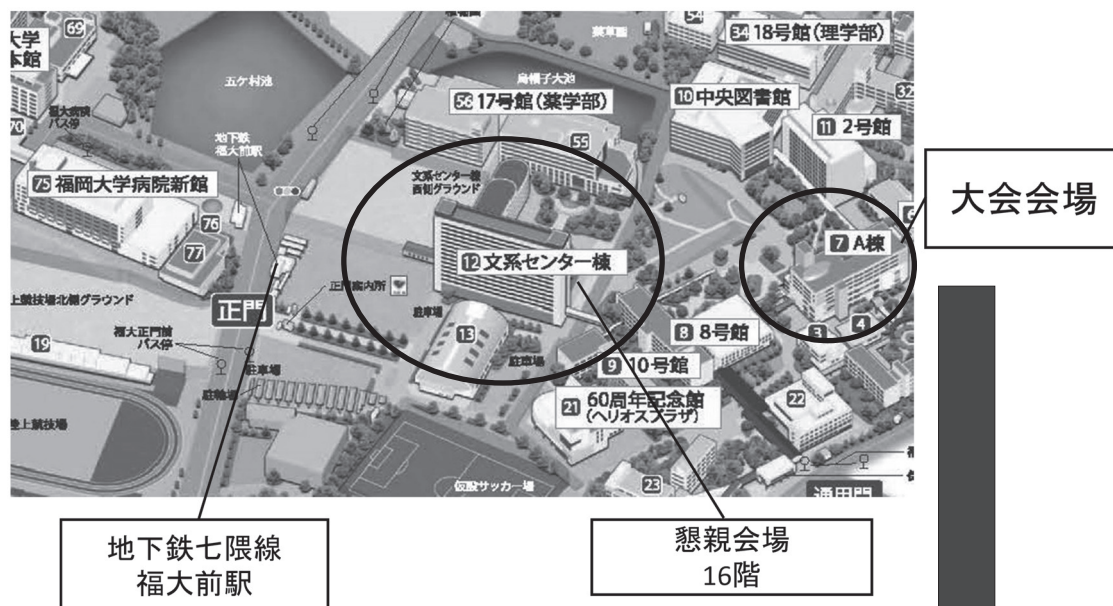
主 催 ： 日本スポーツ社会学会

日 程

9：00		10：00		11：00		12：00		13：00		14：00		15：00		16：00		17：00		18：00		19：00	
3月8日 (金)												旧理事会 15：00-17：00									
3月9日 (土)				受付10：30以降随時			学生企画 シンポジウム ＜パラアス リートの身体 表象＞ 11：20-12：50			一般発表A 13：00-15：00			国際交流委員会企画 シンポジウム ＜平昌五輪とその 社会的インパクト： メディアと地域社会 の視点から＞ 15：10-17：10			学会総会 17：20- 18:20			懇親会 18：30-		
	新旧理事会 10：00-11：00		新理事会 11：00-12：30																		
	3月10日 (日)	一般発表B (M4含む) 9：00- 10：30		一般発表C (M4含む) 10：40- 12：10		ランチセミナー ＜オリンピック・ レガシー・ ストーリーを 語る＞ 12：10- 13：00		実行委員会企画 ：特別講演 ＜新たな栄光 をめざす大分 トリニータの 「戦略」：三位 一体で成し遂 げてきた地域 密着のクラブ 経営と今後の 展望＞ 13：00- 14：20		研究委員会企画 シンポジウム ＜日本版NCAAと、 これからの大学ス ポーツ＞ ※一般公開シンポ ジウム 14：30-16：30			クロ ー ジ ン グ 16:30 - 17:00								

＜福岡大学 七隈キャンパス A棟へのアクセス方法＞

◇地下鉄七隈線 福大前駅（「出口1」と大学正門が隣接）



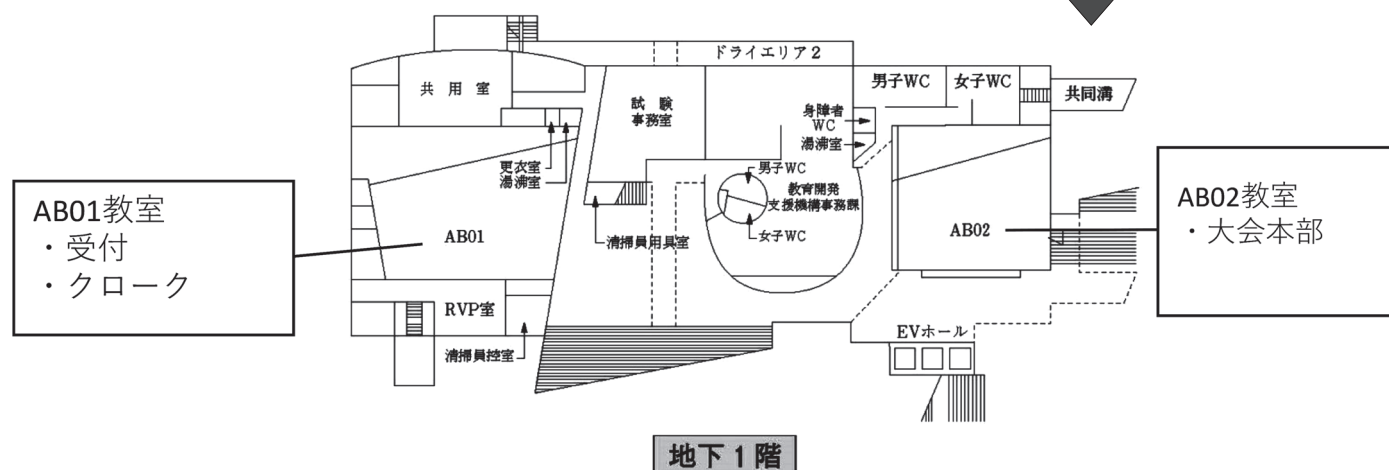
◇懇親会場：文系センター棟 16階 スカイラウンジ

＜A棟内のご案内＞

◇会場案内

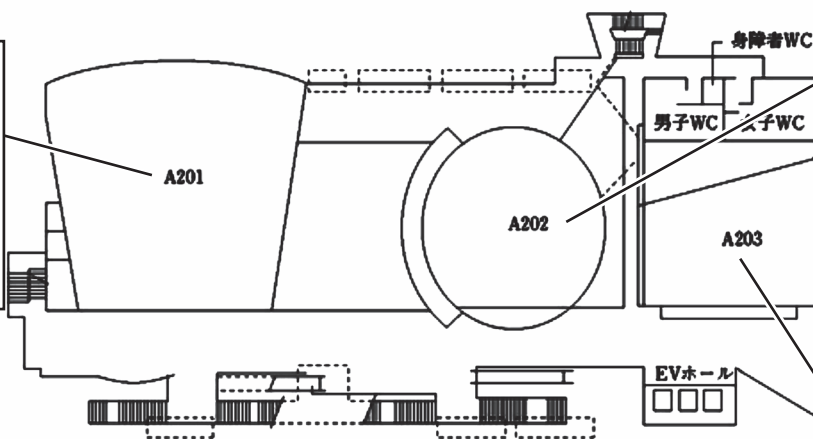
会場：福岡大学 七隈キャンパス A棟 地下1階、2階、4階、6階

※3月9日（土）は、A403教室が本学会大会とは別の催しに使用されておりますのでご注意ください。



※ 1階 A101教室を休憩室とする予定です。

A201 教室(会場 3)
9 日(土)
・一般発表 A
10 日(日)
・一般発表 B/C

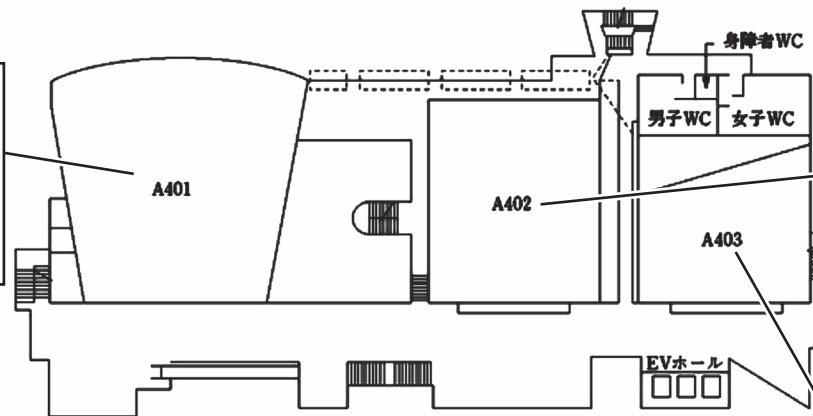


2 階

A202 教室(会場 4)
9 日(土)
・一般発表 A
10 日(日)
・一般発表 B/C
(M4 含む)
・研究委員会企画
シンポジウム
・クロージング

A203 教室
9 日(土)
・学生企画
シンポジウム
・国際交流委員会
企画シンポジウム
・学会総会
10 日(日)
・実行委員会
企画: 特別講演

A401 教室(会場 1)
9 日(土)
・一般発表 A
10 日(日)
・一般発表 B/C



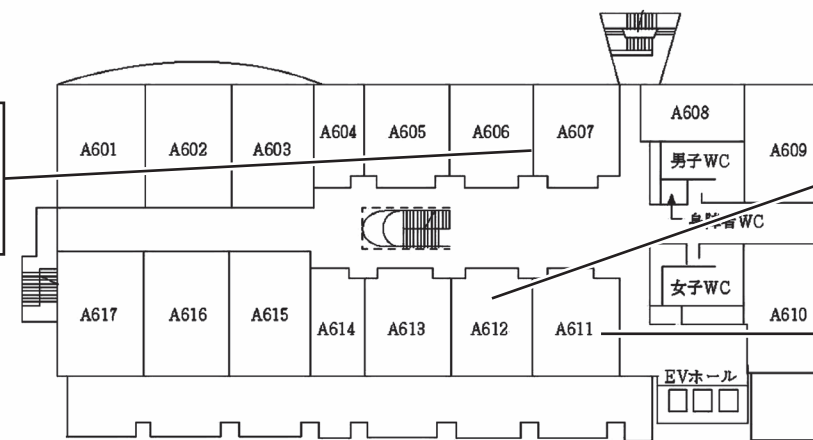
4 階

A402 教室(会場 2)
9 日(土)
・一般発表 A
10 日(日)
・一般発表 B/C

A403 教室
10 日(日)
・ランチセミナー

※ 9 日(土)は使用
いただけません。

A606・607 教室
・休憩室



6 階

A612 教室
・企画等打ち合わせ
会場

A611 教室
・理事会

＜タイムスケジュール＞

全体スケジュール

	3月8日（金）	3月9日（土）	3月10日（日）
午前		10:00～11:00 新旧理事会（611） 10:30～ 受付（以降随時） （AB01） 11:00～12:30 新理事会（611） 11:20～12:50 学生企画 シンポジウム ＜パラアスリートの 身体表象＞（203）	9:00～10:30 一般発表B （M4含む） （201、202、401、402） 10:40～12:10 一般発表C （M4含む） （201、202、401、402） 12:10～13:00 ランチセミナー ＜オリンピック・レガ シー・ストーリーを語 る：エスノグラフィ 的接近＞（403）
午後	15:00～17:00 旧理事会 （611）	13:00～15:00 一般発表A （201、202、401、402） 15:10～17:10 国際交流委員会企画 シンポジウム ＜平昌五輪とその社 会的インパクト：メ ディアと地域社会の 視点から＞（203） 17:20～18:20 学会総会（203） 18:30～20:30 懇親会（文系センター 棟16階 スカイラウ ンジ）	13:00～14:20 実行委員会企画 ＜榎 徹氏特別講演＞ （203） 14:30～16:30 研究委員会企画 シンポジウム ＜日本版NCAAと、 これからの大学 スポーツ＞（202） ※一般公開シンポジウム 16:30～17:00 クロージング （202）

一般研究発表の会場とタイムスケジュール

9 日 (土)	A 401 教室	A 402 教室	A 201 教室	A 202 教室
13:00 ～ 15:00 一般発表 A	9A1 <社会的包摂> <u>鷺谷洋輔氏</u> 1. 原 祐一氏他 2. 川田幸生氏 3. 糸数温子氏 4. 鈴木直文氏	9A2 <体育会系の 社会学> <u>杉本厚夫氏</u> 1. 浜田雄介氏 2. 野村洋平氏 3. 小丸 超氏 4. 金 瑛氏	9A3 <メディアと 身体> <u>西山哲郎氏</u> 1. 小石川 聖氏 2. 岡田光弘氏他 3. 松田恵示氏 4. 竹内秀一氏他	9A4 <コミュニティ> <u>水上博司氏</u> 1. 張 寿山氏 2. 国兼 慶氏 3. 嘉門良亮氏 4. 伊藤 葵氏
10 日 (日)	A 401 教室	A 402 教室	A 201 教室	A 202 教室
9:00 ～ 10:30 一般発表 B (M4 含む)	10B1 <ライフ スタイルポーツ> <u>北村尚浩氏</u> 1. 武井陽太郎氏 他 2. 市井吉興氏 3. 亀井克之氏他	10B2 <ジェンダー> <u>高峰 修氏</u> 1. 川野佐江子氏 2. 田中 嵐氏 3. 溝口紀子氏	10B3 <社会資本・ 文化資本> <u>中澤篤史氏</u> 1. 笹生心太氏 2. 小谷寛二氏 3. 三角さやか氏	10B4 <健康政策> <u>高尾将幸氏</u> 1. 青野桃子氏 2. 多田 茂氏 10M4 <文化と政治> <u>松島剛士氏</u> 1. 山崎貴史氏 2. 岡本純也氏
10:40 ～ 12:10 一般発表 C (M4 含む)	10C1 <レガシー> <u>山崎貴史氏</u> 1. 金子史弥氏 2. 高峰 修氏 3. 清宮孝文氏他	10C2 <学生野球> <u>高橋豪仁氏</u> 1. 中澤篤史氏他 2. 竹村直樹氏 3. 立木宏樹氏	10C3 <スポーツ の病理> <u>市井吉興氏</u> 1. 村本宗太郎氏 2. 深田忠徳氏 3. 新井野洋一氏	10C4 <スポーツル> <u>柏原全孝氏</u> 1. 山崎未南子氏 他 2. 柴田遼太氏

<大会日程>

◆3月8日(金)◆

●15:00～17:00 旧理事会 6階A611教室

◆3月9日(土)◆

●10:00～11:00 新旧理事会 6階A611教室

●10:30以降随時 受付 地下1階AB01教室

●11:00～12:30 新理事会 6階A611教室

●11:20～12:50 学生企画シンポジウム 2階A203教室

<パラアスリートの身体表象>

発表者：太田慎也（株式会社WOWOW）

竹内秀一（学習院大学大学院）

武藤伸司（東京女子体育大学）

●13:00～15:00 一般発表A

A- 会場1：4階A401教室：<社会的包摂> 座長：鷺谷洋輔（同志社大学）

9A1-1：原 祐一（岡山大学） 松田恵示（東京学芸大学）

不登校と「卓球」の社会学（1）

—教育支援センターにおける「ネット越し」の他者関係—

9A1-2：川田幸生（一橋大学大学院）

公民館という場を拠点にスポーツを実施する障害をもつ/もたない青年たち

—東京都国立市公民館「しょうがいしゃ青年教室」を事例に—

9A1-3：糸数温子（一橋大学大学院／日本学術振興会特別研究員DC1）

貧困・社会孤立に抗するコミュニティを拡張するスポーツイベントの取り組み

—沖縄・ダイモンカップの実践を中心に—

9A1-4：鈴木直文（一橋大学）

スポーツを核とした社会的包摂プログラムのデザインと実践

—「遊び心」と「自分らしさ」の居場所づくり—

A- 会場2：4階A402教室：<体育会系の社会学> 座長：杉本厚夫（関西大学）

9A2-1：浜田雄介（京都産業大学）

共同研究：体育会系の社会学—われらの内の体育会系なるもの

第1報告 体育会系の諸特徴の抽出と整理

9A2-2：野村洋平（龍谷大学）

共同研究：体育会系の社会学—われらの内の体育会系なるもの

第2報告 原組織と体育会系

9A2-3：小丸 超（九州共立大学）

共同研究：体育会系の社会学—われらの内の体育会系なるもの

第3報告 体育会系と軍隊の内務班—特に「思考停止」の機制に着目して

9A2-4：金 瑛（関西大学）

共同研究：体育会系の社会学—われらの内の体育会系なるもの

第4報告 体育会系とクラブの論理

A- 会場3：2階 A201教室：＜メディアと身体＞ 座長：西山哲郎（関西大学）

9A3-1：小石川 聖（早稲田大学大学院）

テレビ中継のリプレイ映像と「テクノ・ナショナリズム」

9A3-2：岡田光弘（国際基督教大学） 原仲 碧（上智大学）

チーム・スポーツでのミーティングのビデオ・エスノグラフィー

—コーチングの社会学に向けて—

9A3-3：松田恵示（東京学芸大学）

「視ることば」と身体の「自己指示化」

—高度情報化社会における再帰性に焦点づけて—

9A3-4：竹内秀一（学習院大学大学院博士後期課程） 渡 正（順天堂大学）

中山健二郎（立教大学大学院博士後期課程）

パラリンピックの表象とオーディエンス・エスノグラフィー

—スポーツドキュメンタリーシリーズ『WHO I AM』を対象に—

A- 会場4：2階 A202教室：＜コミュニティ＞ 座長：水上博司（日本大学）

9A4-1：張 寿山（明治大学）

スポーツ政策における合意形成へのアプローチ

—イングランドにおけるコミュニティ所有型スポーツクラブ支援政策の変遷を例に—

9A4-2：国兼 慶（北海道大学大学院教育学研究院）

陸上競技のトレーニングに見られる実践コミュニティの形成

9A4-3：嘉門良亮（東北大学大学院）

地域スポーツ集団と生活組織の現代的展開

—40年後の「洞ヶ崎」再々訪—

9A4-4：伊藤 葵（富山国際大学）

総合型地域スポーツクラブの成長過程における中間支援組織の役割

●15：10～17：10 国際交流委員会企画シンポジウム 2階A203教室

＜平昌五輪とその社会的インパクト：メディアと地域社会の視点から＞

司会：石岡丈昇（北海道大学）

発表者：パク・ボヒョン（大邱カトリック大学）

キム・チャングム（ハンギョレ新聞）

指定討論者：黄 順姫（筑波大学）、黒田 勇（関西大学）

通訳：森津千尋（宮崎公立大学）、申 恩真（北海道大学大学院）

●17：20～18：20 学会総会 2階A203教室

●18：30～20：30 懇親会 福岡大学 文系センター棟 16階 スカイラウンジ

●9:00～10:30 一般発表B (※10M4-1を含む)

B- 会場1:4階A401教室:＜ライフスタイルスポーツ＞ 座長:北村尚浩(鹿屋体育大学)

- 10B1-1:武井陽太郎(一橋大学大学院経営管理研究科)
岡本純也(一橋大学大学院経営管理研究科)
100kmウォークにおける『物語』
—ウォーキングイベントの普及に関する探索的研究—
- 10B1-2:市井吉興(立命館大学)
日本におけるライフスタイルスポーツ研究の展望
—ニュースポーツの系譜におけるライフスタイルスポーツの位置とは—
- 10B1-3:亀井克之(関西大学社会安全学部) 杉本厚夫(関西大学人間健康学部)
市民マラソンによる自己変革と組織変革
—大阪マラソン参加の事例—

B- 会場2:4階A402教室:＜ジェンダー＞ 座長:高峰 修(明治大学)

- 10B2-1:川野佐江子(大阪樟蔭女子大学)
大相撲力士の身体表象
—「男らしさ」と「〈日本人〉らしさ」を巡って—
- 10B2-2:田中 嵐(東京学芸大学大学院)
ジェンダー・メッセージを発信するメディアとしての「遊び」の
機能に関する社会学的検討
- 10B2-3:溝口紀子(日本女子体育大学)
スポーツにおける月経に対する指導者と選手の相互不理解について

B- 会場3:2階A201教室:＜社会資本・文化資本＞ 座長:中澤篤史(早稲田大学)

- 10B3-1:笹生心太(東京女子体育大学)
沖縄におけるリーグボウリング
—ソーシャル・キャピタルの象徴としての側面から—
- 10B3-2:小谷寛二(広島文化学園大学人間健康学部スポーツ健康福祉学科)
私立大学の「スポーツ系学部・学科の急増」に関する一考察
- 10B3-3:三角さやか(関西大学大学院)
文化資本から見た日本のスイミングクラブの歴史的変容

B- 会場4:2階A202教室:＜健康政策＞ 座長:高尾将幸(東海大学)

- 10B4-1:青野桃子(一橋大学大学院)
自由時間における健康管理をうながす活動
—ウォーキングの政策的活用注目して—
- 10B4-2:多田 茂(順天堂大学大学院)
地域スポーツクラブをベースに市民の健康増進と予防を目指す社会的システムの展開
—ドイツの組織スポーツの医師会および法定疾病保険連合との連携の試み—

M- 会場4：2階 A202教室：＜文化と政治＞ 座長：松島剛史（立命館大学）

（※10：05～）

10M4-1：山崎貴史（北海道大学）

2020年東京オリンピック・パラリンピック開催決定と都市の

ジェントリフィケーション

—ジェントリフィケーションを正統化する論理の変容に着目して—

10M4-2：岡本純也（一橋大学大学院経営管理研究科）

なぜ沖縄の民俗舞踊「エイサー」は世界に広まっていったのか

—米国占領下の伝統文化の活性化—

●10：40～12：10 一般発表C（※10M4-2を含む）

C- 会場1：4階 A401教室：＜レガシー＞ 座長：山崎貴史（北海道大学）

10C1-1：金子史弥（筑波大学）

オリンピック・パラリンピック大会が開催都市にもたらす＜スポーツ的レガシー＞に関する研究

—2012年ロンドン大会の事例：地方自治体職員の視点に着目して—

10C1-2：高峰 修（明治大学）

「復興」と「五輪」の関係の生成

—NHK テレビ番組を事例として—

10C1-3：清宮孝文（日本体育大学大学院体育科学研究科博士後期課程）

依田充代（日本体育大学）

スポーツボランティアへの不参加動機

—体育系大学生に着目して—

C- 会場2：4階 A402教室：＜学生野球＞ 座長：高橋豪仁（奈良教育大）

10C2-1：中澤篤史（早稲田大学） 鈴木楓太（早稲田大学・非常勤）

戦前日本における中等学校競技大会の展開

—朝日新聞社編『運動年鑑』（1919-1943）を資料として—

10C2-2：竹村直樹（龍谷大学）

高校野球にみるプロ・アマ問題

—プロ・アマ断絶の構造と歴史—

10C2-3：立木宏樹（熊本学園大学）

学生野球初期にみられる応援の喧騒とその文化性に関する一考察

—学生野球文化におけるイデオロギーとの関係から—

C- 会場3：2階 A201教室：＜スポーツの病理＞ 座長：市井吉興（立命館大学）

10C3-1：村本宗太郎（立教大学大学院）

学校運動部活動における体罰をめぐる裁判での部員と指導者の

主張にみられる体罰発生要因の検討

10C3-2：深田忠徳（鹿児島国際大学）

サッカー・野球期における観戦形態に関する一考察
—観戦者、プレーヤー、審判の関係性に着目して—

10C3-3：新井野洋一（愛知大学地域政策学部健康・スポーツコース）

スポーツ社会病理学の可能性

C- 会場4：2階A202教室：＜スポーツルール＞ 座長：柏原全孝（甲南女子大学）

（※11：10～）

10C4-1：山崎未南子（日本体育大学大学院体育科学研究科博士前期課程）

依田充代（日本体育大学）

スポーツのルール改正から生じる不満に関する研究
—男子柔道選手に着目して—

10C4-2：柴田遼太（東京学芸大学大学院）

意図的ルール違反の潜在的機能に関する考察

—第2次ルールに対する違反に着目して—

●12：10～13：00 ランチセミナー 4階A403教室

＜オリンピック・レガシー・ストーリーを語る：エスノグラフィー的接近

Telling the Olympic Legacy Story – an ethnographic approach＞

講演者：フィル・コーエン（東ロンドン大学名誉教授）

●13：00～14：20 実行委員会企画：特別講演 2階A203教室

＜新たな栄光をめざす大分トリニータの「戦略」：三位一体で成し遂げてきた
地域密着のクラブ経営と今後の展望＞

講師：榎 徹 氏（株式会社大分フットボールクラブ代表取締役社長）

司会：谷口勇一（大分大学）

●14：30～16：30 研究委員会企画シンポジウム：一般公開シンポジウム

2階A202教室

＜日本版NCAAと、これからの大学スポーツ＞

司会：西山哲郎（関西大学人間健康学部）

コーディネーター：松島剛史（立命館大学産業社会学部）

発表者：松元 剛（筑波大学体育系）

宮田由紀夫（関西学院大学国際学部）

杉本厚夫（関西大学人間健康学部）

●16：30～17：00 クロージング 2階A202教室



要 旨 集

学生企画：シンポジウム
国際交流委員会企画：シンポジウム
ランチセミナー
実行委員会企画：特別講演
研究委員会企画：シンポジウム

◆ 学生企画シンポジウム

3月9日(土) 11:20～12:50 会場:2階A203室

パラアスリートの身体表象

発表者:太田慎也(株式会社WOWOW)

竹内秀一(学習院大学大学院)

武藤伸司(東京女子体育大学)

担 当:関東学生フォーラム世話人

竹内秀一(学習院大学大学院)

山本夏生(一橋大学大学院)

中山健二郎(立教大学大学院)

2020年東京オリンピック・パラリンピックの気運が高まるとともに、マス・メディアに選手が登場する機会も増している。とりわけパラアスリートに関して、その潮流は顕著であろう。そこでは、障害が主に乗り越えるべき対象として報じられることで、「より速く、より高く、より強く」という卓越性の文脈で、アスリートの身体性が強調されている。

この点について学術では、健常者の身体こそ優れており、障害者の身体が劣ったものであるという、身体に対する一元的な価値意識が強化される可能性が指摘されている(藤田, 2002)。また、障害当事者においては、パラリンピアンが自分を奮い立たせてくれるとみる者もいれば、「乗り越える」というストーリーに共感できず、パラリンピックを否定的にみる者もあり、卓越性の文脈から報じられるパラアスリート身体性について、解釈の二極化がみられるという報告もある(中山, 2018)。本シンポジウムでは上記の問題意識を踏まえて、パラアスリートの身体がメディアのなかでどのように描かれているのかという観点から、さらに議論を深めていきたい。なかでも今回は、国際パラリンピック委員会と株式会社WOWOWの共同プロジェクトであるスポーツ・ドキュメンタリーシリーズ『WHO I AM』を取り上げ、検討していく。

はじめに、番組チーフプロデューサーの太田慎也氏より番組制作における理念や、多様な身体をいかに描くのかに対する葛藤などお話いただく。次いで、同番組内においてパラアスリートの身体がどのように捉えられているのかについて、世話人を代表して竹内(学習院大学大学院)より報告する。一方で、現象学的身体論をご専門とされる武藤伸司先生(東京女子体育大学)からは、身体をめぐる主観的な意味世界についての知見をいただくことで、その後の議論へと続く補助線を得たい。そして最後には、登壇者三者による総合討論や質疑応答を通して、多様な身体の可能性を拓きうる表象、あるいはその付き合い方等について議論を深めたい。

◆ 国際交流委員会企画シンポジウム

3月9日(土) 15:10～17:10 会場:2階A203教室

平昌五輪とその社会的インパクト： メディアと地域社会の視点から

発表者：パク・ボヒョン（大邱カトリック大学）

キム・チャングム（ハンギョレ新聞）

指定討論者：黄 順姫（筑波大学）、黒田 勇（関西大学）

通訳：森津千尋（宮崎公立大学）、申 恩真（北海道大学大学院）

司会：石岡丈昇（北海道大学）

国際交流委員会では、今年度の学会大会において、韓国から登壇者を招聘して、2018年の平昌五輪をめぐるセッションを企画しました。とりわけ、メディアと地域社会という二つの軸を設定して、韓国国内において、冬季五輪がどのように報道されどのような世論が構成されたのかを解説すると同時に、冬季五輪の招致と開催がどのような地域社会へのインパクトをもたらしたのかについても議論したいと思います。

キム・チャングム氏は、ハンギョレ新聞の記者であり、平昌五輪についても精力的な情報発信をされてきました。そのためメディアについて、当日は議論をしてもらう予定です。また、パク・ボヒョン氏は、冬季五輪の招聘段階より、すでにクリティカルな視点を持った学術論文を執筆してきたスポーツ社会学者です。地域社会と不均等発展についても議論されてきました。そのため、地域社会の観点から、当日は発表をおこなってもらいます。

黄順姫氏（筑波大学）、黒田勇氏（関西大学）にディスカッサントとして討論に加わっていただきます。平昌五輪を振り返りながら、冬季五輪の社会的インパクトについて、社会学的考察を加えていきます。

◆ ランチセミナー

3月10日(日) 12:10～13:00 会場:4階A403教室

オリンピック・レガシー・ストーリーを語る： エスノグラフィ的接近

Telling the Olympic Legacy Story – an ethnographic approach

講演者：フィル・コーエン（東ロンドン大学名誉教授）

【開催趣旨】

2020年東京オリンピック・パラリンピックが間近に迫っている。研究委員会では、オリンピック・パラリンピックについての研究視角を検討するため、フィル・コーエン（Phil Cohen）氏のセミナーを企画した。短時間のセミナーではあるが、会員間の活発な意見交換がなされれば幸いである。

【概要】

演者は、東ロンドンに真新しいオリンピック公園が建設されたことによって最も影響を受けた地域コミュニティについて、2012年以前から7年間にわたり、エスノグラフィックな調査研究を行ってきた。それに引き続き、2012年大会が当該地域社会にどんなレガシーを残したのか、その影響について継続調査を行なった。

今回の報告では、社会理論、研究方法論、公共政策に関する主要な論点とは何かをいくつかあげてみたい。それは、この調査研究から立ち上がってきたものであり、また現在2020年東京大会に関わっている研究者にとって意味のあるものである。

【講演者紹介】

フィル・コーエン（Phil Cohen）

東ロンドン大学名誉教授（カルチュラル・スタディーズ）。ロンドン大学（UCL）先端研究所研究員。著書に、“On the wrong side of the track?”（Lawrence and Wishwart 2013年）（第6章の邦訳は「ありがとう、でももう結構」小笠原・山本編『反東京オリンピック宣言』航思社所収）、“London 2012 and the Post-Olympic City”（Palgrave 2017年）など。

◆ 実行委員会企画：特別講演

3月10日(日) 13:00～14:20 会場：2階A203教室

新たな栄光をめざす大分トリニータの「戦略」： 三位一体で成し遂げてきた地域密着のクラブ経営と今後の展望

講師：榎 徹 氏（株式会社大分フットボールクラブ代表取締役社長）

司会：谷口勇一（大分大学）

◆講演要旨

トリニータの前身は「トリニティー」。イタリア語で「3」を意味する「tri（トリ）」を冠する意図は、県民、企業、行政の三位一体をめざすクラブであると言う。それは今日、見事に体现されたといえよう。

草創期、なかなかJ1昇格を成就できない年が続いたものの、だからこそ、「あともう一步！」の思いが、まさに県民、企業、行政一体となって醸成され、「おおいたにとって大切なクラブ」となり得た。

はじめてJ1に昇格した後は、ナビスコカップで日本一を達成。「とりあえず祝い酒よばれるか」と、サッカーにさほど関心をもっていなかった筆者もまた、トリニータの存在を歓迎する立場に。その後、経営状態の悪化も伴い、J2、さらにはJ3に陥落。三位一体はここでも発揮される。県行政からの職員出向をはじめとした各種の支援、さらには、県内企業による全面的な支援体制（寄付の高まり）、県民からの応援行動（観戦者数はさして減少せず）等々。

苦しかったであろうJ3時代、クラブもまた努力をしてきた。県内小学校への選手派遣を無償で実践し、子どもたちのトリニータ愛を育んできた。今シーズン（2018年）、見事にJ1へ復帰！心からの賛辞と敬意を表したい。

苦難、栄光、苦難、そして再度の栄光を獲得し、更なる発展をめざすトリニータの「クラブ戦略」の内実に迫りたい。清武、西川といった日本代表チームの主力選手を輩出したクラブでもある。榎社長は、トリニータ（大分フットボールクラブ）の今後をどう構想しているのか、そして、トリニータを契機とした今後の大分県のスポーツシーンをどのようにみつめ、構想しているのか。お聴きしてみたい。

本実行委員会企画は、Jクラブの社会学であると同時に、地域・地方スポーツ政策の社会学にも通ずるはずである。
(文責 谷口勇一)

◆榎 徹 氏プロフィール

1959年 大分県佐伯市生まれ（59歳）

佐伯鶴城高校から九州大学法学部を卒業の後、1982年に大分県庁に入庁、企画振興部文化スポーツ振興課長、大分県東部振興局長を経て、2016年より現職。好きな言葉は「持続する志」、趣味は40歳を大きく過ぎてはじめてのテニス、読書。

◆ 研究委員会企画シンポジウム：一般公開シンポジウム

3月10日(日) 14:30～16:30 会場：2階A202教室

日本版NCAAと、これからの大学スポーツ

発表者：松元 剛（筑波大学体育系）

「日本版NCAAと筑波大学アスレチックデパートメントが目指すもの」

宮田由紀夫（関西学院大学国際学部）

「アメリカでNCAAが果たしてきた役割の歴史と現状」

杉本厚夫（関西大学人間健康学部）

「日本版NCAAの導入は、大学スポーツが抱える問題の処方箋となるのか」

司 会：西山哲郎（関西大学人間健康学部）

コーディネーター：松島剛史（立命館大学産業社会学部）

2013年9月に、東京でのオリンピック・パラリンピック大会開催がIOC総会で決まった前後から、日本のスポーツは変革の時期を迎えることになった。2011年のスポーツ基本法の公布や、2015年のスポーツ庁の発足は特に重要であり、良くいえばスポーツ文化の地位を高める動きとみなすこともできるだろう。しかし、その変化は、アマチュアリズムや体育教育との結びつきを支えてきたスポーツ文化の拠り所を見失わせるリスクもはらんでいる。たとえば、2018年5月に起きた大学アメリカンフットボールにまつわる暴力事件などは、間違った意味で「プロフェッショナル」という言葉が大学スポーツの指導者に理念として受容された結果と考えるべきかもしれない。

こうした状況から、現在、大学スポーツ改革の目玉として喧伝されている日本版NCAAについても、その示す理念は手放しでは歓迎されず、単なる商業化に堕する危険が危惧されている。かつてアメリカで、NCAAの元となる組織が設立された当初は、過熱して自滅に陥りかけた競技に規制をかけ、進むべき方向を示すためであったが、それを再現することが果たして我々にできるのか。他方で、大学スポーツの舞台に観客を入れることは、関係者だけが独善的に是非を判断できていた現状を揺るがし、社会的に健全な理念を共有する機会とも考えられる。大学スポーツの危機を、批判するだけに終わることなく、より望ましい姿に改革する契機として日本版NCAAを活用する道を模索することが、今回のシンポジウムを開催する目的である。

※本シンポジウムは、日本スポーツ社会学会の会員以外の方にも無料で公開されます。なお、本シンポジウムの開催にあたって、日本スポーツ体育健康科学学術連合より補助金を得ています。



一般研究発表抄録



不登校と「卓球」の社会学（1） —教育支援センターにおける「ネット越し」の他者関係—

原 祐一（岡山大学） 松田恵示（東京学芸大学）

1. 研究の背景と目的

学校に行けない“不登校”の子どもに対して、どの様に支援していくのかが社会的課題となっている。現在、教育支援センター（適応指導教室）の在り方が注目されている。平成23年以降、不登校児童・生徒数が増加傾向にある今、教育支援センターにおいてスポーツが果たす役割を検討することは、子ども達の居場所としての機能を再検討するとともに、Sport for everyoneを実現していく上でも示唆に富むと思われる。

教育支援センターという場は、教育委員会等が設置し、不登校の児童・生徒が学校生活へ復帰できるように支援する。児童、生徒の在籍校と連携をとりつつ、個別カウンセリング、集団での指導、教科指導等を組織的、計画的に行う。ここで過ごす不登校の子供達は、学校に行きたくても情緒混乱や家庭環境を理由にするタイプから、無気力や学業不振等による学校に行きたくないタイプ、人間関係に不安を抱えるタイプ、遊びや非行に走るタイプなど様々な理由によって不登校になっている。つまり、不登校という同質性はあるものの、それぞれが抱えている課題は多岐にわたるため、児童・生徒は多様な他者と生活することになる。

ところで、文部科学省が平成27年度に行った「教育支援センター（適応指導教室）に関する実態調査」によると、教育支援センターでは「個別の学習指導」や「相談・カウンセリング（児童・生徒）」といった活動に次いで、「スポーツ活動」を多く行っていることが明らかにされている（84.8%の施設実施率）。このことから現場では、不登校の子どもにとって体育やスポーツが一定程度の教育もしくはケアの効果を持っていると認められているものと思われる。しかし、教育支援センターのみならず不登校の子ども達において体育やスポーツの在り方に関する研究は未だ取り組みが少ない状況にある。2017年度以降ヒアリング調査を実施している中で、体育の授業（運動の時間）としていくつかの種目を取り上げられていることと同時に、「卓球」を実施している施設が多いことがわかってきた。確かに、適応指導教室での実戦例として卓球が取り上げられていることはこれまでも指摘されている。しかし、吉岡・堀江（2012）が指摘するように、適応指導教室での卓球は、上手くなることを第一目的にしておらず、活動を通して関係を深めることや自信を高めたり気持ちをほぐしたりするような社会的コミュニケーションを学ぶことを目的にしているという記述がなされるように、あくまでも教育者側の意味づけとして捉えられており、不登校の児童・生徒の行為としては捉えられていない。エビデンスがないにも関わらず、全国的に教育支援センターで卓球台が置かれ実践されている様は、研究が追いついていないことに他ならない。

以上のことから本研究は、不登校の児童・生徒が教育支援センターという場において、多様な他者と共に卓球をする行為がどのような意味や機能を有しているのかを明らかにすることを目的とする。

2. 研究方法

研究方法としては、教育支援センター職員へのインタビューならびにフィールドワークを行うこととした。本研究は、不登校の児童・生徒を対象とした研究となるため、特別な配慮が必要となる。そのためフィールドワークでは、なるべく関与しないように注意し、卓球を行なっている実践現場での行動観察、雰囲気の記事ならびに会話を手掛かりにデータを収集した。ただし、この際に卓球をするという行為について深く理解するために、「焦点化された観察」を行う。焦点化するために、スポーツに対して苦手意識を持っている大学生や人間関係に対して課題を感じている大学生へ卓球プログラムを提供し、プレー中に何を感じるのか、何を見ているかなどの観点からインタビューを行い、卓球が持つ特性につ

いての視点について検討を行った。その上で、フィールドワーク内で「選択的観察」(Werner・Schoepfle, 1987)を実施した。

なお、インタビューは、東京都で4教室、岡山県で2教室の職員を対象に行い、フィールドワークについては、岡山県のK教室で行った。これらのデータについてトライアングレーションしながら分析を行った。

3. 結果と考察

ここでは、フィールドワークを行なったK教室での実践をもとに「ネット越しの他者」について言及することとしたい。K教室では、駅前のビル内にあり、非常に敷地が狭いが、月に1回卓球大会を行なっている。卓球台がなんとか1台置ける部屋で、8名(調査当日)の中学生がシングルスとダブルスのトーナメントを約1時間行なっていた。卓球大会と言っても、和やかな雰囲気、静かに行われており不登校生徒が大きな声や感情をなるべく表に出さないようにお互いに気を使いながら実施されていた。

1) ネット越しの他者とまなざし

K教室に来ている生徒は、比較的大人しく、コミュニケーションをする際に、目を合わせるのが苦手な子が多い。そのような中で、卓球台をはさみプレーを行うという行為はいかにして成立しているのだろうか。卓球をする際に、ネット越しに見える他者は、物理的にはこちらを“まなざし”ている。構造的に向き合うまなざしは、評価する/される関係を築きやすい(北山、2005)。しかし、よく観察していると、プレーヤーは相手を見ているのではなく、ピンポン球を追っていることがわかる。つまり、ネット越しにピンポン球を共視しているのである。この共に同じものをまなざす共視体験は、共感を生み出しやすいという(北山、2005)。そうすると、他者関係に課題を抱えている不登校の生徒にとっては、多様な他者と直接的に対峙するのではなく、ネット越しに対峙しながら、見ているようで見ていないという「やさしいまなざし」関係の中で、プレーが行われることになる。このことが、他者を見ることができない関係から、卓球を通して他者と対峙することができるようになる機能を卓球が持っていることが示唆された。

2) ネット越しの他者とのリズムによる共振

K教室は、特におとなしい生徒が多いこともあり、試合中の教室は「カコン・カコン」という音が響いている。ゲームが途切れた時に、「なんかごめんな。サーブミスが多くて」と比較的よく話をするHの声が聞こえてくる。しかし、教室に響いているのは、基本的に「カコン・カコン」という音である。

たまたま、当日初めて卓球大会に参加した女子Zのゲーム中にラリーが続いたところでHが「いいねえ、いいねえ なんかリズムのいいラリーが続いて・・・」という。トーナメント形式でゲームが展開されているものの、Zに対して強い球を返さないB(優勝者)。周囲の生徒も目でピンポン球の行方を追いながら「カコン・カコン」という音に共振している。たまたま、ネットに引っかかってリズムが崩れたり、卓球台の淵に当たって変な方向へ飛ぶ時の音を聞いたりすると、生徒たちの笑み生まれる。そして、プレーをしている当事者同士は「ごめん」という。このような事象は、何を指しているのか。クラークスのリズム論(1971、2012訳)からすれば、この卓球のリズムは、規則正しいものではなく、まさにリズムの中で振動しながら、生命の脈動を感じる体験に他ならない。どのようなリズムが生まれるか予測不可能ではあるものの、心地よい音が不登校の児童にとってはやさしい雰囲気づくりになっていたのである。また、このリズムがある程度続かないと、つまらなくなってしまう。だからこそ、競争をしている中で、共にリズムを作ってもいるという「本気だけど本気でない」という二重性を持った形でプレーされ、指導者Eが指摘する様な他者と協働することの良さを卓球から結果的に学ばれていると考えられる。

4. 結論

卓球という種目が持つネット越しの他者関係が、人間関係に課題を抱える子供達にとって“優しい”関係として触れられることになる。つまり不登校の児童・生徒は、ネット越しの他者から「マナー」を学ぶことによって、日常生活の場面でも自らが「あえて」行為をすることを学んでいるのである。

公民館という場を拠点にスポーツを実施する障害をもつ/もたない青年たち
—東京都国立市公民館「しょうがいしゃ青年教室」を事例に—

川田幸生（一橋大学大学院）

1. 研究の目的

東京都国立市公民館「しょうがいしゃ青年教室」は障害をもつ青年、もたない青年の実践の中で継続されてきた（以下コーヒーハウス活動）。便宜上「スタッフ（障害をもたない青年）」「メンバー（障害をもつ青年）」と呼ばれることはあるが、その間にパターンリスティックな関係性はなく、互いに協働しながら実践が継続されてきた。また、スタッフの中においても休学、離職等困難さを経験したのも近年おり、社会的ないきづらさを経験しているものも少なくない。そのようなコーヒーハウス活動を通して以下のことを明らかとすることを目的とする。

第一に、どのように協働しながら実践が達成されてきたかを明らかとすること。第二に、2015年より2018年度現在まで行われるまでに至った「パラスポーツ講座」の成り立ち、及び「パラスポーツ講座」における参加者たちの相互行為の結果生まれた「スポーツに対しての意識」の変化を明らかとすることである。

2. 研究の方法

本報告においては、第一に文献研究によって、これまでのコーヒーハウス活動におけるスタッフ、メンバー間の関係性について整理する。第二に、アクションリサーチの手法をとって、パラスポーツ講座の成り立ち及び現在に至るまでの参加者たちの動的・静的な変化を明らかとする。文献研究に関しては、これまで社会教育の分野においてコーヒーハウスの活動が研究者ら外部から、また自らの活動をふりかえって数年毎に発行している文集など、蓄積が豊富にありコーヒーハウス活動に関わる人たちの特徴、関係性を整理するのに適していると判断したためである。アクションリサーチという手法に関しては、報告者自ら2012年よりコーヒーハウス活動に参加しており、参加した講座時においてはフィールドノーツをとっていた点、講座スタッフが記録する講座ノートによって参加講座の状況を把握できる点、何より講座参加者らとの人間関係においてラポールの形成が活動を通して築かれていったことが挙げられる。そのため、自ら新しいことを積極的に行なうことがなかった、いうなれば消極的な参加主体との関係性においても徐々にその変化を明らかにすることの一助となった。

3. 結 果

社会教育の分野においては、職員らによれば青年たちが活動をする中でエンパワメントしていき、最終的にはコーヒーハウスから巣立ついわば通過点としての居場所として記述する試み、また青年たちからは目の前の葛藤と戦いながら通過点してコーヒーハウスを考えずにいつまでもいい場所としての居場所としても捉え記録されてきた歴史があった。職員、参加する青年たちがかわればその場の特徴は変化しているものの根底にあるのは参加者にとって居場所として機能してきた、ということである。これらを前提に本研究の目的を達成しようと考え、スタッフ、またはメンバーたちのスポーツ活動に対する意識の変化も、居場所として自らが、またはわれわれ（みんなが）が継続的に参

加し続ける、という考えが念頭にあるかのような結果となった。

「スタッフ」「メンバー」にとってそれまで実施したことの無いスポーツ種目の実践を通して、同じ初心者故に起きる一体感、ルール理解の差から生まれる差異、様々な事柄がスポーツの場において発生した。また、メンバー・スタッフとしての彼/彼女らの多くがスポーツ体験に関してポジティブな経験を持っているものは少数で、みずから一般的なスポーツ施設に赴いてスポーツを実施することから縁遠い存在であったが、数年の講座開催を通して、メンバー・スタッフにおいては全く未知のものであったものから、体験した種目に限られるものの、「自分たちが実施できるもの」という認識へと変化し、「パラスポーツ講座」の前身的活動である「球戯部」において講座で行なった種目をリクエストする、など変化が起きたものもあらわれるにまで至った。

**貧困・社会孤立に抗するコミュニティを拡張するスポーツイベントの取り組み
ー沖縄・ダイモンカップの実践を中心にー**

糸数温子（一橋大学大学院／日本学術振興会特別研究員 DC1）

1. 研究の目的

本報告は、貧困問題や社会孤立の予防の一環としてスポーツ活用に取り組むNPOの実践を事例に、社会課題解決型のスポーツイベントのあり方と課題を検討し、今後の評価軸を模索するものである。

スポーツとチャリティーの関係は古くからある定番のスタイルだが、近年ではより一層、社会課題解決を目的としたスポーツイベントに注目が集まっている。とりわけ本研究で着目するサッカープログラムの提供を通じて、個人のエンパワーメントだけでなく、多様な人がつながる場を作ることで社会包摂へのアプローチを進めようという活動は、サッカーという競技の性質もあいまって、多様な形式と対象に向けて開かれている。例えば、2003年から毎年開催されているホームレスによるサッカーの世界大会『ホームレス・ワールドカップ（以下、HWCと略す）』や、そのHWCの各ナショナル・パートナーの活動は既にいくつかの先行研究によりその意義が知られている（岡田2012）。各国それぞれの活動自体に違いはあるもののHWC本戦への参加を目指した形で繋がり、ホームレス支援に関わる人々を広く巻き込んでいる。

本報告では、日本において貧困問題が再注目された2000年代後半以降に登場してきた社会課題解決型のサッカーイベントについて取り上げる。日本国内における社会課題解決型のサッカープログラムとしては、HWCの日本のナショナルパートナーでもあるNPO法人ビッグイシュー基金がサポートする日本代表チーム通称『野武士ジャパン』の練習活動や彼らの主催する『ダイバーシティカップ（since2016）』、NPO法人まきばフリースクールの主催する『MKB CUP（since2016）』、精神障がい者フットボール活動として日本ソーシャルフットボール協会が主催する『ソーシャルフットボール大会（since2013）』などが上げられる。これらは、各支援団体が日々接する支援対象者のスポーツプログラムをより高次に発展させ、当事者のエンパワーメントを重視し大会形式の場へと変化させてきた。他方で、従来型の企業のCSRや一般向けの啓発を目的としたチャリティーイベントとしてもアップグレードされたイベントは増えており、サッカー・フットサルによる社会貢献事業として「サッカー防災」を掲げる『social football COLO（Since2013）』などがある。さらに、前者の当事者支援の居場所づくり活動と後者の一般向け啓発活動の特性を取り入れたハイブリッド型の社会課題解決型サッカー大会の国内における先駆的事例としては本報告で取り上げる『ダイモンカップ（Since2012）』がある。

このような多様な社会課題解決型サッカー大会が年々拡がりを見せているが、スポーツによる貧困状態にある人への支援、社会孤立・包摂支援としての「居場所」作り活動それ自体への批判と同様に、貧困・社会孤立の根本的な原因に直接的な対応ではないことに特徴とニーズがあり、そのことがこれらの活動への評価を難しくしている。

それでは、社会課題解決型のスポーツイベントそのものの持つ効果とはどのようなものなのか。そこで、このような社会課題解決型のスポーツイベントの評価や尺度を考えるために、まず第一段階の作業として本報告では「貧困・孤立に抗するコミュニティづくり」というテーマを掲げて2012年よりはじまった『ダイモンカップ』のこれまでの取り組みを詳細に検討していく。

2. 研究の方法

分析の視点としては、「子どもの貧困」が社会課題として認知されて以降、貧困対策として向けられる『子どもの居場所』への批判を整理した小澤（2017）の議論を参考にした。貧困問題への支援活動に対する建設的・批判的な意見は、これらの活動を「再配分型対策」と「ケースワーク型対策」のどちらをより重視する立場であるかとして「配分」の問題と「承認」の問題として理解することができる（小澤2017）。これまでの先行研究では、スポーツプログラムによる「ケースワーク型対策」としての承認の場作りの意義が明らかにされてきたが、他方でこのような場を設けることが、どのようにして社会構造へと関心を向けさせることができるのか再配分の問題としては言及されてこなかった。そこで報告者は、個人への「承認」と社会の「配分」の両方へのアプローチの双方に取り組むケーススタディによって、大会という場が持つ「配分」と「承認」の双方向へのアプローチを検証する。その際、2つのイベント関係者への具体的な問いは以下の通りである：困難な条件下で主催者はなぜ大会を開催しているのか、主催者は何を目的として場作りをしているのか、それによってどのようにして社会課題に抵抗しようとしているのか。大会の来場者はどのようにこのイベントを見ているのか。

使用したデータは、①2012年の第1回大会から2019年の第7回大会までの企画書等の初期資料から報告書。関係者との振り返りやスタッフミーティングの記録、企業や各支援団体との対面的な意見交換におけるフィールドノートなど、多様な一次資料を整理した。次に②選手や関係者、各関係団体へのアンケート調査と③インタビュー調査、④報道された記事、⑤その他関係者から寄せられた提供資料、⑥シンポジウムや勉強会などへの出席時のトークスクリプトなどを併用した。

3. 結 果

①大会に参加する支援団体からは、当該イベントを活用した日常の支援の動機づけがなされていることや、チームの中での役割付与やチームワークを確認しあう機会として活用されていることが分かった。さらに、支援対象者にとってもイベントへの参加が満足度の高いものになっていることから先行研究と同様スポーツを活用することで得られる「ケースワーク型対策」としての効果を確認できた。②他方で、社会構造の問題として考えるための取り組みについては、継続して大会回数を重ねる中で問題意識を共有する機会が増え、大会参加選手の中から「貧困問題や教育問題に実は関心があった」という相談や現場のボランティアに参加してみたいなど、個人的な繋がりを介してインフォーマルに持ち込まれることもあり、個別のアクションを引き出していることが分かった。ただしあくまでコミュニティの拡張が狙いとなっており、再分配の議論を促すために支援団体同士をつなげ、コミュニティ形成の起点となるような仕掛けを散りばめており、その結果として支援団体間での連携の強化が見られた。

今後はこれらの事例を更に区分けし社会課題解決型イベントの類型化に着手したい。

【参考文献】

- 岡田千あき（2012）「なぜ貧しさの中でスポーツをするのか—ホームレスワールドカップ日本代表『野武士ジャパン』の事例から—」大阪大学人間科学研究科編『大阪大学大学院人間科学研究科紀要』第38号59-78.
- 小澤浩明（2017）「居場所づくり型市民運動と新福祉国家構想の連携～子ども食堂、学習支援をどうとらえるか」『子どもための学校事務』（136）16-25.

スポーツを核とした社会的包摂プログラムのデザインと実践 —「遊び心」と「自分らしさ」の居場所づくり—

鈴木直文（一橋大学）

1. 研究の目的

スポーツを社会的包摂（social inclusion）の目的に役立てようとする試みは、1990年代終わりから2000年代初めに欧州で盛んになり、次第に北米や“南”側諸国へと拡大した（Collins, 2003；Spaaij et al., 2014）。スポーツは社会的排除の状態にある若者を継続的に惹きつけることで、彼らと支援者の間の信頼関係の醸成とそれを通じて可能になる持続的な支援体制の構築に寄与していることがわかっている（Nichols, 2007）。他方でそのようなプログラムの受益者は少数に留まり、社会的排除を生み出すマクロな社会構造に影響を与えることは難しいとの批判もある（Spaaij, 2014）。そこで報告者は、ミクロな対面での相互行為がメゾレベルの構造変容によって促され、その蓄積がマクロレベルでの構造変容へと繋がる可能性について理論化した（Suzuki, 2017）。しかし特にメゾおよびマクロレベルでの構造変容については、実証的な裏付けを得るに至っていない。

そこで本研究は、近年日本において拡がりをみせ始めたスポーツを核にして社会的困難を抱える当事者を支援する取り組みを題材に、スポーツが促進するミクロ、メゾ、マクロレベルでの社会的包摂に向けた社会変容のプロセスを具体的に明らかにすることを目的とする。具体的にはビッグイシュー基金が2016年から主催しているダイバーシティカップを中心に、その参加団体や協力団体がどのようにスポーツを当事者支援に生かそうとしているのかを探る。それを通じて、スポーツが社会的包摂を促進するプロセスをモデル化することを試みる。

2. 研究の方法

ダイバーシティカップは、ホームレス、精神障害、知的障害、薬物依存症、ギャンブル依存症、ひきこもり等の様々な困難を抱えた当事者のためのフットサル大会である。これらの困難は、一人の当事者が同時に複数を経験することも多く、また社会的孤立に繋がりがやすいことから、社会的排除の問題として捉えられる。ダイバーシティカップはこれらの当事者が賑やかな雰囲気の中でフットサルを楽しみながら相互に交流する稀少な機会を提供している。またフットサル以外のアートや音楽などの要素も取り入れることで、幅広い楽しみ方ができるように工夫されている。

本報告は3年に渡るアクション・リサーチの中間的成果である。報告者は実行委員会の一員として企画運営に加わり、大会を行うことで起こしたい社会的変化（セオリー・オブ・チェンジ）のモデル化と、成果検証を通じたモデルの修正を行ってきた。ビッグイシュー基金が行っているホームレス当事者のためのサッカープログラムの練習や過去6大会すべてで参与観察を行い、2017年には参加団体や協力団体の代表者14名に対する半構造化インタビューを実施した（ビッグイシュー基金, 2018）。インタビューデータは構築主義的グラウンデッドセオリーの手法に従って分析した（Charmaz, 2006）。

3. 結 果

分析の結果、以下の4つの次元でのモデルを抽出した。第一に、スポーツを核とした支援を通じて包摂されていく当事者の経験は、エンパワメントのスパイラルとして図式化でき、それは心身の健康の回復から、社会性の回復を経て、自己の回復へと至るプロセスである。反対に彼らが経験してきた排除

の経験は、心身の健康の喪失が社会性の喪失を経て自己の喪失に至るプロセスである（図1）。

第二に、こうしたプロセスを促進する場は「居場所」と呼ばれ、それは相互承認が自分らしくあることを促し、自分らしい楽しみを通じてチャレンジと出会い、それを乗り越えることでより深い相互承認へと戻っていくループ構造で理解することができる（図2）。

第三に、大会を開催することはこの「居場所」機能を拡張するものであり、そこでは日常では経験しにくい非日常の場でのチャレンジに出会い、乗り越える経験が提供される。また大会運営に関わる多様な経験が普段より多くの参加者を集め、スポーツを通じた「居場所」形成の価値を共有するコミュニティが個別の支援団体の枠を超えて形成される機会でもある（図3）。

第四に、大会は当事者とその直接的な支援者のコミュニティが、その外に向けてメッセージを発し、一般社会の認識を変化させる契機としても機能する。大会運営を支援する協力団体やボランティアに対して、スポーツをはじめとした楽しみの要素を前面に出しながら、当事者が抱える社会的困難に対する理解を深刻にならずに広めることができる（図4）。

以上の4つの次元すべてで「遊び心 playfulness」が鍵を握っており、すべての構成員に「遊ぶ」ことが許される社会が包摂的社会の一つのモデルであるということができる。

4. 参考文献

ビッグイシュー基金（2018）『社会（スポーツ）を遊ぶガイドブック～サッカーがつくる居心地の良い社会～』、特定非営利活動法人ビッグイシュー基金。

Charmaz, K. (2006) *Constructing Grounded Theory: A Practical Guide through Qualitative Analysis*, London: Sage.

Collins, M. (2003) *Sport and Social Exclusion*, London: Routledge.

Nichols, G. (2007) *Sport and Crime Reduction: The Role of Sports in Tackling Youth Crime*, London: Routledge.

Spaaji, R., Magee, J. & Jeanes, R. (2014) *Sport and Social Exclusion in Global Society*, London: Routledge.

Suzuki, N. (2017) A Capability Approach to Understanding Sport for Social Inclusion: Agency, Structure and Organisations, *Social Inclusion*, 5 (2): 150-158.

<https://www.cogitatiopress.com/socialinclusion/article/view/905>

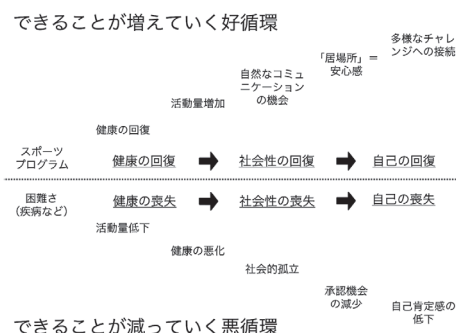


図 1 当事者のエンパワメントプロセス

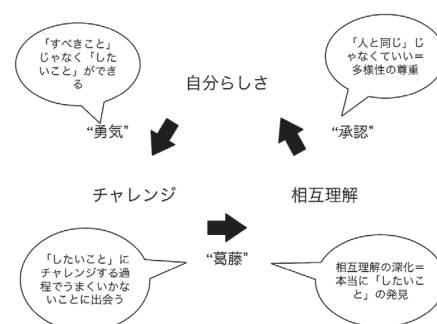


図 2 「居場所」での相互承認プロセス

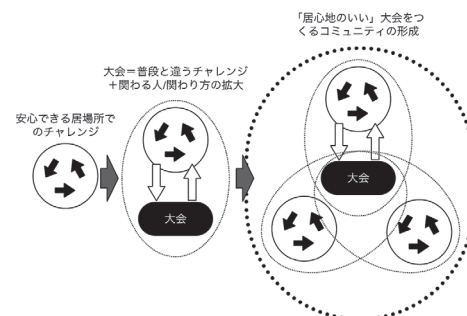


図 3 大会を通じた「居場所」の拡張

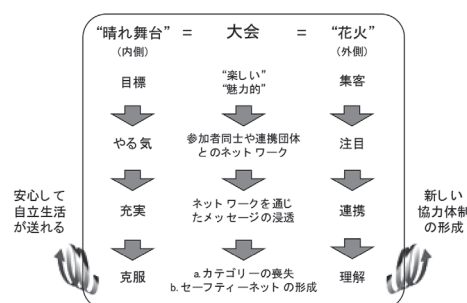


図 4 大会を通じた社会認識の変容

共同研究：体育会系の社会学—われらの内の体育会系なるもの
第1報告 体育会系の諸特徴の抽出と整理

浜田雄介（京都産業大学）

1. 研究の背景と目的

昨今の相次ぐ不祥事によって、体育会系と呼ばれる国内スポーツ界のあり方が強く問い直されている。そしてその発端となったのが、2018年5月に起こった大学アメリカンフットボールの「悪質タックル問題」である。われわれは例えば「悪質タックル問題」における指示内容を「忖度」しなければならない選手の立場、一連の反則行為はあくまで選手の思い込みや誤解の結果であるという指導者たちの「無責任」な説明、監督に意見することすら許されない「強圧的」な指導体制などを、体育会系の特徴だとみなすことができる。また程度の差こそあれ、これらの特徴が日本社会で散見され、「悪質タックル」を行ったA選手と同様の状況に置かれうることを、われわれは経験的に知っている。体育会系がスポーツ界に限らず広く日本社会に通底するものだったからこそ、「悪質タックル問題」は大きな反響を巻き起こしたのではないだろうか。

それでは、体育会系とは総じて何であるのか。この問いをもとにした共同研究の一環として、本報告ではおもに「悪質タックル問題」から体育会系の重要な部分をなしていると考えられるいくつかの特徴を抽出し、それらがどのような関係にあるのかを整理する。このような作業を通じて、体育会系を「構造化された概念＝社会化の装置」として捉える可能性を提示することが、本報告の目的である。

2. 研究の方法

本報告では「悪質タックル問題」に関する報告書および新聞記事を、基礎資料として用いた。特徴の抽出と整理にあたっては、便宜上社会関係・価値観・行動様式の各カテゴリーを設定し、特にA選手が所属していたアメリカンフットボール部内におけるそれらの様相やカテゴリー間の関係を示すと考えられる記述に着目した。

関東学生アメリカンフットボール連盟が設置した検証委員会は、A選手を含む選手たちが常識や倫理観などに欠けており、B監督の指示にただ従えばいいとするチーム体質のなかで「思考停止」していたことを、問題の一因として指摘している。しかしながら上記の資料では、「思考停止」した選手たちの平時の様子への言及は十分にはなされていない。そこで本報告では名門高校野球部出身の作者の経験にもとづいた漫画『バトルスタディーズ』を参照した。作中で描かれている厳しい上下関係や理不尽な「鉄の掟」のもとで活動する野球部員の姿から、「思考停止」の具体相を補完することにした。

3. 「悪質タックル問題」をめぐる社会関係・価値観・行動様式の概要

B監督の意向は部内では絶対であり、強制的な退部や暴力などへの恐怖を伴いながら、コーチ陣や選手たちはどんな理不尽があっても「はい」と返事して指示を実行する「上命下服」が当然のことになっていた。「上命」は必ずしも監督から直接下されるものとは限らず、媒介者によって取り計られ、組織全体に伝達される。A選手に対する「相手のクォーターバックを1プレー目で潰せば試合に出してやる」という意向も、B監督に伺いを立てたDコーチが先輩選手に伝えさせるなどしており、また当該試合の直前にはA選手が危険なタックルを行うという情報が相当数の選手たちのあいだで共有されていた。しかしながら、ルールを破り相手に怪我を負わせるほどの行為を事前に誰かが止めようとした事実は、基礎資料においては確認されなかった。

先の選手たちの常識や倫理観などの欠如とは、社会通念上普遍的な価値観よりも、時としてそこから

の逸脱をも厭わない部内の個別的な価値観が優先されていたことを指している。ただしおそらくこの場合、選手たちは部内の価値観にただ盲従していたのではないと考えられる。『バトルスタディーズ』のなかに、逆らえば「殺される」「鉄の掟」の1つである「1年生同士の私語は原則禁止」を同級生たちが上級生のいない場所では遵守しないことに、入部直後の脱走から復歸したばかりの1年生が驚いて問い正すという場面がある。それに対して、同級生たちは全く会話をしない生活は現実的ではないとして「常識で考えたらわかるやろ」「TPO ってやつやで」などと応じる。そして右に示したように、同級生たちの判断や行動は「空気」



『バトルスタディーズ』第6巻より

を読むことによってなされている。その理不尽さゆえに、まず彼らは「鉄の掟」を絶対的な基準として受け入れるしかない。そのうえで「問題」が降りかかるのを避けながら生活していくには、「鉄の掟」への態度を使い分ける必要が出てくる。その結果として、何が正しいのか、どのように行動すべきかという価値観はそのつどの「空気」に拘束されたものになる。驚いていた1年生の「なんかよくわらんけど慣れるように頑張るわ」という言葉のとおり、同級生たちはすでに「空気」を読むことを習慣化していた。このような主体性の喪失が「思考停止」であり、「悪質タックル問題」においても、選手たちは部内の「空気」に従うことで「潰せ」という意向に誰も表立って異を唱えなかったのだと推察される。

問題となった試合の直前に、B監督の精神的に追い込む指導方法の対象として「ハマっていた」A選手は、理不尽な扱いを通じて暗に求められる「強い気持ち」を指導陣に示さねばならなかった。Dコーチに言われたとおりに頭を丸め、B監督に「QB潰すんで（試合に）出してください」と進言したあとも、A選手は本当にタックルを実行するのか逡巡していた。しかしA選手は最終的には「自分で判断できなかった」と述べている。「悪質タックル」は「思考停止」の末に現れる行動の象徴例であり、それをB監督は部やA選手にとって望ましい「成長」と評価した。このように「悪質タックル問題」からは、特徴的な社会関係、価値観、行動様式が互いに関係し合ってそれらに適応させる構造をなす、社会化の装置としての体育会系の働きが導き出される。

4. 共同研究のパースペクティブについて

「1. 研究の背景と目的」で体育会系が広く日本社会に通底していると記した点に関して、本共同研究では日本の原組織とされる「イエモト」を分析上のパースペクティブとして共有している。第2報告では体育会系、企業体、軍隊に共通する特徴が「イエモト」の組織原理の転写に由来していることが、特に体育会系と企業体との関係から論じられる。第3報告では体育会系における「思考停止」の機制について、「悪質タックル問題」と軍隊の内務班を事例とした考察がなされる。第4報告では日本のプロ野球における外国人選手・監督の不適応を「クラブ」と「イエモト」という原組織の違いから説明することで、体育会系の位置づけが相対化される。共有されたパースペクティブのもとで「群盲評象」のように各報告が「体育会系なるもの」を部分的に浮かび上がらせることで、本共同研究は体育会系とは総じて何であるのかという問いの答えへの接近を試みる。

主要参考文献

関東学生アメリカンフットボール連盟検証委員会, 2018, 『日本大学アメリカンフットボール部が提出したチーム改善報告書の検証結果についての答申』.

関東学生アメリカンフットボール連盟規律委員会, 2018, 『調査報告書』.

なきぼくろ, 2016, 『バトルスタディーズ』6, 講談社.

日本大学アメリカンフットボール部における反則行為に係る第三者委員会, 2018, 『中間報告書』.

共同研究：体育会系の社会学—われらの内の体育会系なるもの 第2報告 原組織と体育会系

野村洋平（龍谷大学）

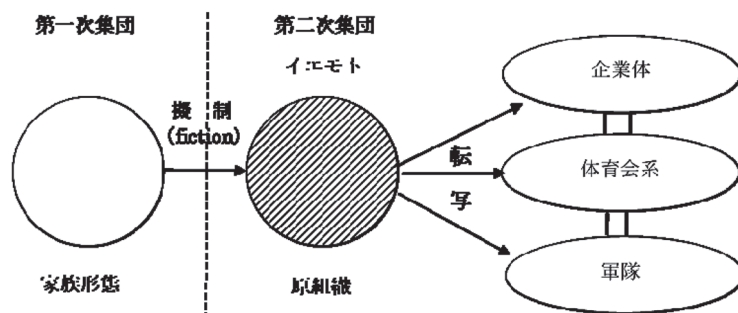
本報告では体育会系の社会関係・価値観・行動様式の基にある「原組織」をまず説明する。次に、日本の「原組織」となる「イエモト」制の構造と特徴を説明する。最後に「原組織」が転写された企業体を例にとり、企業体と体育会系との関係を説明する。

1. 「原組織」とは何か

「原組織」を説明する上で有効となるのは、F. L. K. シューの議論である。シューは『比較文明社会論』のなかで、それぞれの社会（シューは主に中国、インド、アメリカ、日本という4つの社会を取り上げている）における親族体系（第一次集団）の内容が反映されて作られる第二次集団について言及している。「父＝息子関係」が優性で単子相続により長男が重視される日本の親族体系では、長男以外の子どもたちは家族とは別の非親族集団を組織せざるを得ない。新しい非親族集団は、本家に連なる分家として、親族体系を参照しながら、そこに通底している原理を応用して、組織形成を行なう。「その社会を最も特徴づけるような種類の第二次集団ないし非親族集団」のことを、ここでは「原組織」と位置づけることとする。日本の場合、この「原組織」にあたるものが「イエモト（家元）」である（ちなみにアメリカの場合、原組織は「クラブ」である）。以下の表は、中国・日本・アメリカにおける、家族の中で優性となる関係、相続形態、優性となる第二次集団（＝原組織）、原組織を動かす原理を整理したものである。

	中国	日本	アメリカ
家族の中で優性となる関係	父＝息子関係 →親族集団の形成（血のつながりが重要）	父＝息子関係 （副次的に母＝息子関係） →嗣子以外の人間に対する排他性 →血のつながりはさして重要ではない（養子など）	夫＝妻関係 →＜ロマンチック・ラブ＞ 若者崇拜、自己依拠（self-reliance） →プライバシーの観念 →排他性
相続形態	分割相続	単子相続	
優性となる第二次集団（＝原組織）	クラン	イエモト	クラブ
原組織を動かす原理	血縁の原理	＜縁＞約の原理	契約の原理

イエモト制の社会関係・価値観・行動様式は、さまざまな組織へと転写されていく。「軍隊」・「企業体」・「体育会系」は、こうした「原組織」としてのイエモトが転写されたものであると考える。（右図参照）



2. イエモト制の構造と特徴

では、イエモト制はどのような構造および特徴を持っているのか。シューの議論は、川島武宜による

論文「家元制度」を中心にまとめられているため、「川島-シュー」の議論としてイエモト制を概説する。イエモト制の構造の要点は次の4点である。(1)師匠と弟子との主従関係、(2)この主従関係の連鎖によってヒエラルヒー的派閥集団を構成すること、(3)その集団が家元という家父長的権力によって統率されている点、(4)この集団が家父長的大家族集団として「擬制」されている点。

こうした構造の要点を踏まえ、イエモト制のもとにいる人々はどのような価値観と行動様式をもつことに至るのか。シューはイエモト制を動かす原理を「＜縁＞約の原理」であるとする。＜縁＞約の原理は、「固定化された不変のヒエラルヒー的制度 (hierarchical arrangement)」(強固な上下の序列関係)を伴いながら、一方で共通の目標、共通のイデオロギー、共通の掟に従う一団の人びとが自発的にとり結ぶ制度として定義されている。つまり、一方で血縁の原理に近い強固な序列関係を伴いながら、また一方で契約の原理と近いあたりで共通の目標に向けて自主的に形成される民主主義的な人間関係が奇妙に混じり合っていると考えることができる。

ここからイエモト制に特徴的な価値観と行動様式が生まれてくる。主従関係、ヒエラルヒー的組織、そして家元の存在は、人々に「権威」と「恭順」の意識を要求する。この権威は「外から」人々の精神を規定するため、外的な制裁(身体への打撃、叱責、破門など)が権威を体現する側から加えられることが多い。また「恭順」は、外形的行為における服従、一定の形式=儀礼的行動として現われる。それさえつくされれば従う側の義務はつくされたことになる。上記の権威と恭順との関係によって、その場に生まれる「雰囲気」への非自主的な追従が生じる。これらに由来して「個人的行動の欠如」、「個人的責任感の欠如」が見られる。さらには、自主的な批判・反省を許さぬという社会規範、「ことあげ」をすることを禁ずる社会規範が組織を支配する。そして「セクショナリズム」(派閥)の存在は、派閥間の闘争を生み出す。有力な派閥に属し、雰囲気にしたがって行動しつつ親分(イエモト)に「目をかけて」もらわないかぎり、「出世」は不可能となる。上記の価値観と行動様式から、イエモト制そしてその転写されたものとしての「企業体」=「体育会系」=「軍隊」には、＜年功序列＞、＜忖度＞、＜同質化=協同性(「和」)＞、＜雰囲気の支配(無責任体制)＞、＜思考停止＞といった特徴が顕著となる。

3. 企業体と体育会系

こうした原組織としてのイエモト制が転写されたものとして「企業体」(例として電通)を取り上げ、そこにイエモト-企業体-体育会系にどのような関係があるのかを最後に見る。ここで、体育会系を経由せずに、体育会系組織に属してしまった者の言説に注目する。体育会系を経由しなかった者は、体育会系的な要素(イエモト制)を強く反映している企業体において、大きな困難を伴う。なぜなら、体育会系を通して体得される社会関係・価値観・行動様式が具わっていないからである。しかし、なじめないながらも徐々に体得されていく「体育会系なるもの」に自身が染まっていき、それを肯定する自分に思い至った時、体育会系なるものに対してアンビヴァレントな感情を抱く。こうした言説は、われらの内に潜む「体育会系なるもの」に対する思いを的確に表現していると言える。

＜主要参考文献＞※その他の参考文献は発表レジュメに記載する

- ・F. L. K.シュー、1971、作田啓一・浜口恵俊訳『比較文明社会論-クラン・カスト・クラブ・家元』、培風館
- ・川島武宜、1957、『イデオロギーとしての家族制度』、岩波書店
- ・川島武宜、2000、「日本社会の家族的構成」『日本社会の家族的構成』、岩波現代文庫、2-26ページ
- ・大下英治、2017、『電通の深層』、イースト・プレス

共同研究：体育会系の社会学—われらの内の体育会系なるもの
第3報告 体育会系と軍隊の内務班—特に「思考停止」の機制に着目して

小丸 超（九州共立大学）

1. 研究の目的

本報告の目的は体育会系における「思考停止」の機制について考察することである。「思考停止」は「悪質タックル問題」における日大アメフト部に顕著に現れているが、程度の差はあれ、多くの日本のスポーツ組織（特に部活動）に共通する問題である、と考えられる。なぜ日本のスポーツ組織では「思考停止」が蔓延するのか（2.）、またどのようにして選手は「思考停止」に陥っていくのか（3.）。本報告では、こうした問題について特に日大アメフト部と軍隊の内務班を事例として考察する。

2. 「思考停止」の由来

「思考停止」とは何よりも「主体性の喪失」である。すなわち、思考する主体が不在の状態、あるいはその力が発揮できなくなっている状態である。では、なぜ体育会系においては「思考停止」がはびこるのか。

まず、重要なのは、日本の原組織である「イエモト」がそもそも「思考停止」の機制を含んでいる、という点である。たとえば、イエモト制では、師匠の「権威」は絶対的であり、弟子は師匠に対して「恭順」を持って付き従うことが期待されている。また、日本の伝統的指導法を思い起こせば、その主眼は師匠のしぐさの「真似」であり、「弟子が師匠の芸能内容（たとえば踊りの手）を変えたり、それに自分の解釈を加えたりすることを厳しく禁止している」のである（川島1957＝1983、p.48）。

このように、イエモト制は「思考停止」を前提に成立している。とするならば、「イエモト」の転写先の組織体においても必然的に「思考停止」の機制が働き始める、と考えられる。しかし、「転写」は単なる「複写」ではない。すなわち、「イエモト」の転写は歴史的・社会的文脈によって多様な組織体を生み出すはずである。ここで仮に「近代的／伝統的」という軸を用いるなら、日本の組織体は、例の家族的経営のように、形式的には「近代的」だがその内実（気質）は「伝統的」（イエモト的）である、といった特徴を持つだろう（シュー1963＝1971、pp.312-316）。

この点は、企業体と同じく近代的組織である、スポーツ組織や軍隊組織にも見て取ることができる。たとえば、スポーツ組織とは、本来、一人ひとりの個性を尊重し、自由闊達な意見交換を通して作られるものだろう。しかし、日大アメフト部に典型的に見られるように、そこに「対話」はなく「上命下服」の関係性が幅を利かせていたのである。他方、軍隊組織とは、本来、「階級」に基づく官僚制的ヒエラルヒーによって統率されるものであろう。しかし、軍隊の内務班に見られるように、統率の原理は「階級」ではなく「年功序列」であり、上官よりも古参兵が幅を利かせていたのである（山本1975＝1983、pp.23-24）。

このように、日本の近代的組織は必ずその内にイエモト的装置を持つ。そこで、スポーツ組織の内のイエモト的装置を体育会系として、また軍隊組織の内のイエモト的装置を内務班として位置づけておこう。

3. 日本の近代的組織における「思考停止」の機制

では、日本の近代的組織において、イエモト的装置はどのようにして人を「思考停止」に導いていくのだろうか。先の報告であったように、イエモト制における「権威」と「恭順」の関係性は「外的制裁」（ex.打擲、叱責、破門）によって支えられていた。とするならば、こうした強制力が近代的組織においても浮き上がってくる、と考えられる。

この場合、「暴力」が何よりもまず「私的なもの」として現れる。たとえば、内務班では「私的制裁」が横行していた、と言われる。すなわち、古参兵が新兵の些細なミスを指摘し、「軍人精神の不足」を

口実に、凄惨な身体的・精神的暴力を加えていたのである。軍隊組織とは本来「私的なもの」を排除する組織体であるが、その一部の内務班では「私的制裁」が悪しき伝統として公然と存在していた。そして、こうした「私的制裁」に対する恐怖によって、新兵は「恐るべき知的鈍麻、思考停止、倫理感の完全な喪失」に陥っていくのである（山本1973 = 1983, pp.31-45）。他方、日大アメフト部でもB監督の追い込み型指導は選手たちから「地獄」として恐れられていた。すなわち、B監督は、有望な選手に対し、選手選考の権力を濫用し（「結果を出さなければ干すぞ」）、主観的な判断に基づいて理不尽な要求を課していたのである（「やる気が感じられない→やる気を見せろ」）。そこにはスポーツ指導で求められるはずの合理的な理由や説明はなかった。そして、B監督の「私的判断」が絶対化されればされるほど、選手の主体性は失われていくのである（『報告書』、pp 4-5）。

「軍人精神の不足」あるいは「やる気のなさ」といった理由は、その判断が専ら上位者の恣意に委ねられている（＝下位者には不明である）という点で、非常に「理不尽」な理由である。しかし、「私的暴力」に見られるように、「理不尽」であるからこそ、上位者は自らの「権威」を高め、下位者を自らに縛り付ける（＝「思考停止」に導く）ことができるのである。ところで、「理不尽」であると感じるのは、人がまだ主体性を保持しているからである。とするならば、「理不尽」を全面的に受容すれば、「理不尽」は「理不尽」ではなくなり、完璧な「思考停止」が実現する、と考えられる。例の「悪質タックル」において、A選手はスポーツ活動の根幹であるルールを意識的に否定せよ、と命じられた（「やらなきゃ意味ないよ」）。この相当無理のある命令を全面的に受容し、彼が一步を踏み出した瞬間、完璧な「思考停止」が実現していたのではないだろうか。

このように、「理不尽」は人を「思考停止」に導く有効な方法である。しかし、「理不尽」は方法であるだけでなく、内務班や日大アメフト部ではいわば制度として確立されていた。たとえば、内務班の「私的制裁」は誰しもが「軍紀の紊乱」であると知りつつ絶対に手を触れようとせず（山本1975 = 1983, p. 25）、日大アメフト部でも「白いものでもBさんが黒と言えれば黒なんだ」（『報告書』、p. 3）という掟が当然のものとして存在していたのである。日大アメフト部では「悪質タックル」の指示に誰も異を唱えず、B監督も試合後の記者会見で「悪質タックル」を肯定する発言をしている（『報告書』、p. 10）。つまり、ルールを意識的に否定することを否定することができないほど、部全体に「思考停止」が蔓延していたのである。

4. 軍隊の内務班と体育会系の類似性について

最後に、内務班と体育会系の類似性について、簡単に所見を述べておきたい。われわれはここまで両者の類似性を強調してきた。しかし、その類似性の根拠はしばしば言われるように「軍隊経験をした先輩がその経験を運動部に持ち込んだ」（坂上2013, pp. 48-51）ためではなく、「イエモト」の転写に由来する、と見ている。ボブズボームふうには、内務班も体育会系も、日本の近代化という急激な社会変化に対応するために要請された「伝統的構造の再生産」（＝「イエモト」の転写）として捉えられるのではないだろうか。

<文献>

ホブズボーム他（前川啓治他訳）、1983 = 1992、『創られた伝統』、紀伊国屋書店。

シュエ（作田啓一・浜口恵俊訳）、1963 = 1971、『比較文明社会論—クラン・カスト・クラブ・家元—』、培風館。

関東学生アメリカンフットボール連盟規律委員会、2018、『調査報告書』、関東学生アメリカンフットボール連盟。

川島武宜、1983、『川島武宜著作集第十巻家族および家族法1』、岩波書店。

坂上康博、2013、「部活での暴力はいつから始まったか」『先生、殴らないで!』、かもがわ出版。

山本七平、1975 = 1983、『私の中の日本軍<上>』、文春文庫。

———、1976 = 1987、『一下級将校の見た帝国陸軍』、文春文庫。

———、1977 = 1983、『「空気」の研究』、文春文庫。

共同研究：体育会系の社会学—われらの内の体育会系なるもの
第4報告 体育会系とクラブの論理

金 瑛（関西大学）

1. 研究の目的

本報告の目的は、昨今の体育会系組織が露呈している問題を社会学の視点から捉えるために、体育会系における社会関係・価値観・行動様式を「原組織」という観点から考察することである。本報告では、F. L. K. シューの比較文明論を理論的な基盤として、R. ホワイティングが取り上げたプロ野球における外国人選手の戸惑いを事例に、異なる組織原理に基づく人間の目を通して体育会系組織の諸特徴を明確化する。このような作業を通じて、日本社会における「社会化の装置」としての体育会系が有する問題点を描き出すことにしたい。

2. プロ野球組織とイエモト制の転写

シューは『比較文明社会論』において、それぞれの社会における親族体系（第一次集団）の内容が反映されて形成される典型的な第二次集団（以下、「原組織」と呼ぶ）の比較検討を行っている。そこで日本社会の原組織は「イエモト」として概念化されている（共同研究第2報告も参照）。

イエモト制に特徴的な社会関係・価値観・行動様式として挙げられるのは、①年功序列に見られる「権威の重視」（上下の関係が業績ではなく属性によって規定される）、②忖度（形式や儀礼的行動による服従のあり方）に見られる「恭順」、③「和をもって尊しとなす」「連帯責任」といった言葉に象徴される「協同性の重視」、④無責任体制に見られる「雰囲気支配」、などの諸特徴である。

こうしたイエモト制の原理は、華道などの家元制度を持つ組織において存在するのみでなく、企業体や軍隊、体育会系といった組織にも通底している。すなわち、日本社会における様々な組織に、イエモト制の組織原理が転写されているのである。

このイエモト制の転写は、日本におけるプロ野球組織に典型的に見て取ることができる。ホワイティングが『菊とバット』において指摘しているように、アメリカから輸入された「ベースボール」は日本社会に適応するように修正され、ホワイティングが「野球武士道」と呼ぶような独自の価値観が重視されるものとなっている。また、「野球武士道」には、「選手はチーム内の序列を認識しこれを尊重すべし」「選手はチームの和と団結を追求すべし」といった、体育会系組織に通ずる価値観が随所に見られる。したがって、イエモト制が転写された体育会系組織の典型例として、日本のプロ野球組織を分析することができるだろう。

3. クラブの論理から見た外国人選手の戸惑い

ここで重要となるのは、上記のような価値観に基づく社会関係や行動様式に対して、アメリカの助っ人外国人選手たちが大きな違和感を覚え、戸惑いを見せているという点である。この違和感や戸惑いは、イエモト制とは異なる組織原理に基づく個人の目から見た体育会系組織の特徴や問題点を表している。

では、外国人選手たちは日本のプロ野球組織における社会関係・価値観・行動様式の何に違和感を覚え、戸惑うのだろうか。ホワイティングが「野球武士道」の第二条として挙げている「選手は既成のやり方に従うべし」という規律を見てみよう。外国人選手たちは、日本のプロ野球組織においてコーチが選手のフォームを既成のものに矯正しようとする点に大きな違和感を覚えている。これは先の②「恭順」という価値観・行動様式に対する戸惑いである。

次に、野球武士道の第十一条「選手はチーム内の序列を認識しこれを尊重すべし」という規律に対する外国人選手の違和感を見てみよう。外国人選手たちは、日本のミーティングの多さ、監督の利他的な

考え方、インスピレーションによる監督術などに違和感を覚え、それらが監督やコーチの権威が重視される組織構造の中で不問とされている状況に憤りを見せている。これは①「権威の重視」に対する外国人選手の戸惑いを表している。

こうした外国人選手の違和感や戸惑いは、日本のプロ野球組織に過度に適応した日本人選手に対しても向けられている。ホワイティングの『和をもって日本となす』において取り上げられている、原辰徳に対する外国人チームメイトの評価を見てみよう。「あんなに大勢の人間に、あだこうだといろんなことをいわれている原が、それでもまともにバットを振っていることには感心するよ。ほんとうなら、原が自然にプレイできるように気を配ってやり、彼の才能を開花させてやるだけでいいのに、あれではまるで、ロボットじゃないか……」(レジー・スミス)。「おれは、あんな奴らのいうことは無視して、自分の好きなようにプレイしろ、といったんだ。でも彼は、そうすることができなかった……」(ウォーレン・クロマティ)。「どんな努力も個人の主体性の有無がもっとも大切な要素である」と考えるスミスやクロマティのような外国人選手にとっては、原に体现されている社会関係・価値観・行動様式がきわめて奇妙なものに映り、原に対する同情の感情さえ抱かせているのである。

では、上記のような外国人選手の違和感や戸惑いの背景とは何なのだろうか。ここで重要となるのは、スミスやクロマティのような外国人選手たちの抱く違和感の背景に、イエモト制とは異なる「クラブ」という原組織の価値観が存在するという点である。

シューによれば、クラブとは、「何の目的であろうとそのために意識的に組織された、何らかの種類の自由な結社 (association)」である。それゆえ、日本におけるイエモト制のようにある組織に属することで自分の立場が固定されてしまうのではなく、アメリカの場合には個人としてクラブという組織を他の人々と次々に形成していく、という社会関係の差異が見られる。こうした差異の背景に見られる価値観として重要なのが、「自己依拠 (self-reliance)」という考え方や、「契約関係が他のすべてに対し優性を示す」という考え方である。

こうした考え方においては、個人の非転換性（個人を置き換えることはできない）、人間相互間の平等、平等で自由な当事者のあいだで関係が結ばれるという契約の原理などが重視される。そのため、①「権威の重視」②「恭順」③「協同性の重視」といったイエモト制の社会関係・価値観・行動様式は、外国人選手たちにとって極めて違和感のあるものとなる。そこに見られるのは、異質な他者としての人格を承認するという発想が欠如した組織への違和感であり、戸惑いである。クロマティやスミスの原に対する同情は、イエモト的な組織原理において侵害された自由や権利をめぐる典型的な戸惑いの事例として解釈できるだろう。

4. クラブの論理から体育会系を考察する意義

最後に、イエモト制が転写された体育会系組織をクラブの論理と比較分析する意義を簡単に述べておきたい。クラブというイエモトとは異質な組織原理を経由して体育会系組織を分析することは、体育会系的な組織原理とは異質な価値観や行動様式を持つ人間に対して、体育会系組織がどのような悪影響を及ぼしうるのかを考察するうえで重要である。また、クラブの論理という近代スポーツ組織に親和的な組織原理を経由することで、日本社会におけるスポーツ組織がどれだけ体育会系的な性質を残存させているのかを測る指標ともなるだろう。

文献（その他の文献は発表レジュメに記載する）

W. クロマティ・R. ホワイティング、1992、松井みどり訳 『さらばサムライ野球』、講談社文庫。

F. L. K. シュー、1971、作田啓一・浜口恵俊訳 『比較文明社会論——クラン・カスト・クラブ・家元』、培風館。

R. ホワイティング、1990、玉木正之訳 『和をもって日本となす』角川書店。

——、2005、松井みどり訳 『菊とバット [完全版]』、早川書房。

テレビ中継のリプレイ映像と「テクノ・ナショナリズム」

小石川 聖（早稲田大学大学院）

1. 研究動機

スポーツを「見る」経験は、現代においてテクノロジーの開発とともに刻々と変化している。昨年のスポーツ社会学会大会でも、「ホークアイ」に代表される「判定テクノロジー」が注目された。いまやメディアを介したスポーツ観戦は、高性能カメラによって集積された情報にもとづいて作成されたCG映像も含み込むものになっている。こうした動向は、現代のテクノロジーとスポーツとの関係を象徴的に表す一方で、「テレビとの関係を深めた先に」出て来たものでもある。つまり「テレビはホークアイが登場する前から、リプレイを映し続けてきた」。[柏原、2018]

したがって本研究では、テレビ・スポーツ中継において、「リプレイ」はいつから、なぜ、どのように挟まれるようになったのか、そして社会的な反響や視聴者の反応としてはどのようなものがあったのかを明らかにする。そのことを通じて、不可分の関係にある「見るスポーツ」と科学技術についての歴史社会的な一考察としたい。

2. 研究の方法

本研究では、文献資料を用いた質的調査を行った。資料には、テレビ草創期の放送局が定期刊行していた放送誌、特にNHKの機関誌『放送文化』や、技術開発の研究成果の発表媒体としてテレビ技術者たちの情報共有の役割を担った、NHK技術研究所の定期刊行物『放送技術』、テレビジョン学会の『テレビジョン』、また新聞記事、広告といった資料を用いる。以上の資料の中から、放送技術を巡る言説を取り上げ、その中から「リプレイ」にまつわる技術についてさらに分析していく。

考察にあたっての時期設定としては、テレビ放送が開始された1953年から1964年の東京オリンピックまでを中心に据える。この期間は、スポーツ中継に限らずテレビ放送全体としても、新たな映像メディアとして「テレビ的表現」が模索された時期でもあった。スポーツ中継は、他ジャンルの番組制作にも応用していくことを目的とした、様々な放送技術の「新機軸」を実用する場でもあった[村野、1975]。

3. 研究の視点

「科学・オリンピック」「テレビ・オリンピック」などと呼称される1964年の東京オリンピックでは、競技判定の精密機器やテレビ放送関連の電子機器が数多く導入された。電通制作、オリンピック東京大会組織委員会監修の『TOKYO OLYMPICS OFFICIAL SOUVENIR 1964』に、「科学とオリンピック」と題された章が8ページにわたって掲載され、それらを紹介している。競技判定関連では、「電子審判装置」によるレース競技の着順判定の厳密化、「電子計算機」によるその集計と確認の自動化が行われ、競技の結果を迅速に報道各社に伝えることが可能になった。「テレビジョン技術」では、衛星中継を使用した国家をまたいで同時中継が特に注目された。他にも「スローモーションVTR」「超小型カメラ」「接話マイク」「カラーカメラ」「ヘリコプターでの移動中継」といった技術が導入された。こうした機器の開発、製作を担ったのは、当時の「日本の技術力」を支えた企業とNHKの放送技術研究所である。東京オリンピックの映像制作を独占したNHKと、松下電器、東芝、芝電気、日本IBMなどの企業が協力し、現代のスポーツ中継とその情報化を担う周辺機器を生産、導入していったのである。

以上の一連の流れを説明するにあたって、本研究では「テクノ・ナショナリズム」という視点を採

用する。「テクノ・ナショナリズム」とは、「第二次世界大戦後に急速に発達した自国の科学技術を背景に、『技術力の誇り』が強く語られる傾向」[飯田編、2017]のことである。この傾向は、国民との接点としては特に家電において現れ、電気冷蔵庫、電気洗濯機、白黒テレビが「三種の神器」と呼ばれて国民に広く普及していったことはその象徴的な事例である。実際、1950年代から60年代にかけての日本の政策においても、電子工業の発展を促進する制度や法がつくられていった。

東京オリンピックで導入された技術の中でリプレイと関係があるのは「スローモーションVTR」である。1956年にアメリカのアンペックス社が開発したVTRは、日本にも輸入、国産が進み、1958年の大相撲中継ではじめて実際の放送に用いられた。それから東京オリンピックを目指してスローモーション化が実現され、この時代に家庭に浸透していったテレビと合流して、視聴者にとっての「テレビ・スポーツ」独自の経験をかたちづくっていった。スローVTRの研究、開発にはNHKの放送技術研究所の他にソニーや芝電気といった日本の電子産業の企業が関わっていた。VTRは、この時代のもうひとつの注目すべきテレビ技術である「カラー化」と並んで、テレビの次の革新性として期待されたものだった。実際、スローVTRは、肉眼では不可能な動きを再生する点と、「過去」の映像である点で、それまで「現在」を視聴者に見せる生中継を中心に行っていたスポーツ中継に劇的な変化をもたらしたと言えるだろう。

4. 結論

一方で、VTR技術の導入以前に目を向けると、テレビに先行する映像メディアであった写真や映画の技法を応用して、リプレイ映像の挿入が試行錯誤されていたことがわかった。NHKや民放各局は、カメラワークの工夫、写真の挿入、クローズ・アップの駆使、移動中継の試みなども行いながら、テレビ中継特有の演出方法にもとづいた「面白い」映像づくりを模索していたのである。リプレイもその一環として考えられる。

結論を言うと、写真をその原型としてスローVTRへと連なるリプレイ映像は、生中継番組作りの「面白さ」の追求から、「テクノ・ナショナリズム」を背景にした「日本の技術力」の喧伝へとその役割を変化させていった。このプロセスを経て、スローVTRは現在のスポーツ中継をかたちづくる重要な一部になったのだと言えるだろう。

最後に補足として、1969年の大相撲で初めてビデオ判定が採用された出来事を挙げておきたい。スローVTRに至るリプレイ映像の導入は、テレビカメラを通した視聴者の目線に「自らが審判になったような気分」[藤原、2004]を与えるものでもあった。「大相撲」という「審判制度変更に対する寛容さ」[柏原、2015]をもった身体文化の独自性の一方で、こうした「視聴者の目」が意識されたことで、大相撲ではビデオ判定がルール化されたのである。

発表当日には、「テクノ・ナショナリズム」との関連をもたせながらリプレイの技術小史をまとめつつ、それを取り巻く具体的な言説を紹介していく。また、1969年の大相撲の事例の実際的な動向を最後に紹介し、「科学の目」と「視聴者の目」がスポーツの場に影響を与えていく過程を考察してみることとしたい。

参考文献

- 藤原庸介、2004、「オリンピックと放送技術」『体育の科学』54（5）
- 飯田豊編、2017、『メディア技術史—デジタル社会の系譜と行方』、北樹出版
- 柏原全孝、2015、「判定者について—審判と判定テクノロジーをめぐる社会学的考察」『追手門学院大学社会学部紀要』9、1-15
- 、2018、「正しい判定を作り出すテクノロジー」、『スポーツ社会学研究』26（2）、9-23
- 村野賢哉、1975、「聴視者のニーズと放送技術の展開」『放送学研究』27、157-178

チーム・スポーツでのミーティングのビデオ・エスノグラフィー ーコーチングの社会学に向けてー

岡田光弘（国際基督教大学） 原仲 碧（上智大学）

1. 研究の目的

本報告は、実際の大学サッカーの試合の中で出会ったいくつかのエピソードを題材としている。実際の試合前、試合中、試合後のミーティングを題材として、エスノグラフィックなデータを収集・分析することで、チームワークについて知り、コーチングの社会学を構想することが目的である。

チームワークとは、さまざまな学問領域における関心事の複合体ともいえるものである。認知心理学・社会心理学、組織科学、コミュニケーション研究などは、すべて、集団とチームの機能に学問的な関心を持っている。大まかに言うと、そこでは、理論的なモデルの分類法を作りだし、チームに関連する根本的な知見を統合することに向けた進展が望まれている。こうした、「チームに関する科学」は、すべて、心理学への指向を強く持っている。だが、私たちが、本報告が提供するものは、チームの研究に対する、社会学に指向した「ハイブリッドな」取り組みと名づけることができるような、代替的な分析の実例である。

社会学は、ひとつの学問領域として、主として、社会と社会構造という基盤を詳述することに関わる。社会学が取り組むのは、私たちの他者との相互行為が、秩序だったものであるのは、どのようにしてなのか、という伝統的にホッブス問題と呼ばれる問題である。Parsons (1987) は、「社会学者の数と同じほどに多くの社会的な理論が存在する」と述べており、また、そこに「いかなる共通の基盤も存在しない」と失望を表明している (p. 774)。彼が「ユニット行為」から、分析的に考えていくことで目指したのは、社会学のための統一的な理論的な基盤を展開することだけではなく、すべての「行為に関する科学」(p. 769) —すなわち、経済学や、政治科学、心理学などに対しても有益であるような基盤を展開することであった。

Parsons は、人間の行為に関する科学を構築することが可能であると考え、自分の取り組みを「行為に関する主意主義の理論」(p.62) と命名した。彼は、行為、相互行為、チームワークを研究する手段を構築しようとした。その営みは、経験的な科学の基準を満たし、予測のための基盤を提供するものであった。さらに、既存の社会的な理論を統合する試みとして、壮麗なものだった。

Garfinkel の見解では、Parsons 流の「行為理論」は、人々が実際に行っている事柄から乖離しているものであった。Garfinkel (1952) は、Parsons 流の行為者とは、「定義による世界」にしか住まわれないものであるとし [Parsons の] 「の世界は、生身の人間によって住まわれているのではなく、操り人形によって住まわれている。これらの操り人形は、理論家の考案の被造物であり、理念型なのである」(p. 58) と論じている。だが、Garfinkel にとって、社会秩序、そしてチームワークとは、行為者たちによる達成であり、行為者たちのヴァナキュラーな世界の中で調査される必要があるものなのである。彼が論じるところでは、いかなる状況についても、それを「自己組織的なものと見なす」(Garfinkel, 1967 p. 33) ことが可能なのである。具体的には、Garfinkel は、システム構築の原理を、外在的、理論的に探る Parsons 流のプログラムを覆し、社会秩序。チームワークの探究を、行為者たち自身が、意味のある世界を構築するプロセスを記述することに注力する経験的なプログラムに置き換えた。実際のスポーツ・ミーティングを研究していく私たちは、Garfinkel にしたがって、Parsons 流の行為の枠組

みの代わりに、チームワークといった社会的な（相互）行為に、メンバーたち自身が、どのようにして、自分たちの社会的な場を、理解可能なものとして実際に産出している姿を見出していく。

2. 研究の方法

Garfinkelは、行為者たちが、どのようにして、自分たちの行為を、理にかなったものとして産出しているのかということに対して、私たちの注意を向けさせた。「他者が、それら行為の意味を汲みとることができるような社会的な行為のデザインは、社会的な行為に関する不可欠な特徴であり、それというもの、人々が『ありふれた社会的な事実』について認識することが可能でないとすれば、人々は、ありふれた場において、自分たちの行為を相互に調整することができないからである」(Button & Sharrock, 1998, 75)。ミーティングにおける発話の一語一句にみられる、このような種類のデザインと認識は、注目されているかもしれない。だが、いかなる形態のチームワークにとっても、必要条件である。

一語一句が分かるように語られていく様子について、Garfinkelは、以下のように注記している、「いかなる場も、その活動を組織化するが、その目的は、実践的な活動に関する組織化された環境としてのその行為の属性を、「検出可能で、数えられ、記録・報告が可能で、それについてストーリーを語ることができ、分析可能なものとする」と要するに、説明可能なものとするところである」(Garfinkel, 1967, 33)。行為は、「ただ行われるだけなのではなく、それらの行為が行われているところを見ることが可能であるように行われるのである」(Button & Sharrock, 1998, 75)。

1) 報告者たちが採用しているビデオ・エスノグラフィーという手法は、エスノグラフィーを重視したエスノメソドロジー研究である。実際の社会生活が、社会学者による観察と記述、説明や理論構築に先だって、人びとの「観察」に基づいて組織されている、という事実を、ビデオ録画を活用して、経験的に扱う手法である。エスノメソドロジー研究の取り組みとは、参与者たちが、自分たちの行為を、どのようにして理にかなったものとして組織し、産出しているのかに関する詳細を扱うものである。

2) エスノメソドロジー研究においては、データを用いた研究は、以下の3段階で進行して行く。

1. 理詰めの（リーズンド）考察
2. 証拠を伴う（ドキュメンテッド）考察
3. ビデオ・エスノグラフィー（相互行為分析）

2016年の（岡田）報告は、報告者による授業実践の報告であった。最小限の映像による証拠は伴っているが、実際の授業の進行や、具体的な発話を補足し、共有する事を可能にする十分なビデオ映像や学生に対するインタビュー等が伴っていなかった。本報告は、複数のビデオ・カメラを用い、多くの登場者の協力も得た、第3段階の研究になっている。

3. 結 果

スポーツ・ミーティングにおける、語りや指示において、いくつかの特徴的な方法が用いられていることが発見された。

- 1) すべきことについて、明確な対比・対照による指示がなされていた。
- 2) 1点ビインドといった特定の状況のなかで、極端に行動化された指示がなされていた。
- 3) 相手の選手について語り、それに対する戦術的な指示が行なわれるさいに、相手チームの選手について、特定の類型化がなされた。

*本研究を進めるにあたっての、筑波大学蹴球部監督・小井土正亮氏の協力に謝意を表します。

「視ることば」と身体の「自己指示化」
—高度情報化社会における再帰性に焦点づけて—

松田恵示（東京学芸大学）

はじめに

メディア環境の変容は教育をどのように変えようとしているのか、という問いに対して、特に「フリック入力」と「タブレット」の拡大という事象に焦点を当てて行なった報告では、技術革新を伴う社会変化によって「従順な身体」を編成した近代的な意味での学校空間の文脈性が弱まっていくとき、そもそも「学校の内部過程」や「カリキュラムの書き換え」という、「主体」の存在と象徴的媒介を前提とした問い自体が無効化している、と結論づけた（松田恵示、2016）。本報告では、そこでの報告の一部を取り出しつつ異なった問題に焦点づけて検討してみたい。それは、現代社会における技術と人間、あるいはメディアと身体の転位という事態についてである。

「テロップ（television opaque projector の省略形）」は、電子メディア上に現れる、特徴的なことばの一つである。一般的には、スクリーンに映る画像上に、文字・図形・写真など映し出す技術、ないしそこでの文字等を指して使われる（大辞林 第三版、三省堂、2006参照）。タイトルやコマーシャル、会話の文字化による強調など、頻繁にテレビ放送において使用されるとともに、タブレットにおいても画像装飾などに頻繁に利用されている。こうした画像メディアが「クールメディア」とマクルーハンが呼ぶ性質の中にあるがために、送り手側の意図を伝えるべく進んだ技術革新の一つであったのであろうと思われる。

このようなテロップとして現れる「ことば」は、近年の動画メディアやテレビメディアにおいては日常的なものになるとともに、これらは送り手の意図を伝える以上に、例えば「ツッコミ」として作用させるテロップに見られるように、それはメディアの見方や楽しみ方それ自体を「自己指示」してくる。まさにそれは「視る」ための「ことば」であり、従来のような「読む」ためのものではない。また、ここでの「視ることば」は、ことばと絵、つまりイメージとシンボルの中間領域として現れてくる。例えば、LINE等で使用される「スタンプ」などの「絵文字」は、「視ることば」でもある。自己指示的に、コミュニケーションの意味内容を定義する機能を果たしているとも言える。この意味で、現代は「視ることば」に溢れた社会でもありうる。

「視ることば」がもたらす「身体」の政治性

ところで、近年の学校における体育授業では、よくタブレットがICTとして利用されている。これは、模範としての動画と、「技能のポイント」を示す「テロップ」が組み合わせられて学習者の必要に応じて活用できるような形態のものが多く提供されている。学習者自身の運動を撮影し、模範動画と合わせて再生することもできる。しかし、このタブレットに映し出される「運動＝映像としての身体」は、その場には実在しない学習者にとってはまさに「イメージとしての身体」である。ここで、テロップに見られる部分的な身体の技法に関する「ことば＝諸注意」は、自己指示的なことばとして、「できる／できない」といった自己判断を通じ学習者が自ら「スペクタクルとしての身体」を形成することにもつながっている。またその際、「タブレットに広がる「スペクタクルとしての身体」と現実の身体が

重なり合う。あるいは「あるけれどもない」という非所在化した身体として、それは脱主体化する。「視ることば」が身体にもたらすものは、このような情報（記号）やことばが優位性を持って現れる身体に対する政治性であり、今、学校に広がるタブレットに規定される「身体」とは、「視ることば」の作用として顕現するポストモダン的な社会的経験である。

そこには、フーコー流の近代的な「視線の作用」は現れない。しかし、記録された身体像は、他者から閲覧可能なものであり、特に、今後人工知能などがさらに利活用され出すと、学習者の身体状況は、端的にさらにデータベース化されている。このような身体のアーカイブ化の進展は、「忘れられる権利」を認められない、情報による一生涯の自己の「身体」の統制を求められることにつながっている。

「セリー」に委ねる「身体」

すでに20年前に、「視ることば」に顕現する現代の中心的課題を指摘した東は、次のように述べている。「必要なのは、身体レベルで組織される視覚の訓練であり、オタクたちのいう『脊髓反射』的な感覚です。つまり、身体をモル的な主体（ドゥルーズ／ガタリ…報告者注）から解放し、ただ単純に記号のセリーに委ねることが必要とされる」（東、2002、P.55）。

近代的な意味において、「見えないもの」＝「内部」として措定されてきた「主体」が、意味を巡って「書きことばと印刷物」によるシンボル交換というにより生み出された社会的構築物だとすれば、シュミラクルの乱反射の中で近代的「主体」の自律性や中心性が揺らいでいる。そして、そもそも「データベース」的と東が述べるような、何かがあるのだけれども到達できないという、「鏡像的な」他者のない再帰性の中で、イメージとシンボルの中間性のうちにある「視ることば」によって平面的に取り巻かれた身体が、現代社会においては自己指示的に、身体が「内部」としての働きを持たないものとして「表面化」している。東の議論に引き寄せて考えると、「視ることば」にもたらされる身体のパラ政治性とは、おそらくこのようなものであろう。つまり、タブレットが使用される近年の学校における体育授業では、子どもたちはタブレットに映る画像と「視ることば」を通して浮かび上がった自己の「鏡像」によって、身体の自己像を情報化し管理させられているのである。ここには、ポストモダン的な身体のパラ管理の新しい形態を見ることができる。問題は、「身体」を従属させる「視線」ではない。そこにあるのは、逆に「身体」に対してメディア技術という環境の拡張なのであり、「身体」は主体と客体の位置関係を倒錯させるある種の装置なのである。

引用・参考文献

東 浩紀、不過視なものの世界、朝日新聞社、2000

東 浩紀（齊藤環×東浩紀）、工学化する社会／動物化する人間、大航海No. 42、新書館、2002

松田恵示、触れる映像環境（image）は教育に何をもたらすのか―再帰的／視覚的経験構成の微視的政治学―、日本教育社会学会 第68回大会報告レジメ（未公刊）、2016

パラリンピックの表象とオーディエンス・エスノグラフィー
—スポーツドキュメンタリーシリーズ『WHO I AM』を対象に—

竹内秀一（学習院大学大学院博士後期課程）

渡 正（順天堂大学） 中山健二郎（立教大学大学院博士後期課程）

I. はじめに

2020年東京五輪の開催が迫るなか、メディアを中心にその魅力や懸念などが次々と報じられている。なかでもパラリンピックが担う共生への期待は大きく、これを契機にインクルーシブ社会の実現を図るような内容が扱われることも少なくない。これらメディアによるパラリンピックの表象に対して、受け手である視聴者がどのように意味づけをしているのか、という点が本研究の問題関心である。

パラリンピック、あるいは障害者スポーツに関するメディア論には、表象それ自体の内容分析から示唆を提出している論考が散見される。例えば、藤田（2002）はパラリンピック報道の分析から、スポーツにおける「より速く、より高く、より強く」という価値のもとに選手たちの身体が位置づけられるとき、そこに価値の劣る障害のある身体へのまなざしが横たわっている点を問題視している。加えて、このような身体に対する一元的な理解とその基準を、メディアが強化していることにも言及している。また、渡（2007）は1998年長野大会の大会組織委員会が監修した公式ビデオに注目する。そこでは、「健常者／障害者」というカテゴリーの非対称性や身体の違いは、ナレーションや外国人選手の起用などによって隠蔽されているという。こうして障害者をとりまく諸問題は、ひとまずスポーツという文脈内での出来事としてまとめられ、結果として社会的弱者との共生や理解が成り立っていると錯認させる、「儀礼的関心」が形づくられると論じる。さらに、竹内（2018）はスポーツドキュメンタリー番組を対象に、障害者スポーツをめぐる物語構造について考察している。なかでも、スポーツにまつわる挫折には、怪我や成績不振など様々なものがあるにも関わらず、とりわけ障害者スポーツ選手においては何より障害（を負ったこと）こそが挫折として扱われている点を析出している。以上の研究から、メディアに取り上げられる選手たちが、「困難な状況の中でがんばる身体障害者」（中野，1997）の一つのシンボルとして表象されている様が窺えよう。

一方で、たとえメディアが障害者に対する諸々のイメージを誘導していたとしても、受け手がその内容を如何に消費し得るのかという問題が残る。この点について、中山（2018）はパラリンピック放送に対する「受け手の論理」を量的調査から考察し、放送に対して奮い立たされるという意味で肯定的にみる者と共感できず否定的にみる者の二極化が認められたと述べる。ただし、受け手の解釈や意味づけに関してより掘り下げて考察をする、または意味構築の過程それ自体を捉えるためには、質的な検討も積み重ねる必要があるだろう。そこで本研究では、「オーディエンス・エスノグラフィー」を参照したい。その方法論上の特徴は、メディアをはじめとする言説資源に対して自律した読みをする主体的な消費者の姿である。加えて、視聴という営みを自らの生活史、もっといえば自己物語の構築に関わる文化実践として捉えていることである。この観点を補助線にしながら、国際パラリンピック委員会と株式会社 WOWOW の共同プロジェクトである『WHO I AM』を取り上げ、受け手が番組のメッセージに対してどのような意味づけをしているのか、自由記述法によってその一端を明らかにしていく。その上で、今後のパラリンピックや障害者スポーツをめぐる言説分析に資する知見を得ることを目的とする。

II. 研究対象と方法

2019年1月7～21日の期間において、大学生438名を対象に、『パラリンピックに舞い降りた最強の不死鳥：ベアトリーチェ・ヴィオ（車いすフェンシング）』の放送回（50分）を視聴した後、質問紙調査を実施した。質問紙は、基本属性（年齢、性別、スポーツ及び障害者スポーツの経験、障害の身近さなど）の他、番組内で中心的に描かれる選手に対するイメージや共感性について、自由記述による4つの設問から構成されている。なお、分析にあたってはIBM SPSS Ver.24と計量テキスト分析ソフト『KH coder』Ver.2.00fを用いた。具体的には、樋口（2014）を参照しつつ、4つの自由回答に関してそれぞれ頻出語や語句同士の関係性など基礎的な統計処理を施した後、回答傾向によるカテゴリー化や基本属性との関連などについて検討した。

III. 結果及び考察

まず、回答者の基本属性についてである。年齢の平均は20.2歳であり、放送回の主人公であるベアトリーチェ選手とほぼ同年代にあたる。また性別は、男性51.5%、女性48.5%であった。週1回以上の定期的なスポーツ実施者は67.3%であり、スポーツ経験は6～9年が最も多く（28.4%）、次いで10～12年（26.5%）、13～15年（18.1%）、3～5年（11.7%）であった。回答者の年齢を踏まえると、スポーツ経験年数の比較的長い者が多いことがわかる。競技レベルについては、全国大会出場が28.8%、地方大会（関東大会などの地域ブロックの大会）への出場歴も18.5%と比較的高い結果となった。障害者スポーツ経験は、あると回答した者が39.1%、ないと回答した者が60.6%であった。

表 1 回答者の年齢構成

年齢	度数	割合
18	1	0.2
19	58	13.3
20	255	58.4
21	101	23.1
22	20	4.6
23	1	0.2
25	1	0.2
合計	437	100

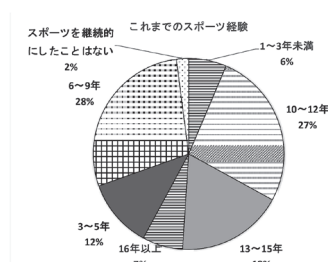


図 1 回答者のスポーツ経験

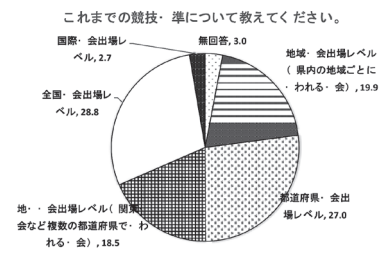


図 2 回答者の競技レベル

次に、自由回答についてである。「特にない」「思いつかない」などを除いた有効回答は、番組内で中心的に描かれる選手に対するイメージへの回答437件、放送内容への共感に関する回答425件、非共感に関する回答270件、その他自由記述への回答228件が得られた。これらの上で、頻出語の特徴をみると、どの設問においても「自分」という語が比較的上位に位置していた。このことから、多くの者が視聴を通して、ベアトリーチェ選手の生き様や彼女の（競技）人生と自らの経験をつき合わせながら自分自身の生活史を振り返り、適宜修正を試みようとしている可能性がある。次のような記述は、その一例と読み解けよう。

なんでも挑戦して経験するという姿勢にとっても共感しました。それが、例えば自分に合っているか合っていないかが、挑戦したい、やりたいと思ったら取り組む姿勢は、今の自分に足りないもので、私が今最も必要としているものだと感じました。

ただし、「放送内容のどこに共感、あるいは非共感するのか」という点をめぐっては、やはり回答者の基本属性によるところも大きい。また、回答のカテゴリーごとにベアトリーチェ選手をどのようなシンボルとして捉えているかなども検討すべきであろう。引き続き、受け手による意味づけの多様性という観点に立ちながら、規則性やその規定要因などをより掘り下げて考察し、報告する。

**スポーツ政策における合意形成へのアプローチ
ーイングランドにおけるコミュニティ所有型スポーツクラブ支援政策の変遷を例にー**

張 寿山（明治大学）¹

1. 研究の背景と目的

発表者は、これまでイングランドの6部リーグに所属するサッカークラブFC United of Manchesterをコミュニティが所有するスポーツクラブの典型的な例として取りあげ、このクラブの組織形態が社会的企業（SE: Social Enterprise）としての条件を全て具備していることを論証してきた。この過程で、このようなコミュニティ所有型クラブの組織モデルには、英政府としても一定の政策的支援を行っていることが明らかになった。英国においてサッカーはスポーツ以上の存在と言われるほどの社会的な存在である。ところがその象徴でもあるイングランドプレミアリーグの商業的な成功に対して、英文化・メディア・スポーツ庁（DCMS: Department of Culture Media & Sport）はどちらかと言えば抑制的な立場であり、一方でコミュニティが所有するスポーツクラブは政策文書でも Community Owned Sport Club（COSC）という呼称で概念化され、COSC型スポーツクラブを増加させていくための新法制定といった政策提言もサポーターズ・ダイレクト（SD: Supporters Direct, COSC創設を推進・支援する非営利法人としての中間組織）が行っている。英国内でこのような政策概念が共有されていく過程では、イングランドサッカー協会（FA）やプレミアリーグといった競技団体だけではなく、広く多様なステークホルダーを糾合した第三者委員会的組織による幅広い議論が行われ、時間をかけて合意形成をはかるというアプローチが行われていた。また、DCMSがこれらの議論の報告を受けて行う政策は、関係者の自助努力を前提として、その自助努力を支援する制度を整えるという方向性が主であり、DCMSとしての指導や管理を強化するという方向性ではないことが観察された。

現在の日本においてスポーツ組織・制度に関して認識されている喫緊の課題とは、スポーツ団体における不祥事の多発のようである。そしてこの課題への対応として、2018年6月に「スポーツ・インテグリティの体制整備について」という緊急提言が、さらに少数からなるアドバイザリーボードへの諮問結果を踏まえ11月30日に「スポーツ・インテグリティ確保のための提言」が＜スポーツ議員連盟：スポーツ・インテグリティの体制整備のあり方の検討に関するプロジェクトチーム＞からスポーツ庁長官に提出された。この提言を受け、12月に「スポーツ政策の推進に関する円卓会議」という新たな機構が不祥事の再発防止策を主な目的として創設された。

この施策自体の妥当性や、これがスポーツの健全性確保につながるかどうかは、今後の推移を見守るべきであろうが、スポーツ議員連盟のプロジェクトチームがスポーツ庁に対して提言し、スポーツ庁がこれを受けて円卓会議の構成を決めて運営していくという政策の決定が、約半年という短期間で行われたということと、そのプロセスの妥当性についても、日本におけるスポーツ政策の合意形成のありかたという観点から議論が必要ではないかと考える。

スポーツをめぐるガバナンスの議論においてはその主権者を明確にし難いという点がかねてから指摘されてきた。誰が、誰を代表して、何を、どんな方法で決定できることが妥当とみなしうるのか、スポーツの自立と自律を語る為には合意内容に限らず、合意形成のプロセスも重要な問題だと考える。

¹ cho@meiji.ac.jp

本発表ではイングランドにおいてCOSC支援というスポーツ政策概念がどのようにして形成され、どのようにして共有されつつあるかを紹介し、これを参照点として日本においてスポーツ政策に関する合意形成はどうあるべきかについて考える際の論点を幾つか提示したいと考える。

2. 研究の方法

発表者は、DCMSのスポーツ、中でもサッカー政策の変遷を確認する作業を行ってきた。イングランドにおいてスポーツ以上の存在として取り扱われているサッカーのあり方についてどのような政策を打ち出すかは95年に当時野党であった労働党がCharter for Football（サッカー憲章）を発表して以降、選挙における政策争点のひとつとしても挙げられるようになった。スタジアムでの死亡事故が続き、人気も低迷した暗黒の80年代から、プレミアリーグの創設とその商業的成功という大きな流れの中で、90年代後半以降は保守党政権にしろ、労働党政権にしろ、フットボールの過剰な商業化に対しては抑制的な立場を取る一方でCOSCモデルへの支援を表明している。しかしながら、DCMSはFAやプレミアリーグといった競技団体（Authorities）に対して、政策的介入を行うというアプローチは採用しておらず、サッカーのステークホルダー達による自主的な議論を通じた合意形成を促し、さらにCOSCを推進する人々の自助努力を制度的に支援すると言った対応を行い、DCMSは監督官庁として直接的な指導を行うことは避けているように観察される。

本発表はこのことを、主に以下の政府の報告書の作成過程と内容に基づいて分析し、報告する。

- The Hillsborough Stadium Disaster Inquiry report, Final 1990
一般にTaylor Reportと呼ばれている。95人の死者を出したヒルズボロスタジアムの事故原因調査報告書。原因究明とともにサッカー界への提言も含まれており、このレポートにより多くのスタジアムの改修が必要となり、財務状況が悪化するクラブが出たり、或いはそれまではなかったスタジアムへ公的資金の投入が行われたり、91年のプレミアリーグ創設にも繋がる構造改革の契機のひとつともなった。
- Eliminating Racism from Football, 30 March 1998
- Improving Facilities for Disabled Supporters, 29 July 1998
- Investing in the Community, 11 January 1999
- Football: Commercial Issues, A submission by the Football Task Force to the Minister for Sport, 22 December, 1999
以上の4つの報告書は何れも1997年に設置されたサッカー諮問委員会（FTF: Football Task Force）による。約2年間をかけて幅広い意見を集約するというプロセスを通じて提出された
- Department for Culture Media & Sport, Government Expert Working Group on Football Supporter Ownership and Engagement, Final Report. Nov. 2015
保守党政権下であらためて組成されたExpert Working Group（EWG）による報告書。COSCという方向性を好ましいものとして提示している。
- Incentivising and Supporting Community Ownership in Sport.
2015年のEWGの報告書を受けてSDが作成したより具体的な政策提案書

その他参考文献

Hamil, Sean et. al. 1999, *A game of Two Halves? The business of Football*, Mainstream Publishing
2001, *The Changing Face of the Football Business: Supporters Direct*, Frank Case

陸上競技のトレーニングに見られる実践コミュニティの形成

国兼 慶（北海道大学大学院教育学研究院）

1. 研究の目的

陸上競技の研究は、個人競技という競技特性からも、（特に優れた）アスリートのパフォーマンス研究や生理的な変化からトレーニングの有効性について着眼した研究などが行われているが、「実践コミュニティ」として陸上競技を捉えた研究はほとんどされていない。「実践コミュニティ」は、エティエンヌ・ヴェンガー（Etienne Wenger）が提唱した概念で、「あるテーマに関する関心や問題、熱意などを共有し、その分野の知識や技能を、持続的な相互交流を通じて深めていく人々の集団」とヴェンガーは定義する。（エティエンヌ・ヴェンガー他、2002）

実際のトレーニング現場へ足を運ぶと、個人競技でありながらもトレーニング自体は、部活やチームクラブのようなコミュニティとしてのトレーニングが成立している。コミュニティにおいて選手それぞれが、自身の技術に磨きをかけようと、監督や他選手とインタラクションを行う。選手は、インタラクションによって得た疾走技術のヒントをトレーニングの中で実践しようとする姿がフィールドワークを通して見て取れた。しかし、これらのインタラクションに見られるアドバイスや競技力の高い選手による実演など全て言語化することは不可能である。言葉に表出されない選手の動きや思考など可視化できないものを暗黙知と呼び、コミュニティでインタラクションを通して常に共有されている。暗黙知の持続的な共有により、選手は自らの疾走技術をさらに高めることができる。本研究では、陸上競技のトレーニングを実践コミュニティとして捉え、実践コミュニティによるトレーニングの意義の検討することを目的とする。

2. 研究の方法

N高校女子長距離陸上競技部へ2018年11月から2019年1月（続行中）に至るまで、週1～2回のトレーニングへ参加するフィールドワークを通し記述を行った。トレーニングには、見学と選手たちの共にトレーニングをした。記録は、動画撮影、レコーダーによる監督や選手、選手同士の会話や監督や選手へのインタビューを録音する方法をとった。

3. 結 果

N高校の女子長距離部は、競技未経験者が1名を除き、全国大会出場経験者、道内の大会の上位入賞者など、高い競技力と目標を持った選手たちで構成されている。女子長距離指導者K監督は、全日本実業団で優勝者であり、40年の指導歴を持っている。

N高校女子長距離部では、それぞれの選手が自身の欠点への意識をもちそれらを改善させるべく日々トレーニングを行い、さらにインターハイや全国駅伝などのハイレベルな大会において結果（勝利）を出すことをコミュニティの共同の価値とし、目標の達成に向け熱意を持ったメンバーのコミュニティが形成されている。

N高校の場合は、道内トップ選手が集まり、一人一人の選手が持つ技術力は非常に高い。だからといって、彼らの技術がその選手の中だけにとどまることなく、また、その選手の努力だけでパ

パフォーマンス向上に貢献するということでもない。選手によっては、個人で努力して能力を開花させるパターンもあるかもしれないが、その場合、わざわざ部活というコミュニティに属する必要もなく独力でトレーニングを行うこともできる。しかしN高校のように、道内のトップ選手が一つの部活に集まり活動することにはやはり意味がある。それは、そのコミュニティに属するメンバーの高い技術力が「持続的な相互交流を通じて深めて」いきながら、共通の目標達成に向かってエネルギーを注いでいることにある。N高校の場合、監督と選手や選手間のインタラクションが盛んに行われている。本メニューの休憩時間には選手同士でお互いに気になった技術的な問題についてのアドバイスをしあうことや、監督が気になった選手がいる場合は、その場で呼び出し、フォーム指導を中心に行う。ガラスなどで自分のフォームを確認する選手もいる。また、休憩が終わると選手たちはスタート位置に戻りトレーニングを再開する。選手へのインタビューから、選手間や監督とのインタラクションを通して得た技術を休憩後のトレーニングの中で実践していることがわかった。

このように、コミュニティの中でインタラクションが盛んに行われ、その中で技術を共有し、そこからそれぞれの選手が試行錯誤をすることで、パフォーマンス向上へのヒントへつながる。それは、あたかも個人レベルでのパフォーマンス強化ではなく、コミュニティとしての強化へと繋がっている。

N高校の実践コミュニティにおける各選手が持つ技術や体験を全て言語化（形式知化）することは不可能であり、可視化できない技術や体験は、（マイケル・ポラニーの）暗黙知と呼ばれる。実践コミュニティにおける暗黙知の作用は、選手の技術習得に関与し、その共有された技術がさらにコミュニティの中で強化される点にある。

選手が技術を習得するには、個が自身の内面世界に潜入し、感覚により繊細になること、そしてそこから得たものが反復により確かな感覚として身体に刻印されるといった、内面、精神世界へ入り込むことに暗黙知があり、それらを促進させるには、自分以外の他人の言葉や見本（師範）の介在も暗黙知獲得に作用している。

実践コミュニティにおける暗黙知は、「人に具象化された専門知識」からなり、「複雑で相互依存的な物事の本質に対する深い理解」であり、そのことで「特定のコンテキストに依存する問題に、ダイナミックに対応すること」ができる。運動指導の場合、形式知のように体系化された指導理論書よりも、指導者や選手たちの持つ技術や経験、カンと言った人に具象化された知識こそが動的な指導現場に求められているように思える。

トレーニングが個人ではなくコミュニティで行われるのは、コミュニティが共同の目標を掲げているからという理由だけではなく、選手個人レベルとして、コミュニティレベルとしての学びがあるからである。その学びには、選手間や監督との持続的なインタラクションを通して暗黙知が共有されコミュニティが高次へと向かうことに実践コミュニティの意義がある。

N高校女子長距離部のフィールドワークを通し、実践コミュニティ形成のための3つの特徴が挙げられる。その形成には、(1)コミュニティのメンバーが目標において共同の価値を持っていること、(2)その目標の達成のために意欲的で熱意を持っていること、(3)選手それぞれの持つ技術が共有され、コミュニティの中で持続的なインタラクションが行われる。そして、コミュニティに属することが、コミュニティ全体や選手それぞれの競技パフォーマンスを強化する。

地域スポーツ集団と生活組織の現代的展開 —40年後の「洞ヶ崎」再々訪—

嘉門良亮（東北大学大学院）

1. 研究の背景と目的

近年、少子高齢化や人口減少を要因とする様々な生活課題が顕在化しつつある農山漁村や地方都市では、地方創生や地域活性化を謳い、都市計画に基づく積極的撤退や、「選択と集中」による地方中核都市への集約が目指されている。また、「新しい公共」の概念に基づき、NPOなど新たな中間集団を中核にした地域課題への対処やガバナンスの再編も注目されている。

このような流れの中でスポーツ政策も連動して展開されてきた。「新しい公共」宣言を受けて作成された「スポーツ立国戦略」においては、地域のスポーツクラブを中核とした地域課題の解決を目指している。総合型地域スポーツクラブの全国的展開が進められ、地域社会にとって多くの潜在的可能性が示され、期待されてきた。

総合型クラブは既存の地域スポーツ集団を取り込む形で設立、運営されることも多い。しかし、地域社会には多様な形態のスポーツ集団が存在しており、それらを基盤にした総合型クラブも地域によって多様なものとなっている。特定の目的に即して組織化されたフォーマルな団体（活動）から、明確な目的が企図されず、メンバーシップも固定されていないインフォーマルな団体（活動）まで、地域集団は多様な形態や性質を持っているのに対して、「総合型クラブ」は、行政支援や連携の基盤となる認定登録制度も検討されているように、特定の形態や目的など持つ、一定の枠組みに基づいた組織でもある。体育協会や公民館、学校など複数の管轄に跨り横断的な運営が行われる過程において齟齬の問題も指摘されてきた。

また、少子高齢社会の進展により従来、日常生活を構造的に把握する上で不可欠であった地域自治会や農業等の生産に関わる生業組織など、これまで生産や生活上の「必要の論理」に基づいて運営されてきた組織が、次々と解散、形骸化する社会状況の中で、成員を制限せず誰しものが参加可能な社会団体として、体育・スポーツ集団の持つ意味合いも変化していく。

しかし、行政の目的に沿った団体が評価され支援の対象となる一方で、その他の団体は相対的に不利益を被るとともに、行政の施策に適合するように求められる。こうした問題は「あるべきスポーツ」論として批判されてきた。これまでの研究は、スポーツ活動がいかに健康に貢献するかという保健医学的な関心や、スポーツ文化の享受を保障するというスポーツ振興論を前提とした研究が多くを占め、地域生活との関係性に関してはほとんど議論されることがなかった。伊藤（2009）は、「スポーツを他の日常生活活動から切り離して論じるのではなく、また日常生活を送る地域から住民個人々々を抜き出して論じるのでもなく、地域に『スポーツ』を埋め戻しつつ分析を行う」（伊藤2009：22）必要性を指摘している。

振り返ると、スポーツ政策をいかに地域の実情に適合させ、地域社会にとって意味あるものにしていくのかという課題は、1970年代以降の体育社会学、スポーツ社会学で指摘されてきた課題でもある。地域社会の内実とスポーツの関係に迫る実証的研究が希求され少なからず行われてきた。

例えば、上羅（1978）、松村（1978）、及び松村・前田（1989）の一連の宮城県涌谷町での研究が挙げられる。高度経済成長の時代背景の中で農村地域の急激な都市化とそれに伴う生活の変化、および地域でのスポーツ活動の関係を世帯構造なども含めて考察した（上羅1978、松村1978）。また、松村・

前田（1989）は、1978年の調査から10年後の再調査によるものであり、社会構造の通時的な変化に関連するスポーツ集団の変遷を捉えた。スポーツ活動を横断的に分析するだけでなく、縦断的な視点からスポーツ集団が論じられてきた。

また、地域に存在する様々なスポーツ集団を「社会集団」として分析するにあたり、スポーツを対象とした組織論のみならず、地域社会に主眼を置いた農村社会学、都市社会学、地域社会学などの蓄積をも考慮に入れる必要があることも指摘されていた。本研究はそうした先行研究に倣い、スポーツ集団が定位する地域社会の生活の営為との関係を視野に入れるとともに、縦断的な視点から見た生活構造の変化なども踏まえて、地域スポーツ集団を把握する。

本研究は、現在では少子高齢化が進む農村地帯となった宮城県涌谷町において2013年及び2017年に行った調査に基づき、少子高齢化が進む社会状況の中で営まれる地域スポーツ集団の展開を追いつつ、社会構造や行政施策など外部条件との関係の中で、今日の地域スポーツ集団の形態や性質が選択されていることを、彼らの生活実践を踏まえながら示す。同地を事例にした先行研究の時代から世代を超えて変遷してきた、地域生活とスポーツの関係を論じる。

2. 事例の概要

現在、宮城県涌谷町洞ヶ崎地区は少子高齢化が進む郊外の住宅地となっている。地区内には空き家の存在も出てきており、独居老人世帯や高齢者夫婦世帯が少なくない。

当地区は1970年代には社会体育のモデル地区にもなり、旧来からの「地付き」住民と、新しく入ってきた「団地」住民の関係を繋ぐバレーボールやソフトボール、釣りなど、様々な地域組織が重層的に存在していた。しかし、現在では、ゴミ当番などの最低限の役割を果たす組織を除いてほとんどの組織が解散し、町内会などの包括的な自治組織も存在しておらず、地縁的な繋がりを基盤にした関係が見られなくなっている。その背景を住民は「必要性が無くなったから」と時代的なニーズの変化と説明する。

確かに、現在の地区周辺には複合型ショッピングセンターや病院、福祉施設などが複数存在し、スポーツ組織では全町単位の総合型クラブや少年団がある。「健康と福祉のまち」を標榜する涌谷町の中でも利便性に優れた地区となっている。当地では商業サービスと行政サービスによる専門処理システムの発達や生活構造の変化により、地域を基盤にした共同的な社会生活の必要性が薄れ、地縁に基づく関係が消失していった。

しかし、そうした状況にもかかわらず、商業サービスや行政サービスの枠組みとは別に「地域」を基盤にした「健康体操教室」の集団が独自に形成されている。この軽運動の社会集団が当事者にとっていかなる意味を有しているのかについて報告する。

文献

- 伊藤恵造, 2009, 「『スポーツ政策』論の社会学的再検討—『スポーツ権』・『総合型地域スポーツクラブ』をめぐって—」『秋田大学教育文化学部研究紀要』 64 pp.15-25.
- 上羅廣, 1978, 「地域スポーツ政策の展開と住民『スポーツ政策』研究への一視角」体育社会学研究会編『体育社会学研究7 スポーツ政策論』 道和書院 pp.43-64.
- 松村和則, 1978, 「『地域』におけるスポーツ活動分析の一試論—宮城県遠田郡涌谷町洞ヶ崎地区の事例を素材として—」体育社会学研究会編『体育社会学研究7 スポーツ政策論』 道和書院 pp.65-98.
- 松村和則・前田和司, 1989, 「混住化地域における『生活拡充集団』の生成・展開過程—『洞ヶ崎』再訪—」体育社会学研究会編『体育・スポーツ社会学研究8 スポーツの社会的意味をさぐる』 道和書院 pp.119-137.

総合型地域スポーツクラブの成長過程における中間支援組織の役割

伊藤 葵（富山国際大学）

1. 研究の目的

総合型地域スポーツクラブ（以下、総合型クラブ）は、スポーツの振興やスポーツを通じた地域づくりを目的として、1995年から地域住民の自主的な運営を目指すクラブとして育成が開始された。2000年に策定された「スポーツ振興基本計画」では、「地域におけるスポーツ環境の整備充実方策」として「総合型地域スポーツクラブの全国展開」が掲げられるなど、育成当初は「スポーツ環境の整備」のため、総合型クラブの設置に重点が置かれてきた。さらに近年は、総合型クラブが地域コミュニティに果たす役割にも期待が高まっている。2012年に策定された「スポーツ基本計画」では、「コミュニティの中心となる地域スポーツクラブの育成・推進」、2017年に制定された「第2期スポーツ基本計画」においては、「スポーツ環境の基盤となる人材と場の充実」という目標が掲げられ、総合型クラブの「質的充実」という面も強調されるようになった。

現状については、スポーツ庁の「総合型地域スポーツクラブ育成状況調査」によると、2018年時点で全市区町村の80.9%に3,580クラブが育成されており、総合型クラブの設置においては一定の成果があったといえる。しかし、近年は創設クラブ数の減少とともに、廃止・統合等に至るクラブも生じており、クラブ数は横ばいが続いている。また、クラブの財政基盤の脆弱さ、人材不足、組織運営能力の欠如、地域の他団体との連携不足等の課題が指摘されている。このような課題に対し、総合型クラブへの支援体制の整備や中間支援組織の必要性についての提言（「総合型地域スポーツクラブの在り方に関する検討会議」など）も行われているが、支援状況は地域によっても差異があり、具体的な整備は十分には進んでいない。

そのため、総合型クラブへの期待が「スポーツ環境の整備」から「地域コミュニティの中心」へと拡大する中、総合型クラブに対する支援の在り方にも変化が必要ではないかという問題意識を持った。そこで、本報告では、総合型クラブを支援する中間支援組織に焦点を当てることで、総合型クラブの育成段階や総合型クラブに期待される役割の変化に伴い、どのような支援が必要となるかを明らかにすることを目的とする。

2. 研究の方法

研究手法は、先行文献研究による理論構築と事例研究とする。先行文献研究から総合型クラブの育成段階における中間支援組織の機能を分析、理論フレームワークの提案をした上で、総合型クラブの育成率100%を早期に達成している富山県を事例とし、聞き取り調査を行う。

先行文献研究では、中間支援組織についての研究が進んでいる非営利組織論や組織論の視座を、総合型クラブの支援に応用する。本報告においては、NPO法人の設立や地域コミュニティでの協働における中間支援組織の機能分析、組織と組織の仲介を扱う組織間関係論によるアプローチが有益である。また、総合型クラブの育成段階に応じた支援を分析するためには、非営利組織の成長段階における支援の在り方に関する研究についても考察する。

事例研究においては、富山県における総合型クラブの支援を取り扱う。富山県は、クラブ育成率100%を達成しており、全国でも兵庫県と並び、総合型クラブの育成を早期から進めてきた県である。そこで、富山県において、総合型クラブの設立支援がどのように進められてきたのか、また、育成率

100%を達成した後の支援はどのようにされてきたのか、聞き取り調査を実施する。

3. 結 果

先行研究から、総合型クラブの中間支援組織の機能として、①サポート・開発（経営基盤強化やコンサルティング、資金・資源の仲介、人材育成）、②コーディネーション（組織間の媒介、ネットワーキング、パートナーシップの構築）、③代表（情報発信、意見の集約）、④プロモーション（総合型クラブに関わる調査研究、ベストプラクティスの開発、ニーズの把握）の機能を抽出することができた（OMP/Compass Partnership, 2004など）。特に、②の機能においては、「境界担当者（boundary spanner）」として、交渉力、人脈、信頼構築、コンフリクト・マネジメント、政治的配慮、全体的思考、柔軟性などの能力が求められることが明らかとなった（Paul Williams, 2012）。

また、総合型クラブの育成段階には、「黎明期」「安定期」「成長期」「展開期」「停滞期」が存在する（Greenlee, J. S. & Tuckman, H. D., 2007；馬場・山内, 2011）。中間支援組織の機能は、黎明期・安定期においては、①サポート・開発が中心的機能であり、設立のためのサポートや資金・資源の仲介など、安定したクラブ経営の支援を行う。成長期・展開期においては、総合型クラブが他組織との関係を構築し、地域コミュニティの中心として発展するため、②コーディネーション機能が求められる。③代表、④プロモーションは、総合型クラブの啓蒙や地域課題の発見において、常に必要な機能である。

事例研究では、富山県総合政策局スポーツ振興課および富山県体育協会での聞き取り調査を行った。富山県は、2000年の富山国体を契機に総合型クラブの設立に注力し、2006年には育成率100%を達成している。その際、重要な役割を果たしたのが、派遣スポーツ主事制度である。派遣スポーツ主事は、1975年から国庫補助により導入されたが、補助の打ち切り後も富山県では独自に支援を継続した。各市町村にスポーツ主事を派遣することで、支援の体制を整え、黎明期におけるクラブ設立を促進させた。派遣スポーツ主事は、1、2ヶ月に1度、研修を行い、情報交換や育成のノウハウの共有や、スポーツ主事間のネットワークの構築をするなど、活発な動きを見せた。しかし、育成率100%を達成後は、総合型クラブへの支援の中心的役割は広域スポーツセンターに移管された。現在、派遣スポーツ主事は県教育委員会の配属となり、総合型クラブに対して積極的な関与は行っていない。これは、地域での連携や課題野解決は、トップダウンではなくボトムアップで広がることが望ましいとの考え方によるものであった。一方、広域スポーツセンターは、理念上は①～④の機能が網羅されているが、聞き取り調査においては、②コーディネーション機能は十分に満たすことができていないという結果が見られた。したがって、総合型クラブが黎明期・安定期の段階を経て、他組織と連携しながら地域コミュニティの中心としての役割が期待される成長期・展開期においては、中間支援組織は、境界担当者としての能力を備え、②コーディネーション機能の強化が必要であることが明らかとなった。

参考文献

- ・ OMP/Compass Partnership (2004), Working Towards an Infrastructure Strategy for the Voluntary and Community Sector OPM & Compass Partnership
- ・ Greenlee, J. S. & Tuckman, H. D. (2007) Financial Health, Young D. R. ed., Financing Nonprofit Organizations, South Western Publishing Co.
- ・ 馬場英朗・山内直人（2011）「NPO法人の収益構造と成長パターン—全国データベースによる財務指標分析から」大阪大学経済学 Vol.60 No.4
- ・ Paul Williams (2012) Collaboration in public policy and practice – Perspectives on boundary spanner, Policy Press

100km ウォークにおける『物語』 ーウォーキングイベントの普及に関する探索的研究ー

武井陽太郎（一橋大学大学院経営管理研究科） 岡本純也（一橋大学大学院経営管理研究科）

1. 研究の目的

本研究では、いわゆる「100km ウォーク」と呼ばれるウォーキングイベントに着目した。100km ウォークに特筆されるのは、ほぼ丸一日をかけて約100kmのコースを完歩するという過酷さにある。ウォーキングとは、辞書的には健康を目的とした行為であるが、100kmウォークはその範疇に収まらないと思われる。また、90年代後半から開催件数が増加するとともに、参加者数も右肩上がりとなっていった。本研究では、リサーチ・クエスチョンを「なぜ100kmウォークというイベントが成立するのか」とし、本イベントが普及していった理由を検討する。なお、後述するように、理論的枠組みとして「物語」という視点をを用いた。

2. 調査対象

現時点で国内外合わせて40件余りの大会が確認できたが、特徴的な2つのイベントを中心に報告する。第1のイベントとして、愛知県で行われている「三河湾チャリティー 100km 歩き歩け大会」（1996年創設）、第2のイベントには、福岡県と大分県にまたがって実施される「行橋～別府 100キロウォーク」（1999年創設）を挙げる。前者は、小説の題材になっているほか、テレビ番組等でも取り上げられる機会が増えている。後者は参加者数が4,500人を超え、国内最大規模のイベントとなっている。この2つのイベントを中心に、主催者と参加者の観点から考察を行った。

3. 調査方法

調査にあたり、主に以下の3つの手段を用いて調査を行った。(1) 主催者への半構造化インタビュー、(2) 各イベントで作成するパンフレット等の資料収集、(3) 雑誌記事・テレビ番組の映像資料の収集である。特記事項として、(2) について、参加者らが綴った事後の感想文集が作成されており、参加者の分析については主にこの資料を用いることにした。(3) について、国立国会図書館、大宅壮一文庫の雑誌記事検索システムにおいて、100kmウォークで検索しても該当件数はほぼ無かったため、イベント名を入力して記事を収集した。

4. 先行研究の検討

先行研究について、主に2つの領域を参照した。第一の歩行をテーマに扱った研究群であるが、この研究群は、主に医学・生理学を中心とした研究の数が圧倒的に多い。他方、人文・社会科学領域の研究数は少なかったが、近年では諸外国において議論が活発化している。哲学や歴史学領域では、歩行を通じた思考法に着目が集まり、社会学領域では歩行という行為を通じたエスノグラフィックな研究が行われている。

第二に、エンデュランススポーツと呼ばれる研究群である。これらは、長時間、長距離にわたる痛苦を特徴とした競技を対象とし、例えば原田（1994）や浜田（2009）の研究が挙げられる。前者は、マラソン愛好者の増加を健康志向の表れと捉えるだけではなく、人々はその行為を通じて主観的に構成された現実の「意味の組み換え作業」を行っている」と指摘する。後者は、トライアスロン競技者の中で、クラブやチームへの所属に消極的でありながらも、「仲間」と呼ばれる関係性が自己肯定感をもたらす実践を継続するために重要だとしている。

しかし、これら先行研究を参考とするだけでは、100kmウォークを十分に捉えることはできなかった。したがって、本研究ではこれら研究を踏まえた上で、新たな分析視点として、「物語」というフレーム

ワークを設ける。

5. 理論的枠組み

本研究での物語の定義は、「ある出来事や行為をつながりをもたせて認識する枠組み、あるいはその枠組みを使って表現したもの」（福田2004：72）とする。なお、メディアスポーツを対象とした研究において、「物語」という視点は新しいものではない。例えば清水（1998）は、人々が甲子園野球において何らかの物語を読み取っていることを指摘し、実況アナウンサーの語りを分析することで、それは「青春」や「若者らしさ」であるとする。また、深澤（2012）は、スポーツ中継とは人々の意識に特定のスポーツの見方＝物語を形づくる文化装置（C. W. ミルズ）だと指摘している。

他方で、津田（2006）はスポーツ活動に従事する学生たちに対して、ナラティブ・セラピーの知見を基にした授業を行い、学生たちが「書く」という行為によって自らの現実を再構成し、新たな自己の物語を創出していったことを報告している。

これらの議論を総括すると、「物語を読み解くことで、そして物語を自分で語ることで、私たちは、現実の社会の中に意味を見出して、現実を再構成する」（福田2004：76）と言える。このような視点に立つならば、イベント主催者は100kmウォークを通じて物語を提示し、参加者は100kmウォークという体験から物語を読み解き、またそれを語ることで現実を再構成しているという仮説が立てられる。以下では、先に提示した2つのイベントの分析結果の概略を述べる。

6. 調査結果

①三河湾チャリティー 100km歩け歩け大会は、社員教育の一環として開始し、現在は社員以外の多くの者が参加するイベントに成長している。その開催のきっかけは、主催企業の業績悪化等の経営危機があり、イベント創設者である経営者が「社員が将来に希望を持てる会社」に変革したいと考えたことにある。「希望」とは、ビジネスに留まらない、広い意味での社会貢献を目指す経営者の理念を示している。社内報に載せられた従業員の感想文を分析する限り、従業員にもこの理念は浸透しているようである。したがって、本事例は経営者が社員に対して共通の物語＝「希望の物語」を抱けるように実施されていると解釈できる。なお、本イベントをモデルとした別のイベントも多く、100kmウォークが拡大していった理由の1つであると考えられる。

②行橋～別府 100キロウォークは、イベント主催者によると、知人同士で「遊び感覚で始めた」ものが大規模化していったとされる。本イベントの感想文集を分析すると、参加者はそれぞれの思いを持ってイベントに臨んでいることが分かる。新たな自己の物語を創出していく一例として、「定年退職者の生きがい」がある。健康のためのウォーキングが、次第に「どこまで歩けるのか」といったように気持ちの面で変化が生じる。100kmウォークはそうした挑戦の場となり、退職を機に生じた喪失感を埋め合わせることに繋がっていると読み取れる。つまり、定年退職者はイベントがあることで、日々の生活を「挑戦の物語」に書き換えていると解釈した。100kmウォークはこうしたニーズを満たしていると考えられ、高齢化が進む社会で拡大していった1つの要因だと思われる。

7. 本研究の意義と課題

本研究では、100kmウォークというイベントがなぜ成立し、普及していったのか、その理由を考察していった。物語というフレームワークを用いることで、一般的に説明される健康といった理由や、先行研究とは別の視点を提示した。それによって、物語というフレームワークの有用性を示すとともに、歩行という身体的動作が有する文化意義の理解に繋がっていくと考える。

しかし、本研究では2つの物語を提示するだけに留まった。今後は、他にどのような物語があるのか、そのパターンを類型化していきたい。そのためには、分析手法の精緻化を図る必要があり、例えば「物語構造分析」といった手法を検討していくとともに、物語論などの研究を踏まえていく必要があると考えている。

日本におけるライフスタイルスポーツ研究の展望 ーニューススポーツの系譜におけるライフスタイルスポーツの位置とはー

市井吉興（立命館大学）

1. 研究の目的

2020東京オリンピックの追加競技・追加種目として、スケートボード、サーフィン、スポーツクライミング、BMX フリースタイル、バスケットボールの3×3が採用された。このことをきっかけに、従来のスポーツとは異なる新しいスポーツを称して「ライフスタイルスポーツ」という言葉が、注目されるようになっていく。その一方で、日本には従来のスポーツとは異なる新しいスポーツを「ニューススポーツ」と称し、これまでに多くの愛好者を獲得してきた歴史がある。本研究の目的は、日本におけるニューススポーツの系譜を整理し、ライフスタイルスポーツの特徴と位置づけを明らかにすることにある。

2. 研究の方法

上記の点を明らかにするために、本研究は、ニューススポーツに関する先行研究、ライフスタイルスポーツに関する先行研究をサーベイし、論点や課題を整理することに力点を置いた。なお、本研究で参考にした文献を以下に紹介する。

○ニューススポーツ研究

北川勇人, 1991『ニューススポーツ事典』, 遊戯社.

北川勇人・日本レクリエーション協会編著2000『改訂 ニューススポーツ事典』, 遊戯社.

自由時間デザイン研究会, 2002,『ニューススポーツ100〈2002年版〉』, 評言社.

通商産業省産業政策局, 1990,『スポーツビジョン21:スポーツ産業研究会報告書』通商産業調査会.

野川春夫, 1992「ニューススポーツへの招待」健康・体力づくり事業財団『体力づくり情報』9(1), 10-12.

野々宮徹, 2000,『ニューススポーツ用語事典』遊戯社.

———, 2001,「ニューススポーツ登場の背景」松本芳明・野々宮徹・高木勇夫編『近代スポーツの超克: ニューススポーツ・身体・気』, 叢文社, 53-62.

長谷川健太郎, 2011,「『ニューススポーツ』の形成:日本におけるカテゴリー化の過程」『早稲田大学大学院文学研究科紀要』57, 137-148.

早川武彦, 1992,「『ニューススポーツ』の胎動:新たな運動文化の登場か」一橋大学『研究年報』, 32-35.

師岡文男, 1993,「ニューススポーツの普及戦略:フライングディスク普及事例からの考察」日本体育学会『日本体育学会大会号』44(A), 92.

———, 1996,「生涯スポーツとニューススポーツ:スポーツの原点を求めて」『ソフィア』45(2), 240-247.

———, 2017,「オリンピック・パラリンピックとニューススポーツ(特集 スポーツ経営と東京オリンピック・パラリンピック)」日本体育・スポーツ経営学会『体育・スポーツ経営学研究』30(1), 15-17.

山田力也・谷口勇一, 2001,「ニューススポーツの変容過程に関する社会学的研究」福岡大学研究推進部/スポーツ科学研究編集委員会編『福岡大学スポーツ科学研究』31(1・2), 23-33.

○ライフスタイルスポーツ研究

水野英莉, 2010, 「ライフスタイル・スポーツとジェンダー：日本・アメリカ・オーストラリアにおけるサーフィン選手の経験と女性間の差異」日本スポーツとジェンダー研究会『スポーツとジェンダー研究』8, 4-17.

Douglas Booth and Holly Thorpe (eds), 2006, *Berkshire Encyclopedia of Extreme Sport*, Berkshire Pub Group.

Shawn E. Klein (eds), 2016, *Defining Sport: Conceptions and Borderlines*, Lexington Books.

Kelly Boyer Sagert, 2008, *Encyclopedia of Extreme Sports*, Greenwood Press.

Belinda Wheaton, 2013, *The cultural politics of lifestyle sports*, Routledge.

3. 結果

まず、日本においてニュースポーツという言葉が用いられた時期であるが、野々宮（2000）の指摘によると、1979年より活字メディアで使われるようになった。しかし、ニュースポーツに分類される競技—たとえば、アルティメット（1930年代に誕生）、インディアカ（1960年代に誕生）、ゲートボール（1940年代に誕生）など—のなかには、1979年以前に誕生したものも多く存在する。また、ニュースポーツという言葉が一般的に使われるようになったのが、1988年に当時の文部省体育局に生涯スポーツ課が新設され、ニュースポーツの普及を奨励したことに端を発している（師岡：2017）。さらに、通商産業省産業政策局『スポーツビジョン21』（1990）において、ニュースポーツが新たにスポーツ振興の対象として位置づけられたことにより、ニュースポーツはさらに一般に浸透していくことになった。

つぎに、ニュースポーツの定義であるが、通商産業省産業政策局『スポーツビジョン21』（1990）において、ニュースポーツは①国内外を問わず最近生まれたスポーツ、②諸外国で古くから行われていたが、最近、日本で普及したスポーツ、③既存のスポーツ、成熟したスポーツのルール等を簡易化したもの、④かなりの専門知識、技術が伴い、しかも体力を必要とし、危険性の高いスポーツとしていいる。また、スポーツ史から見た場合、ニュースポーツは、野々宮（2000）が指摘するように、①カウンターカルチャーの影響を受けたスポーツをニュースポーツとし、②ノルウェーから西ドイツを経由し、日本に持ち込まれたトリム運動をニュースポーツの源流とするというものがある。このような視点は、ニュースポーツを「近代スポーツ批判」として位置づけるものと理解することが出来よう。

上記のようなニュースポーツの定義をふまえ、ライフスタイルスポーツは、どのような特徴を持ち、ニュースポーツの系譜にどのように位置づけられるのであろうか。ウィートン（Wheaton:2013）の指摘によると、まず、ライフスタイルスポーツはエクストリームスポーツ、アクションスポーツ、オルタナティブスポーツ、リスクスポーツ等と名付けられてきた従来のスポーツとは異なる新しいスポーツの「総称」である。つぎに、ライフスタイルスポーツは1960年代のカウンターカルチャーに源流を持ち、常に移り変わるスポーツのフォームやスタイル、そこに参加する人々のライフスタイルやアイデンティティを接合するプラットフォームとなっていることに特徴がある。それゆえに、課題もある。

たしかに、誰でも気軽に参加できる形態を持って誕生した新たなスポーツ（ニュースポーツ/ライフスタイルスポーツ）ではあるが、スポーツ化の道を歩み始めた途端に、従来型のスポーツや競技団体との軋轢が生じ、「スポーツ」が実践される場所や空間におけるジェンダー/セクシュアリティ、人種、年齢などをめぐるカルチュラルポリティクスと対峙せざるをえない。しかし、気軽に参加できるスポーツ（ニュースポーツ/ライフスタイルスポーツ）は、「おもしろさ」、「創造性」を私たちに提供するとともに、社会秩序を形成する権力や支配的なイデオロギーの複雑さを紐解く手がかりにもなりうる。この点は、日本のニュースポーツの系譜におけるライフスタイルスポーツの位置づけ方を考察するうえで非常に重要であると言えよう。

市民マラソンによる自己変革と組織変革 —大阪マラソン参加の事例—

亀井克之（関西大学社会安全学部） 杉本厚夫（関西大学人間健康学部）

1. はじめに

研究の背景と目的；2007年2月に第1回東京マラソンが開催されたのを契機に市民マラソンがブームとなった。東京マラソン開催以降の10年間で、フルマラソン完走者数は10万3,590人（2006年度）から35万4,072人（2015年度）へと3倍に増加した。大会は続々と新規開催され、現在1500以上の大会が開催されている。結果的にマラソンが大衆化し、エリート競技以外のマラソンのテレビ中継、制限時間の緩和などが定着した。本報告はこうした状況が市民ランナーにもたらした変化を明らかにする。

研究方法：大阪マラソンの協賛企業A社は大阪マラソンのスポンサーを務め、社長以下40人が毎年出走する。2018年大会前、出走ランナー21名にアンケート調査を行い、5名にインタビューを実施した。大会時に参与観察を行い、大会後10名に追加インタビューした。本報告はこれら調査の分析に基づく。

2. 市民ランナーの自己変革要素 —主要質問項目—

- (1) ランニングをするようになったきっかけは何か。
- (2) ランニングを始めて、あなたやあなたの生活にどのような変化があったか。
- (3) 大阪マラソンに参加した際の印象的な思い出は何か。

3. 走り始めた契機

3.1. リーダーの影響：「社長に倣って」「毎日欠走っておられる社長の影響で、自分自身も何かを継続できる人間に変わりたいと思って」「社長自身が挑戦されていると知り自分自身も挑戦したいと思った」

3.2. 協賛企業であったこと「当社の社員が走ることにについて話しているのを聞いて、その感覚をランナーとして感じたいと思って」「入社後、当社が大阪マラソンのスポンサーであることを知り、同期に誘ってもらってから興味を持って」「社長の英断により、当社が大阪マラソンのスポンサーになり、エントリー枠を頂いたことから」

3.3. ランナーの走る姿を見ての感動

「ボランティアで参加した際に、ランナーの姿を見て自分も走る側に立って参加してみたいと感じた」

4. ランニングを始めた後の自己変革と組織変革

4.1. 自己変革

4.1.1. 健康面の変化

「ランニングが習慣化」「健康に気を配り暴飲暴食を控えるようになった」「睡眠の質が向上」「痩せた」「生活が規則的になりストレスが少なくなった」「体を動かすことが楽しいと感じるようになった」

4.1.2. 精神面の変化

「フルマラソンを走る人は間抜けな人だと本気で思っていたが、いざ走ってみると今ではいつまでもエントリーして完走したいと思うように意識が変化」「走っているときに考え事すると、道具がないので、どんな問題も因数分解して簡素化してみるが、見えなかったものが見えたり、解が見えたりする」「日

常的に逃げてしまいたくなる時でも、あと少し頑張ってみよう和前向きに考えるようになった」

4.1.3. タイムマネジメントの変化

「ランニングから派生して、このタイミングで仕事や家事などをするという考え方が出てきた」「週末に〇キロ走ると決めることにより、週末の過ごし方にメリハリが出た」「誰にも邪魔されない時間を獲得した」「一日の中で走る時間を決めることで、時間の使い方にメリハリが付けられるようになった」

4.1.4. 仕事への影響

「運動中に考え事をする案や解決力の発想力がついた」「出社前に走ると、朝一番からしっかり頭が働き、2日酔いでもアルコールはきれいに抜ける」「仕事への集中力が増し、疲労とストレスが少なくなった」「継続することの大切さや準備することの重要性について改めて感じるようになった」「当社の社名である一步一步切り開いて前進するという、当社の仕事に対する姿勢とまさにマッチしていると実感」

4.2. 組織変革

「社員の士気が上がった」「部門の壁を越えた交流ができた」「応援やボランティアも面白いと思えた」「プロモーションの費用対効果に関わらず、出走、ボランティア、応援、出展、どの分野においても、参加することで社内に対する効果は絶大であり、素晴らしい取り組みだと感じる」「年々仕事とは別の社内の一体感を感じ、会社を通してその輪が大阪マラソンに関わる人たちに広がっていくのを感じる」

5. 大阪マラソンを実際走っての印象的体験

「初めて参加した際に、社長の後ろを走り、社長が足の痙攣から何度も倒れながらも走り続け完走されるのを見たとき、人生に例えられるマラソンの真髄を直接見る体験だと感じた」「大阪についての理解が深まった」「沿道の応援を見て、沿道からの声援が大阪らしいなと感じて、より大阪が好きになった」「フルマラソンは自分の力だけでは完走できず、沿道からの声援やボランティアの方々によるサポートが非常に力となることを痛感した」「苦しい時に走っている同僚と並んで励ましあいながら完走できた」

6. 初マラソンとして2018年第8回大阪マラソンを走ったランナーにおける自己変革的発言

「何でもできるんだなと感じた」「しんどかったが、他には代えられない達成感を感じた」「チームスポーツばかりしてきたので新鮮だった」「応援の力が支えて下さっていたんだなと気づいたように、普段は見えないものが見えた」「自分で限界を作っていて、できるなんて思っていなかったことでも、やってみれば枠を越えて実現できるということがわかった」「本当に長い距離を走り続けるわけだが、続けていないとわからないことがあり、続けているからこそ変化に気づくんだということがわかった」「その後、毎日同じ仕事をしていても、ちょっとした変化に楽しみ、一見同じことでも、その中に違うものをさがすことができるようになった」「飽き性だったが、ささいなことに楽しみを覚えるようになった」

おわりに 本事例研究から近年の市民マラソン・ブームが市民ランナーの健康状態、精神状態、時間管理や、所属組織に対する意識において、変革をもたらしていることが確認しえた。今後、スポーツ社会学における変革に関するレビューによる理論面の装備が本報告における研究の課題とする。

参考文献

亀井克之・増田明美・杉本厚夫・西山哲郎他『市民マラソンがスポーツ文化を変えた』2017年、関西大学出版部；杉本厚夫「おわりにーロンドンマラソンを目指してー」読売新聞・関西大学『第7回大阪マラソン共同調査研究』2018年、pp.79-82, http://www.kansai-u.ac.jp/marathon/pdf/research_2017.pdf

謝辞 アンケートとインタビューに応じて下さったランナーの皆様に感謝の意を表す。

大相撲力士の身体表象 —「男らしさ」と「〈日本人〉らしさ」を巡って—

川野佐江子（大阪樟蔭女子大学）

1. 研究の目的

本研究の目的は、R.W.コンネルが示した「複数の男性性理論モデル」のうち、とりわけ「ヘゲモニックな男性性」の概念を援用しつつ、その「ヘゲモニック性」を保証する資源が何なのか、その資源の違いによる権力関係の多元性をどう位置づけるか、について考察することである。つまり、大相撲の力士の身体が、「どのように表象されているのか」ではなく「なぜそのように表象されるのか」という視座から検討を行う。そのことを通し、現代日本社会におけるヘゲモニックな身体観の一つである「男らしさ」やさらには「〈日本人〉らしさ」は、どのように提供されるのかを、大相撲の具体的な力士たちをピックアップして調査することで俯瞰していく。

2. 研究の方法

R. W.コンネルが示した男性性理論モデルである「ヘゲモニックな男性性」「従属的男性性」「共犯的男性性」「周辺の男性性」という概念は、男性性を複数形において捉え、以降のジェンダー論とりわけ男性学に大きな影響を与えた。コンネルのモデルによると、男性性も一枚岩ではなくその内部に複数の男性性を包括する。それら複数の男性性は、ある時は協働し、ある時は相互に葛藤しながら、総体として男性中心主義を形成し維持していくことになる。一方、コンネルの理論の曖昧さについては、熊田一雄が『男らしさという病？—ポップ・カルチャーの新・男性学』（風媒社2005）で指摘し、また川口遼が「R. W.コンネルの男性性理論の批判的検討—ジェンダー構造の多元性に配慮した男性性のヘゲモニー闘争の分析へ—」（『一橋社会科学』第6巻2014）の中で「コンネルの議論がもつ「複数の男性性のヘゲモニー闘争を通じたジェンダー構造の正統化」という視点は極めて有用である。しかしながら、これまで論じてきた通り、具体的な経験的研究を行う段になると、その理論の限界が露わになる。」とその限界を指摘している。したがって、本研究においても、コンネルの理論モデルに依拠しつつもその限界を踏まえ、大相撲力士の身体表象を検討する。

調査は、報告者によるNHKアーカイブス学術利用関西トライアルⅡの2調査資料、NHK相撲番組、相撲専門雑誌『相撲』（ベースボールマガジン社）を中心にその言説と画像分析を行う。特に、高度経済成長期に大相撲人気を牽引した柏戸と大鵬の比較を交え、戦後の外国出身力士の身体表象から、「男らしさ」と「〈日本人〉らしさ」を抽出し、その表象の背景にある権力関係について考察する。

3. 結 果

これまで報告者は、大相撲における力士の身体表象について、戦後高度経済成長期に「柏鵬時代」という相撲ブームを牽引した一方の横綱柏戸を中心に調査を行ってきた。その中で、メディアにおける柏戸表象は、大型で筋肉質な肉体とともに、常に「男らしさ」「男臭さ」と結びついていたことを明らかにし、特に、戦後の大相撲の人気力士たちはメディアの発達とともにそのメディアへの露出が多くなることで、一般の男性にとって「男の中の男」—ヘゲモニックな男性性—としての代替表象として消費されていったことを指摘してきた。そこでは、相撲人気を支えるファンや「伝統」「国技」と言った言説が「共犯的男性性」の位置で大相撲と力士表象のヘゲモニック性を支えてきた。しかしでは単純に人気力士の身体は「ヘゲモニックな男性性」の表象なのかと言えば、西欧的身体美観からや、「裸一貫」という表象、相撲界や力士が一般社会とはある部分で区別されてきた歴史を鑑みれば、むしろ「周

辺的男性性」として分析することも可能である。

また、「柏鵬」比較では、大鵬を巡って「日本」というワードが強調されることに気がつく。大相撲を考える上で、「日本の伝統」「日本的様式美」「非西欧的身体」など「日本的である」ことが強調され、近年の外国出身力士たちの増加やそのことにまつわる相撲界における課題や問題がメディアで取り上げられている状況を踏まえれば、〈日本人〉という「ヘゲモニック」が強調されるベクトルも力士の身体表象の考察から除外するわけにはいかない。大鵬の出自が“公然の秘密”だった1960年代は高見山というハワイ出身力士が誕生し、70年代の人気力士となっていく。堀の深い顔立ち、ウェーブのかかった髷、片言の日本語、大きな体、褐色の肌、明るく陽気、そういう「常夏の島からやってきた外国人」力士の身体表象は、続く小錦、曙、武蔵丸と引き継がれる。2000年代になると、北米大陸やヨーロッパ出身の「白人」力士が登場し、近年はモンゴル出身の力士たちの増加と活躍がめざましい。とりわけモンゴル出身力士の活躍は、遊牧民族の伝統としてのモンゴル相撲の技に着目され、農耕と結びつく〈日本〉の相撲との技の違いが強調される。そしてそれは単なる技の差だけでなく、“経済新興国からやってきた若者群像”を定型化させ、〈日本〉の神事を前提とした大相撲の「品格」問題にすり替わり、大相撲の頂点に立つ横綱という存在を、より「ヘゲモニックな男性性」として表象させることになる。

大相撲には、そもそも番付というヒエラルキーによる「ヘゲモニックな男性性」と「従属的男性性」の権力形式があり力士の身体表象を作り上げているが、同時にその力士の身体表象をコンネルの「複数の男性性モデル」で俯瞰すると、力士の「ヘゲモニック性」を支える「共犯的」な相撲ファン、戦後の高学歴化を背景とした学生相撲出身者と「中卒たたき上げ」の対峙構図、〈日本人〉をより強調させるための「日本出身力士」という用語、メディア化社会による力士の身体への注目、家父長制度的な相撲部屋制度など、力士の身体表象に多様な権力関係を発見するための要素が存在することが分かるのである。

また大相撲それ自体には、力士の体格、着衣髪型の特異性、核家族化社会における巡業中心の共同生活、「国技」を背負う者、自営的な組織運営形式、八百長や暴力など社会的イベントなどの要素によって、一般社会との乖離が積極的あるいは潜在的に存在する。その結果、力士の身体を「従属的」あるいは「周辺的」に表象させることにもなる。しかし同時にその一般社会と「共犯的」に〈日本〉の「ヘゲモニック」化に荷担しているとも言える。

【表1 戦後大相撲における力士の身体表象を検討するためのキーワード】

	1940年代	1950年代	1960年代	1970年代	1980年代	1990年代	2000年代	2010年代
代表的力士	双葉山	栃錦、若乃花	柏戸、大鵬	北の富士、玉の海 輪島、北の湖	千代の富士	若乃花、貴乃花 曙、武蔵丸 曙、武蔵丸	朝青龍	白鵬、日馬富士、 鶴竜、稀勢の里 把瑠都、 ハーフ力士たち
社会ムード	不敗神話	敗戦後の小さな日本人	重厚長大戦後復興 高度経済成長期	反伝統、抗制度	バブル前夜	バブル経済	不況と右傾化	
相撲の位置	相撲への素朴な期待			一般社会との乖離	健康志向 マッチョなアウト ロード	メディアのカ	〈日本人〉横綱の消滅 新規外国勢	
角界の トピックス、 キーワード	神話	実感としての代替経験	若く大きく逞しい 未来への可能性を 表象	カウンターカルチャー (無軌道な若者たち) 現代っ子横綱	肉体への着目 力への希求	消滅しつつある 共同 体”への着目、同時に 個”への着目	サモア系 →モンゴル系 欧州、北米、南米、アフリカ	
	神国日本の象徴	技と力	柔と剛	学歴対峙(歪み) 大卒横綱の登場	実社会との乖離、 裏社会への疑い露見	相撲を知らず力士を 見る	〈日本〉らしさの 強調 外国籍横綱による伝 説的力士に対する 賛許・同一化言及	
			女性ファンの増加	中卒の減少一方で相撲 界の中卒需要	付け人脱走事件(未 熟な若者、古い組織 への管見)	2世力士 (元々相撲界が持つ 継承”物語)。		
			子供ファンの増加 巨人犬鵬野焼き 大衆文化と人気	結果としての異界イ メージの増幅	隆の里 (体躯と病氣) 健康ブームによる相 撲の不健康言説 反発として力士＝ア スリート言説増加	旧来ファンと 新規ファンの断絶		
		テレビ中継開始	カラーテレビ中継 開始			歌舞伎役者、子供ス ポーツ選手などに見 られる幼少期からの メディア露出によっ て、「国民の子供」 化。彼らの人生をそ のまま同じ時間で経 験していく。		

ジェンダー・メッセージを発信するメディアとしての「遊び」の機能に関する社会学的検討

田中 嵐（東京学芸大学大学院）

1. はじめに

子どもが遊びの中でジェンダーを形成していく様子は、これまで様々な研究で議論されてきた。例えば、藤田（2004）は幼児が遊びを通して二分法的・非対称なジェンダーの再生産に加担し、社会的不平等の再生産の「共犯」になることを指摘した。また片田（2005）は、学童クラブの2年男子の遊び実践の中で、強さや支配といった特定の男子文化が解釈的・継続的に再生産されている様子を描いた。さらに藤田（2008）は幼児の家族ごっこ遊びを観察し、「幼児も『二分法的なジェンダー』に関する知を一方的に内面化するだけではなく、『より居心地のよい』場を確保するためのその場での相互作用を通して、自ら『ジェンダー』に関する物語あるいはジェンダー知を構築することができる主体である」と述べた。これらの研究は、子どもの「遊び」とジェンダーの関係性に着目し、「遊び」が子どものジェンダー形成を順接的に強化する機能を持つことを示している。しかし遊びが持つ機能とは、果たしてそれだけにとどまるのだろうか。

ところで作田（1993）は、ある対象に没入し、自己と外界の間にある境界がなくなる体験を「溶解体験」と述べた。これはつまり、「なにかに夢中になることで自我を解き放ち、『個』という輪郭が解消されてしまう体験（松田，2003）」であり、この溶解体験の最たる例が、「遊び」である。しかし作田は、溶解体験における「自我の喪失」という視点から、遊びとジェンダーの関係性については触れていない。ここに、ジェンダー形成において遊びが持つさらなる機能を検討する余地があるのではないだろうか。

本研究では、遊びと身体についての議論を整理することを出発点としたい。ジェンダーの問いは身体との関係を抜いては検討することが難しいものであるが、スポーツを含む「遊び」は「身体」を要素として本来的に成り立つ社会的事象であり、その意味では、遊びと身体はジェンダー形成について検討する際に最適な題材の一つであると考えられるからである。そこで、ジェンダー形成における遊びの機能について検討し、作田の「溶解体験」に着目して考察することから、作田の議論の持つ遊びとジェンダーの研究にもたらすインプリケーションを取り出すことを本研究の目的とする。

2. 遊びと身体

西村（1999）は、「遊隙」「遊動」「遊戯関係」の三つの条件を満たすものを「遊び」と捉え、さらに「遊ぶ」ということを「他者との関係」のある種類のことだと考えた。松田（2016）はこの議論を援用し、「私たちの身体が遊ぶとき、『身体』として形式化された日常の身体が、他性を帯びた別の『身体』との間を行き来することで、普段は潜在化している形式化された『身体』の持つ『幻影性』が露になるのである」と述べている。また坂部（1983）は、人間の四つの感覚を表す言葉、つまり「見る」「聞く」「かぐ」「味わう」といった動詞は、すべて「を」という助詞を使うのに対し、「触れる」という動詞だけは、助詞に「に」を使うことに言及し、「触れる」という動詞は主体と客体が入れ替わり可能な言葉であると述べた。つまり、「触れる」という身体感覚によって他者を直接的に感じることができると言える。これらの議論をまとめると、遊びの中で自己と他者との間を行き来すること、また他者に「触れる」ことによって、自己および他者の「身体」の存在に気づきうると言える。

一方前述の通り、ジェンダーの問いにおいて、身体との関係性は切り離せない問題である。曾我

(2012) は、最も原初的な「情報を伝達する媒介装置」、すなわち「メディア」は人間の「身体」であり、我々は競技スポーツやダンスといった身体表現によってジェンダーを発信してきたと述べている。

ここまで、遊びが「身体」の存在を露にすること、およびジェンダーを発信する「メディア」として「身体」があることについて整理してきた。これらのことから示唆されるのは、「遊び」そのものが、ジェンダーに代表される身体の社会的構築性に対し主要な位置を占めていることであり、だからこそそれはジェンダーを発信する強い「メディア」として機能しているという観点である。では、この「ジェンダーを発信するメディアとしての遊び」の機能は、前述したように、ジェンダー形成を順接的に強化するだけなのだろうか。この点について、作田の「溶解体験」をもとに考察を試みたい。

3. 「揺らぎ」としての遊びの機能

溶解体験について作田（1995）は、「音楽に陶醉しているときに、自分と音楽との間の区別の壁がなくなり、われわれは音楽の中に溶け込んでいる」「ある風景を眺めているとき、それに吸い込まれるような気がする」「誰かを非常に深く愛しているときに自分と他者の区別がないと感じる」ような体験であると述べている。このような溶解体験は、遊びにおいて多分に起こりうる。遊びに夢中になることによって自我の境界が喪失し、自我と外界が浸透し合うとき、これまで自我との関係の中で形成されてきたジェンダー意識も、しかし同時に喪失することとなると言えるのではないか。ここに、松田（2016）が子どもの運動会を例にあげ、「一瞬『我』を忘れる瞬間があるからこそ、『我』がリニューアルされて、さらに大きな『我』になったり、新鮮な『我』になったりする」と述べるように、遊びによって自我の境界とともにジェンダー意識も喪失され、順接強化だけではない遊びのジェンダーに関わる可能性が指摘できる。また松田（1998）は、ジェンダーと遊戯性の関係に着目し、ファッションで「遊ぶ」という態度が、既存の枠組の内側に入り込みながらもズラすことによって、ジェンダーの拘束から逃れる一つの可能性を持つことを指摘している。このように、溶解体験を促す「遊び」は、既存のジェンダー意識を逆接的に「揺らがす」機能を持つということである。

「スポーツには、『自他の身体が触れ合い、浸透しあって感受性を変え、意味の交換や思考を育てる』契機が日常生活以上に満ちている」と谷口（2007）が述べるように、遊びないしスポーツは、これまで積み上げてきたジェンダーを溶解し、再構築する際に何らかのプラスの影響を与え、一変させる可能性を「身体」の脱構築の局面において孕んでいることが示唆されている。しかし、その揺らぎはどのような現実として生じ、さらにはどのような条件において、それは一方で、またもや再生産の営みの中に回収されてしまうということが起こるのであるだろうか。こうして「溶解体験」を巡るジェンダーに関する議論は、「身体」を巡る社会システムとしての「遊び」の理解へと向かっていくことになる。

【主な引用・参考文献】

坂部恵（1983）『『ふれる』ことの哲学』岩波書店

作田啓一（1993）「生成の社会学をめざして」有斐閣

作田啓一（1995）「三次元の人間」行路社

曾我芳枝（2012）「身体表現・メディア・ジェンダー」国広陽子・東京女子大学女性学研究所編著「メディアとジェンダー」勁草書房

谷口雅子（2007）「スポーツする身体とジェンダー」青弓社

松田恵示（2016）『『遊び』から考える体育の学習指導』創文企画

松田恵示（2003）「おもちゃと遊びのリアル」世界思想社

松田恵示（2006）「演技する一人前で演じられる『女』と『男』」伊藤公雄・牟田和恵編著「ジェンダーで学ぶ社会学」世界思想社

スポーツにおける月経に対する指導者と選手の相互不理解について

溝口紀子（日本女子体育大学）

1. 研究の目的

超人的な肉体を持つ女性アスリートたちが勝利至上主義、成果主義のスポーツ界のなかで心身をむしばまれるケースがある。とりわけ女子マラソン元日本代表選手が、摂食障害に起因する万引で逮捕された事件は記憶に新しい。1997年にアメリカスポーツ医学会が、「女性アスリートの三主徴」[Otis, 1997]を発表し、「無月経」「骨粗鬆症」、「摂食障害」を三主徴の一つとしてあげているが、スポーツ指導者たちはこれらのリスクについてどのような理解をしているのであろうか。特に男性指導者から女性選手に月経前、月経中の症状について聞くことも難しく、男性指導者、女性選手の両者とも敬遠している傾向があると予想される。月経前症候群（premenstrual syndrome：PMS）の女性アスリートに対しては体育や部活動を休む、月経中だけ練習メニューを変えるなどの対応が求められているが、指導者によって月経に対する選手とのコミュニケーションが希薄であるため対応が遅れ重症化する場合も考えられる。

平成12年度厚生科学研究の報告によると（武谷，2001）、月経に関する男女のコミュニケーションについては、女性の4割が月経困難症への周囲の理解が不十分と感じており、社会的啓発の必要性を報告している。また男女間における月経前症候群に関してコミュニケーションを取ることは困難な部分があると報告されている [津野ら，2015]。

本研究では、大学生女性アスリートを対象にアンケート調査を行い、スポーツ現場において「どのようにPMSや月経困難症に対してどのような指導や対応がされているのか」、「ジェンダーギャップにより月経困難症への理解や対応に影響を与えているのか」、「指導者と女性アスリートに相互不理解が生じているのか」について明らかにしていきたい。

2. 研究の方法

【対象者】スポーツを専門としている女子大学生（20歳－22歳）384名（回答率100%）を対象者とした。

【インターネット調査方法】対象者はあらかじめ設定した日時場所に参集し、指定したウェブに一斉にアクセスしアンケートに回答する調査方法（インターネット調査）で行なった。

【実施日】平成30年12月17日，平成31年1月22日，23日

アンケートの内容については日本新薬会社（<https://seiritsu.jp>）の行っている月経に対するアンケートを参考に「スポーツ現場における月経に対する考え方、スポーツ指導においてどのような指導や対応がされているのか」について13項目の質問を設定した。

3. 結 果

国立スポーツ科学センター（JISS）において、国内トップレベルの女性アスリート683名を対象に実施したアンケート調査結果によると、無月経を含む月経周期異常のあるアスリートは約40%を占めることが報告されている [能瀬ら，2012]。月経困難症の有無については「月経困難症あり」と答えた選手が161名（23.6%）、「月経困難症なし」522名（76.4%）という結果であった。本研究における女子大学生アスリートを対象にした月経困難症のアンケートでは、「かなりひどい」15.1%（57人）、「どちらかといえばひどい」28.4%（107人）、「わからない」23.6%（89人）、31.8%（120人）とJISSのアンケート調査とほぼ同じ傾向であった。図1は、「生理痛の悩みを誰に相談しますか？」という問いに対してのアンケート集計結果である。もっとも多かったのは「相談しない」35%（134人）であった。次いで母親・姉・妹26%（100人）、友達・同僚・先輩22%（83人）、ネット等で自分で調べる11%（41人）、医師（受診する）4%（14人）、部活の監督・コーチ2%（8人）、大学の婦人科相談0.5%（2人）という結果であった。とりわけ35%の女性アスリートは相談しないという結果であった。さらに部活の監督やコーチに相

談する女性アスリートは2%とごく僅かであり、月経に対する指導者と選手のコミュニケーションが欠乏しているといえる。激しい運動トレーニングや極端な体重制限などは、月経遅延や無月経、骨密度の低下などを引き起こす可能性が高く、女性アスリートの正常な身体の発育・発達に影響を及ぼす可能性が高い。それゆえに女性アスリートに関わる指導者は、月経痛に対して見識を持ち相互理解が必要と考えられるが、月経痛に対する理解不足、指導者と選手の相互不理解がアンケート調査結果から、明らかになった。

生理痛の悩みを誰に相談しますか？

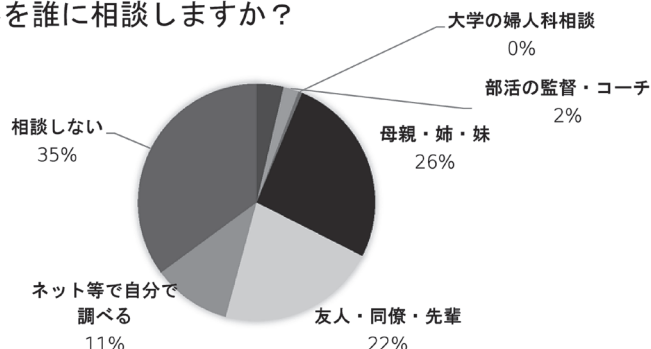


図1 アンケート調査「生理痛の悩みを誰に相談しますか？」

そこで月経痛に対して、女性アスリートと指導者のコミュニケーションを阻害している理由を明らかにするために、監督に言えなかった理由について設問した。もっとも多かったのは「サボっていると思われるたくない」19.9% (62人) という理由であった。次に「言っても理解してもらえない」17.3% (54人)、「監督が男性で言いにくかった」14.7% (46人) という回答が多かった。

本研究では「ジェンダーギャップにより月経困難症への理解や対応に影響を与えている」という仮説を立てた。しかしながらアンケート結果から、「ジェンダーギャップ」というよりもむしろ、本質的な問題として指導者や女性アスリート自身ともに月経困難症への理解が不十分であることにより、選手と指導者の間に、相互不理解が生じていることが明らかになった。

引用参考文献

- 1) Nattiv A, et al., American College of Sports Medicine position stand. The female athlete triad. Med Sci Sports Exerc. 39(10): 1867-1882, 2007.
- 2) Otis CL, Drinkwater B, Johnson M, Loucks A, Wilmore J. American College of Sports Medicine position stand. The Female Athlete Triad. Med Sci Sports Exerc. 29(5): 1669-1671, 1997.
- 3) 相澤勝治, 中村真理子, 目崎登, 運動性無月経の最近の知見. ホルモンと臨床, 54 (10), 71-77, 2006.
- 4) 能瀬さやか, 土肥美智子, 難波聡, 秋守恵子, 目崎登, 小松裕, 赤間高雄, 川原貴. 女性トップアスリートにおける無月経と疲労骨折の検討, 日本臨床スポーツ医学会誌, 22 (1), 122-127, 2014.
- 5) Frisch RE, McArthur JW. Menstrual cycles: fatness as a determinant of minimum weight for height necessary for their maintenance or onset. Science. 13; 185(4155): 949-951, 1974. 6) 目崎登. 女性スポーツの医学, 文光堂, 1997.
- 7) Theintz G, Buchs B, Rizzoli R, Slosman D, Clavien H, Sizonenko PC, Bonjour JP. Longitudinal monitoring of bone mass accumulation in healthy adolescents: evidence for a marked reduction after 16 years of age at the levels of lumbar spine and femoral neck in female subjects. J Clin Endocrinol Metab 75: 1060-1065, 1992.
- 8) Orito S, Kuroda T, Onoe Y, Sato Y, Ohta H. Age-related distribution of bone and skeletal parameters in 1,322 Japanese young women. J Bone Miner Metab. 27(6): 698-704, 2009.
- 9) 津野千尋, 鈴木郁弥, 荒井弘和「大学生における月経前症状に関するコミュニケーション」法政大学2015

沖縄におけるリーグボウリング ーソーシャル・キャピタルの象徴としての側面からー

笹生心太（東京女子体育大学）

1. はじめに

近年、人々の孤独化・個人化を背景として、ソーシャル・キャピタル（Social Capital、以下「S. C.」）概念が注目されている。その重要なきっかけは、アメリカの政治学者パットナムが著した『Bowling Alone』（邦題『孤独なボウリング』）[Putnam, 2000]である。この著書のとりわけユニークな点は、アメリカのリーグボウリングという文化を、S.C.の象徴として取り扱っている点である。ボウリングというスポーツ活動がS.C.の象徴的事例として扱われていることは、スポーツ社会学分野において強調されてよいと思われる。しかし、このリーグボウリングの実態については、アメリカ以外ではあまり知られておらず、それは日本のスポーツ社会学領域も例外ではない。

2. 課題設定

日本のスポーツ社会学領域におけるS.C.研究は、主にスポーツクラブ研究（総合型クラブやプロクラブなど）として結実してきたが、パットナムが取り上げたリーグボウリングそのものに光を当ててこなかった。そうした状況を踏まえ、本研究では、そもそもリーグボウリングとはいかなるものなのかを記述することを課題とする。その際、パットナムが着目したアメリカではなく日本の事例を扱う。リーグボウリングは、実は沖縄でも盛んに行われている。

S. C.の高低を示すものとして多様な指標を検討したパットナムが、他ならぬリーグボウリングをその書名に掲げた理由は、リーグボウリングこそがS.C.の象徴たり得る特徴を有していたからである。「幅広い知り合いの集まりの中へ定期的に参加することを必要とするリーグボウリングは、その時々において行われるゲームとは比べられない、持続的な社会関係資本の一形態を確かに代表している」[Putnam, 2000：訳書131]とするように、人々が定期的集まる点が、S. C.の象徴たる特徴の第1である。加えて重要なことは、リーグボウリングの「社会的重要性は、ソロボウラーが見失った、ビールとピザ越しの社会的相互作用と、時折の市民的会話の内にこそ存在する」[Putnam, 2000：訳書131]ことだ。ただ共にプレーするのみでなく、プレーの合間に飲食を挟みながら行う社交こそが、S. C.を蓄積する上で重要なのだ。これが、リーグボウリングがS. C.の象徴たる第2の特徴である。以上を踏まえ、本研究では、沖縄のリーグボウリングの実態を記述し、それがアメリカのリーグボウリング同様にS. C.の象徴として位置づけ得るような特徴、すなわち定期性と社交性という特徴を有していることを示す。

3. 方法

沖縄の4ヶ所のボウリング場におけるリーグボウリングのフィールドワークを実施するとともに、リーグボウリングの状況を見ることはできなかったが、他にも4ヶ所のボウリング場の施設内部の様子を観察した。さらに、3名のリーグ参加者に対する聞き取り調査、そして4名のボウリング場スタッフに対する聞き取り調査を行った。以上の方法によって、複数の事例から沖縄のリーグボウリングの実態を記述し、その特徴をまとめる。

4. 分析

4-1. ボウリング場内の様子

内地と異なる独自の発展を遂げた沖縄のボウリングだが、その最大の特徴は、人々がリーグ形式でのプレーを楽しんでいる点にある。内地では、その日その時間に偶然ボウリング場を訪れるオープン

ボウラーが多数を占めるが、沖縄ではそうした参加者は少なく、定期的にボウリング場を訪れるリーグボウラーが多数を占めている（パットナムは、アメリカでこの比率が逆転したことを問題としている）。各ボウリング場では、平日はほぼ毎日、夜間にリーグを開催している。その規模はまちまちだが、おおよそ20～30週間で行われることが一般的である。

リーグはチーム単位で行われることが多い。チームの単位は、家族、女性、高齢者、職場といったものが多い。とりわけ特徴的なのは職場単位のチームで、チーム名には参加者たちの職場の企業名が冠され、ユニフォームを揃える場合も多い。親企業は参加者の代わりにリーグ参加費を支払ったり、参加者に飲食物を差し入れる。それを通じて、従業員同士、あるいは例えば飲食店のチームであれば従業員と客の間の社交を促している。

4-2. 飲食の重要性

場内は、バーカウンターやテーブルが用意されるなど、アルコールを含めた飲食を伴うことを前提として設計されている。図1は、Dボウルにおけるリーグの様子である。ここで注目すべきは、レーン手前に設置されたカウンターに並べられた多くの飲食物である。参加者たちは、競技が開始されると1フレーム投球するごとにテーブルに戻って飲食を行いながら仲間の投球を見つめている。ここに社交の余地が生まれるのだ。



図1 リーグの様子と飲食物
出典：筆者撮影

4-3. リーグボウリングを基盤とした社交

飲食を行いながらプレーするリーグは、様々なレベルにおいて、沖縄の人々にとっての重要な社交の場となっている。まず第1に、リーグ参加者同士の社交の場としての役割がある。第2に、子ども同士の社交の場にもなっている。

リーグ参加者たちは家族を伴ってリーグに参加することが多い。リーグが行われる傍らでは、参加者の子どもたちがボウリングやゲームなどの社交を行っている。第3に、ボウリング場経営者と客の間の社交の場にもなる。多くのボウリング場では、リーグが行われている際、経営者も参加者と共に飲酒をしている。各ボウリング場にとっては、地域住民との良い関係性を構築することで、経営的に「何かあったらお願いします」（Jボウル経営者Z氏）ことができる。

さらにボウリング場は、模合の場ともなっている。模合とは、例えば10名の仲間で毎月1万円ずつ持ち寄り、毎月1人が合計10万円を受け取り、翌月は別の者が10万円を受け取る…といった講である。模合の最大のタブーは、ある人がまとまった金銭を得た後に、講から脱退してしまうことである。だが、近年の模合では持ち逃げのケースが起こっている。そこで参加者たちは定期的に顔を合わせ、脱退できないように相互に確認を取る必要がある。リーグボウリングは、そのための格好の場である。なぜなら、リーグという競技特性上、週に1度は顔を合わせねばならないからである。なおパットナムは、S.C.抜きには存在し得ない社会的システムとして、この模合に代表される信用回転組合（Rotating Credit Associations）に言及している [Putnam, 1993]。

5. 結論

本研究では、沖縄のリーグボウリングの実態を記述してきた。その具体的な特徴は、第1に定期的に人々が集まる必要があることである。そうした特性を持つことから、リーグボウリングは模合の場ともなり得ていた。第2の特徴は、アルコールを含めた飲食を通じて、人々の間で活発に社交が行われていることである。そこでは、リーグ参加者同士、その子どもたち、そして参加者とボウリング場経営者の間にも親密な交流が行われていた。この2つの特徴を満たしていたことより、沖縄のリーグボウリングも、パットナムがS.C.の象徴として想定したアメリカのリーグボウリングに類似した特徴を有していたといえる。

私立大学の「スポーツ系学部・学科の急増」に関する一考察

小谷寛二（広島文化学園大学人間健康学部スポーツ健康福祉学科）

1. 序論

15年前、私立大学の体育・スポーツ系学部・学科は、九州地方に1大学、中国・四国地方は0、近畿地方に2つ、中部地方に1つ、東海地方に1つ、関東地方に2つ、北陸地方に0、東北地方に1つ、北海道地方は0という状況であった。日本全国で8大学、女子大学では4つのみであった。それが、10年ぐらいい前から増加し続け、以前、ゼロであった中四国地方では、15私立大学にスポーツ系学科が設立されるようになったのである。全国では200大学を超えている。そこにはスポーツの見えざる力が潜んでいるようだ。

2. 本論

（15年程前 スポーツ系学部・学科を有する私立大学の数）

九州：1、近畿：3（うち女子大1）、中部：2（うち女子大1）、東海：1、
東京：4（うち女子大2）東北：1 計12（うち女子大4）
中国・四国・北陸・北海道：0

（10年程前から増えてきた スポーツ系学部・学科を有する私立大学の数 2018年現在）

中四国：0 → 15大学
全国：12 → 約220大学

1) なぜ 私立大学のスポーツ系学部・学科がこのような増設されたのか

以前の私立大学でのスポーツ系学部設置は、保健体育教員免許を志望する学生のニーズに応えるものであった、と考えられる。それまでの中学・高校の保健体育教員免許の発行は、国立大学教育学部中心であり、それらを補填するものとして、私立大学体育学部の設置があったと、推察される。ところが、栄養士や管理栄養士、理学療法士、介護福祉士、作業療法士、栄養士、管理栄養士、栄養教諭など、各種の資格取得に対応して展開されるようになり、本格的に少子高齢化社会を迎え、18歳人口の激減に直面した私立大学がその生き残りをかけて学部学科の改編・新設に着手するのは、必然であった。どのような領域に活路を見出すことができるのであろうか。

時代は、野村良和教授（筑波大学体育科学系）も指摘するように、各世代のライフスタイルに応じた運動やレクリエーションなどを通して、健康の維持・増進を総合的に考えよう、両系統を融合させた領域を考えるという方向性を見せ始めた。このような機運、健康に対する意識の高まりのなかで、「からだ」に関わる幅広い領域をカバーする種々の資格、代表的なものとして、「アスレティックトレーナー」（日本体育協会認定）、「健康運動指導士」（（財）健康・体力づくり事業財団認定）が創出されるようになり、「体育・スポーツ系統」学部学科に、その資格取得の場としての可能性が与えられた。このような背景のもとに、「体育・スポーツ系統」学部学科が注目され、多くの大学において新設されるようになり、現在に至っていると推察される。

2) FH大学での実践を通して

a) 共振・共鳴・共存・協働する集団づくりとリズム

1年：4月に1泊2日の宿泊交流会・・・すべての学生が5人の先生と10人の学生と話し親しくなる。

2年：自然なる身体は川の自然と親しむことから、・・・4泊5日の「同じ釜の飯」から

3年：3泊4日の冬山スキー実習から

4年：卒論、就活ゼミ、工夫を凝らす

夏休み前：羊の丸焼きの共食

つまり 学生たちは、協働・共食・自然なる川と戯れる → 共存・共振・共鳴・共同を体験する。

b) 学生たちのもつスポーツの力

目標を自ら設定し、コミュニケーション能力を向上させ、生き生きとした姿を見せるようになった。学生たちは、スポーツマン共通のフロー体験・ゾーン体験をしている。からだに由来する「快」の体験をしている。それが生きている実感を与えていた。このようなスポーツの力の発揮は、コミュニケーション能力の獲得へとつながっていったに違いない。学科の行事への指導学生への参加がそのことを物語っている。その後の指導学生の力の伸びには、目を見晴らされた。このことがOB会へとつながっていった。

c) その他のストラテジー（戦略）

① 21世紀の体育館づくり

14年ほど前、新学部新学科立ち上げに伴って、21世紀にふさわしい体育館建設を依頼され、体育館の壁をクライミングウォールに、屋上にハーフパイプスケート場（却下）を、バレー・バスケットのフロアーコートの提案をした。2020年オリンピック種目、ボルダリングのメキシコチームの練習場に決定した。

② 自然の川を使った身体

当時の建設省、のちの国土交通省の協力による、「川に学ぶ身体」＝「川に学ぶ体験活動協議会」総合的学習の「先駆け」となった。

③ 「ダンスする身体」大阪府立登美ヶ丘高校ダンス部の全国優勝、同志社香里高校に続くダンスの集団演技がブームとなっている。このダンスする身体は、得点化によりスポーツとなった。

④ Fランク化する大学の救世主としての「スポーツ系学部・学科の出現」、かつて10大学の私立スポーツ系大学が10年ほどで、220大学へ・・・スポーツ系はチャンス。

この現象は、20年ほど前の、経営情報系、看護師養成系、医療系のブームとは異なる。

⑤ 教員が四国・九州・山陰地区別に3グループで複数の高校訪問。

3. 結論

スポーツは身体に刻まれた力を持っている。スポーツを通して、人はその力を引き出すことができるのである。

FH大学の実践がそのことを証明している。

文化資本から見た日本のスイミングクラブの歴史的変容

三角 さやか（関西大学大学院）

1. 研究の目的と方法

ベネッセ教育総合研究所の報告によれば、水泳は現代の子どもの習い事の代表格の1つであり、ランキング1位をキープしている。¹⁾ そもそも明治期に欧米から日本に伝わった近代水泳は、学校体育を中心に広まってきた。そして、戦前はオリンピックで多数の優勝者を出すほどに日本での競技としての水泳は発展してきた。しかし、1964年の東京オリンピックでの「惨敗」をきっかけに日本水泳界は改革に乗り出す。その建て直しの指針として、①底辺の拡充を図るために、国民皆泳の徹底を期す、②プール施設の拡充、③水泳普及のための指導者と選手指導者の充実とその組織化、④泳法改良および研究、⑤基礎体力および専門筋力の強化、練習法などの充実とその組織化の5つを掲げた。その具体的な改革のひとつとして、翌年の1965年に最初のスイミングクラブが東京にできたのである。²⁾ その後、民間のスイミングクラブが全国に拡大し、学校体育の枠を越えてスイミングが普及する仕組みが出来上がっていくこととなる。

このように、競技力向上のために設置・拡大していったスイミングクラブが、子どもの習い事として社会的に認識されるようになってきた背景には、スイミングクラブが有する文化資本が、時代とともに変容してきたことにあると考えられる。

周知のとおり、この文化資本が個人や家族の階層再生産に、重要な役割を果たすことを体系的に論じたのは、P. ブルデュー（Bourdieu）である。片岡によれば、文化資本とは、社会的世界で、もしくはある市場において、資本として何等かの収益をあげうる文化的「能力」を意味しており、それは、3つの存在形態に分けて整理することができるという。1つ目は「制度化された形態の文化資本」で、学歴資格や資格証明など、制度が承認した文化資本である。2つ目に、「客体化された形態の文化資本」があり、美術品や本、機械のような物財としての形態がある。3つ目に、文化資本の多くは「身体化された形態の文化資本」として、身体に結びつき、身体化を前提にしている。³⁾

そこで、本研究では、1964年の東京オリンピック後のスイミングクラブの発足から現在まで、どのように変容してきたのかを、日本水泳連盟ならびに日本スイミングクラブ協会の関連資料から、前述の3つの文化資本の存在形態で読み解いていく。つまり、「制度化された形態の文化資本」としての日本水泳界の組織やスイミングクラブの運営形態の変容、「客体化された形態の文化資本」としての施設や道具の変容、「身体化された形態の文化資本」としてのスイミングクラブが提供するプログラムの変容の3つの視点から日本のスイミングスクールの歴史変容を分析することを本研究の目的とする。

2. 研究の結果と考察

2-1. 制度化された形態の文化資本

クラブ運営では、草創期は①公共施設を利用し、公共の機関を生かすことによって運営。②公共施設を利用し、民間団体で運営。③自ら施設を建設し、初めから事業主体としてスイミングクラブを運営するという3つの運営体制であった。その頃は大半がボランティア、あるいは学校関係者や水泳経験者で指導が行われており、プロのコーチは少なかった。1970年代に入ると、様々な業種がスイミングクラブ運営を始めるようになり、ボランティア指導者が大半を占めていたスイミングクラブが、会社として営利目的で運営されるスイミングクラブに変容していく様子が見られる。1980年代に入ると、エアロビクスがアメリカから入ってきた影響でフィットネス業界はスタジオ・ジムの出来はじめ、ス

タジオ・ジム・プールを持つクラブが設立される。

組織的な動きとしては、1968年にスイミングクラブ協議会が設立され、国内のスイミングクラブの連絡を密にし、協力してスイミングクラブの健全な運営及び指導技術の向上をはかり、スポーツを通して心身ともに健康で明るい青少年の育成に努め、ひいては日本水泳界の向上発展に寄与することを目的とした。1979年に日本スイミングクラブ協議会は日本スイミングクラブ協会となり、日本水泳連盟と協調しながらきめ細かい活動を目的とした。現在は、日本水泳連盟が日本スイミングクラブ協会、日本マスターズ水泳協会、日本フィットネス協会と連携しながらスイミングクラブの活動を支援している。以上のことから、制度化された形態の文化資本は、複合化・多様化という変容を遂げたといえよう。

2-2. 客体化された形態の文化資本

草創期のスイミングクラブの練習場所は公共施設7ヶ所、学校関係2ヶ所で泳ぐ場所のないクラブは温泉施設を借りて練習を行っていた。そして、10ヶ所目として1967年4月に登場したのが多摩川スイミングスクールである。25m×5コースの室内プールで民間施設第1号である。1970年代に入ると施設の建設が盛んになっていく。スイミングクラブのみならずアスレチッククラブもでき始め、都心部のみならず地方でも続々と施設が作られた。1970年代後半は施設の設備技術の向上のため、1977年にサギヌマスイミングクラブがドイツから紫外線殺菌装置を導入し水質改善に努めた。他のスイミングクラブも水質の向上に努め、1981年に東京都衛生局から環境衛生に係る優秀な施設に贈る「知事賞」をスイミング業界から2施設が選ばれるようになった。以上により、客体化された形態の文化資本としてのプールの施設は、年間利用の実現と付帯施設の充実、さらに衛生面での改善へと変容したといえる。

2-3. 身体化された形態の文化資本

身体化された形態の文化資本は、スイミングクラブに開設されているプログラム（教室）の内容から類推することができる。

1960年代は「泳げる子どもづくり」が目的でスイミングクラブが設置された。1970年代に入るとお金を支払って健康になることが浸透し始め、開設するクラスの種類が多様化が見られる。1980年代になると子どもたちの大会だけではなく、マスターズ大会も行われ、マスターズ水泳が盛んになる。また、エアロビクスが流行しプールで行うウォーターエアロビクスが広まった。そこから「アクアフィットネス」という言葉が生まれ、プールは泳ぐだけではなく、プール内で体を動かすことが水泳であるという見方が生まれる。また、腰痛改善水泳や水中歩行、アクアダンスといったプログラムも設定されるが、いずれも医師や研究者によってどのような効果が見られるのか研究されるようになった。2000年に入る頃には「生涯水泳」という概念が受け入れられ、1990年代に行われた研究を基礎に高齢者向けのプログラムが始まる。以上のことから、身体化された形態の文化資本としてのスイミングクラブのプログラムは、単に泳げる子どもを作るプログラムから、健康のための運動としてのプログラムに変容したといえる。

引用文献

- 1) ベネッセ教育総合研究所、『第3回 学校外教育活動に関する調査 2017』, 2017
- 2) 一般財団法人日本スイミングクラブ協会、『スイミングクラブの歩みと協会活動』, P.7-P.9, 2018
- 3) 片岡栄美、『家族の再生産戦略としての文化資本の相続』, 家族社会学研究 9 (9), 23-38, 136, 1997

自由時間における健康管理をうながす活動 ーウォーキングの政策的活用に着目してー

青野桃子（一橋大学大学院）

1. 研究の目的

発表者は、余暇が自由時間へと政策的に読み替えられてきたことと、その活用目的に着目している。本発表では、自由時間を活用し、健康管理を進めるように、人々がうながされている状況に焦点をあて、ウォーキングを事例として検討する。具体的には、神奈川県横浜市の「ウォーキングポイント」と、スポーツ庁の「FUN+WALK PROJECT」を取り上げる。

2. 研究の方法

先行研究では、「自由時間は『労働と余暇』という二元論を乗り越える概念として新たに構築されてきたもの」と指摘されている（市井2006：78）。さまざまな自由時間の定義があるが、今回の発表では「自己の時間資源の使い方について意思決定しうる自由裁量時間」「自ら参加し、自ら束縛すべき活動を選択する自由が存在するという意味の自由選択時間や自由行動時間」（経済企画庁国民生活政策課編1977：2）と考える。近年、働き方改革やワーク・ライフ・バランスの観点から、自由時間への関心が高まっている。例えば、ワーク・ライフ・バランスに関する報告書では、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が実現した社会の姿」の定義のひとつに、「健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会」が挙げられている。この「健康で豊かな生活のための時間」が、自由時間の一部と考えられる。本発表では、この時間におこなわれる活動のうち、スポーツ、そのなかでもウォーキングに着目をする。

『平成28年社会生活基本調査：生活行動に関する結果』では、スポーツの種類別で行動者率を見た場合、「ウォーキング・軽い体操」が41.3%と非常に高い。次いでおこなわれている「器具を使ったトレーニング」が14.7%にとどまっていることから、ウォーキング・軽い体操の参加者が多いことがわかる（総務省2017：10）。ウォーキングの特性としては、専用の施設が必要ないこと、ひとりでも実施できること、特別な技術を習得する必要がないことなどがある。そのため、大規模な予算や準備なしに、すぐ開始できるスポーツとして、人気が高まっているのではないかと考えられる。

健康政策としても、ウォーキングへの関心は高まっている。とくに増加しているのが、ウォーキングをポイント化し、健康の改善に役立てる施策である。その例として、まず神奈川県横浜市のウォーキングポイントの事業について検討する。横浜市は「健康日本21（第2次）」の地域施策として、ウォーキングポイントの制度を2014年11月に開始した。横浜市は「健康寿命 日本一」を目標として掲げており、「健康スタンプラリー」「シニアボランティアポイント」と並ぶ健康づくりの取り組みとして、ウォーキングポイントを位置づけている。この制度では、参加希望者が窓口、郵送もしくはインターネットを利用してエントリーすることで、歩数計を受け取る（現在はアプリの活用も可能となっている）。それを小売店などに設置されたリーダーにのせることで、歩数に応じたポイントが加算され、そのポイントを使ってプレゼントの抽選に参加することができる。さらに、参加者の歩数の合計によって、世界食糧計画（WFP）への寄付もされる。そのように、「日常生活の中で気軽に楽しみながら、継続して」取り組める制度となっている。この横浜市の取り組みは、厚生労働省の第5回（平成28年度）「健康寿命をのばそう！アワード」の生活習慣病予防分野で厚生労働大臣自治体部門の優秀賞を受賞している。以上のように、横浜市の試みは国の健康政策の地域施策の典型例とみることができる。

次に、国レベルのウォーキングの施策を確認する。2018年3月に、スポーツ庁の官民連携プロジェクトとして、「FUN+WALK PROJECT」が開始された。プロジェクトの概要には、「歩くことをもっと楽しく、楽しいことをもっと健康的なものに変えていきます。人生を楽しんでいたら、いつの間にか健康になっている」と説明があり、楽しいことを継続し、無意識のうちに健康になることが目指されている。国レベルでもウォーキングが注目されている理由は、スポーツ庁長官の鈴木大地の発言からも明らかである。スポーツ庁の調査から、成人の週一回以上のスポーツ実施率をみたときに、とくに20～50代が全体の平均を下回っていることを指摘し、運動不足を感じながらもまとまったスポーツ時間が取れない人々に対して、「通勤やランチタイムといった隙間時間を活用して歩くことを促進するのが『FUN+WALK PROJECT』」と紹介している（FUN+WALK PROJECT 普及実行委員会2018）。

つまり、スポーツのためにまとまった時間を確保するのではなく、今ある自由時間のうち人々が「活用」し切れていない隙間時間を使って、健康にさせようというプロジェクトである。また、個人のスマートフォンにダウンロードさせたアプリで、運動を管理することによって、個人のこれまでの徒歩移動を数値化させ、実は「健康のための運動」をしていたと認識を転換させることができる。さらに、アプリのなかで歩数に応じてキャラクターが変化したり、ポイントがクーポンに交換できるなど、運動それ自身とは異なる目的や価値を付け加えることで、運動に興味をもたない層にも働きかけている。そして、隙間時間を健康の為に活用し、さらにポイントとすることで、これまでは見えなかった時間に価値が付与され、隙間時間が「時間資源」として「質」的にも向上させられていく状況がうかがえる。

3. 結 果

横浜市のウォーキングポイントと、FUN+WALK PROJECTに共通していることとして、健康のための活動をポイントに置き換え、さらに他の目的や価値を付与することで、参加者が自ら進んで、習慣的に活動できるような仕組みにしている点が指摘できる。つまり、時間の価値を向上させるシステムのなかで、人々は自主的に自己管理をするようにうながされているのではないかと考えられる。発表では、ウォーキングの施策を検討するとともに、「新しい統治性の主体」（ナンシー・フレイザー2013）の観点から、これらの活動の中で想定されている個人像の考察をおこなう。

主な参考資料

Fraser, Nancy, 2008, *Scales of justice : reimagining political space in a globalizing world*, Polity. (= 向山恭一訳、『正義の秤（スケール）：グローバル化する世界で政治空間を再想像すること』法政大学出版社、2013年。）

FUN+WALK PROJECT 普及実行委員会「『FUN+WALK PROJECT キックオフイベント』 レポート」、2018年、<https://funpluswalk.jp/special/fpw-kickoff-20180301/>（最終閲覧日2018年3月27日）
市井吉興「戦後日本の社会統合と『レジャー』：レジャー政策から自由時間政策への転換とその意図」『立命館産業社会論集』42（3）、2006年、67-86頁。

経済企画庁国民生活政策課編『これからの生活と自由時間：その現状と対策の方向』大蔵省印刷局、1977年。

内閣府「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）レポート2017 多様で柔軟な働き方で、みんなが変わる、社会が変わる～はじめの一步は男性の家事・育児・介護から！～」、2018年、
http://www.cao.go.jp/wlb/government/top/hyouka/report-17/h_pdf/zentai.pdf

総務省『平成28年社会生活基本調査：生活行動に関する結果 結果の概要』、2017年。

横浜市『平成29年度「よこはまウォーキングポイント」参加者アンケート調査結果報告書』、2017年、
<http://www.city.yokohama.lg.jp/kenko/kenkopoint/29nendo/dai10kai/291213tyousakekkahoukokusyo.pdf>

地域スポーツクラブをベースに市民の健康増進と予防を目指す社会的システムの展開 ードイツの組織スポーツの医師会および法定疾病保険連合との連携の試みー

多田 茂（順天堂大学大学院）

1. 研究の目的

少子高齢化と現代疾患の進展による医療費高騰を受けて、「健康日本21」と呼ばれる「国民健康づくり運動」が進められている。厚生労働白書でも、地域医療体制と地域包括ケアの整備の必要性和並んで、国民の健康増進と予防の重要性が語られている。疾病予防のために運動とスポーツが大きな役割を果たしうることについても、多くの研究によるエビデンスの蓄積が進んでいる。それに呼応するように、健康スポーツ医の認定や健康運動指導士の養成が制度化され、また医療法42条に基づく運動施設の建設や健康ポイントによるインセンティブ付与の試みなども現れている。

しかし他方、「国民の健康づくり」を特に予防の点から見かざり、これらの制度や措置だけでは、「国民の健康づくり」という目的が十分に達成できているとは言えないことも明らかである。そこで本発表では、日本と同様な課題を抱えながら、やはり2000年頃から本格的にドイツで進められている組織スポーツをベースとした健康増進と予防の取組みを検討することにする。ドイツの取組みは、組織スポーツが医師会および保険業界とタッグを組んでひとつの社会的システムを構築している点に特徴があり、日本の現行制度や政策を見直す上でも幾多の示唆を与えてくれるように思われるからである。

2. 研究の方法

健康増進と予防を目指して現在日本で進められている諸制度を念頭に置きながら、特にそれらとの相違点に焦点を当てて、ドイツのシステムを構成する組織スポーツ、医師会、法定保険連合の健康増進と予防に向けた取り組みとそれらの連携を問題にしていくことにする。このシステムの重要な核となるのは、まず運動・スポーツの実践の現場となる組織スポーツの体制である。ドイツオリンピックスポーツ連盟（DOSB）のウェブで紹介されているSport pro Gesundheit（健康のためのスポーツ）と呼ばれる健康コースの認定マーク制度を、そこでの説明と、ダウンロード可能な文献を中心に見ていく。医療側の取組に関しては、「運動の処方箋」と呼ばれる取組みについてのウェブ上の説明と、運動と予防との関係、医療と健康コースとの関係に係る研究文献のシステムティックレビューを中心に見ていく。法定保険連合に関しては、2000年より「予防の手引き」と呼ばれるまとめが、その改訂版と共に公開されている。また今回の発表では一部しか実現できないが、さらに各団体の連絡窓口となる専門スタッフ、学識者への半構造的インタビューを行うことで、内容理解の確認と未公開資料の追加検討を考えていく。

3. 結 果

ドイツの試みの特徴は、第一に、都市部のみならず、郊外の市町村にまでほぼ均一に広がる9万を越えたスポーツクラブの活動がベースになっていること、そのために生活空間の近くで提供されたコースを利用できることである。第二に、非営利スポーツクラブに共通することとして、1000円程度の月会費でコースが提供されるので、経済格差を越えてあらゆる社会層がスポーツクラブのサービスを利用

用することができる。第三に、認定マークを受領するための基準に定められているように、コース指導者の質を保証する制度的枠組みが確立されている。この点に関しては、コース指導者の養成を、競技団体の統括組織が担っている点も、組織の在り方として注目される。第四に、認定マーク制度そのものに、認定マークの申請、および審査を、共通のプラットフォームにおいて統一的に処理することのできる大きなシステム上の展開が見られる。最後に、健康コース認定マーク制度の整備に当たって、地域の医師会と、国民の90%を会員としてカバーする法定疾病保険連合が、パートナーとして組織スポーツ（DOSB）のサービスをサポートするシステムが確立されている。これら3者の連携協力の在り方を整理しながら、このシステムを日本の状況にどのように生かしていくかについて、会場と意見の交換ができればと思う。

2020年東京オリンピック・パラリンピック開催決定と都市のジェントリフィケーション ージェントリフィケーションを正統化する論理の変容に着目してー

山崎貴史（北海道大学）

1. 研究の目的

本発表の目的はオリンピック・パラリンピックの招致・開催にともなう都市空間のジェントリフィケーションがどのような特徴を有しているのかを明らかにすることである。特に、2016年東京オリンピック・パラリンピック構想以降、東京の公共空間がどのように再編されたのか、そのジェントリフィケーションの様相に迫る。

ジェントリフィケーションとは都市のインナーシティに比較的高所得な人びと（ジェントリー＝紳士）が流入することによって、その地区の社会・経済構造が変容・再編される現象を指す概念 [Glass, 1964; Ley, 2009] で、オリンピック・パラリンピックが開催都市にジェントリフィケーションを引き起こすことが欧米の事例を中心に報告されている [Hiller, 2003; Boykoff, 2013; 谷中, 2013]。とりわけ、2012年のロンドンオリンピック・パラリンピックの開催とジェントリフィケーションの問題が大きな学術的関心を呼び、ロンドンイーストエンドのオフィス街と商業都市への大規模な再開発は都市下層の若者の住居を奪い、ホームレスなどの都市下層を排除していたことが報告されている [Watt, 2013; Kennelly and Watt, 2012]。また、日本では、大阪世界陸上を契機としたホームレスの排除が大阪の都市政策＝消費空間化と関連して行われてきたこと [原口, 2008]、2020年東京オリンピック・パラリンピックによる都市の再開発がすでにホームレス排除につながっていることが報告されている [小川, 2016]。これらの先行する研究はオリンピック・パラリンピックによるジェントリフィケーションの特徴を（1）都市の再開発による都市下層をはじめとした社会的弱者の排除、（2）都市政策や都市計画との関連、（3）都市下層が暮らすインナーシティの商業都市化・消費空間化と捉えてきた。ただし、それらはオリンピック・パラリンピックによるジェントリフィケーションがどのような特徴を有しているかを明らかにしているとは言い難い。そこで、本発表ではオリンピック・パラリンピック招致決定後の都市のジェントリフィケーションが先行する研究の示してきた理論的枠組みではとらえられない新たな特徴を有していることを明らかにする。

2. 研究の方法

本発表では分析対象として、オリンピック・パラリンピック会場に選定され、なおかつ大規模な再開発と再編が進む江東区と渋谷区を事例にする。江東区ではオリンピック・パラリンピック招致を契機に、会場となる湾岸埋め立てエリアでは高層タワーマンションの建設など「国際居住都市」への大規模な再開発が進められている一方で、下町といえる城東地区には中産階級が流入し [藤塚, 2017]、豊かな水資源を活かした公園の再整備がスポーツ施設や子どもの遊び場の設置という形で進められている。また、渋谷区はオリンピック・パラリンピック会場となる代々木公園や明治神宮周辺を再整備しつつ、宮下公園や渋谷駅の大規模な都市再開発を行っている。この2つの区に共通するのは、再開発を理由に、公園に居住するホームレスが立ち退きを迫られ、強制排除が実施されてきた点である。

この2つの区における、オリンピック・パラリンピックの構想・招致・開催決定とジェントリフィ

ケーションの様相を(1)対象地区の社会・経済構造や人口動態の変容を明確化する統計資料、(2)都市計画にかかわる行政資料、(3)都市公共空間の再開発・再整備過程に関する資料、(4)オリンピック・パラリンピック立候補・開催計画ファイルから明らかにする。分析の手順は以下のとおりである。まず統計資料及び行政資料を用いて、オリンピック・パラリンピック招致以前の江東区と渋谷区の社会構造と都市政策を整理する。そのうえで、東京オリンピック・パラリンピック招致決定後に2つの区の都市再開発がどのように変容したのかを再開発にかかわる資料とオリンピック・パラリンピック関連ファイルから明らかにする。以上の作業から、東京オリンピック・パラリンピック招致以前と以後の都市再開発及びジェントリフィケーションの正統化の論理を比較検討する。

3. 結 果

ジェントリフィケーションの発生要因については、以下の二つの立場から説明されてきた。一つは比較的高所得の人びとが都心に居住することがきっかけとなると説明する「都市への回帰論」である。この立場は高所得者や中産階級が都心に舞い戻ることにより、地価の上昇と富裕層向けの都市再開発を引き起こすことによって、それまで居住していた低所得者やホームレスの立ち退きへと結びついてきたと説明するものであり、ジェントリフィケーションの発生要因を消費側＝居住者側から説明しようとする立場である。もう一つが都市中心部の衰退・荒廃にともない郊外に流出していた資本が再度中心部に回帰することによって、富裕層向けの都市再開発がもたらされると説明する「地代格差論」である[Smith, 1996=2014]。この立場は都心が衰退・荒廃し、その地代が減少したところに、資本が再度流入し、再開発を行うことで利益を上げようとするために、ジェントリフィケーションという現象が起こると説明する。この立場はジェントリフィケーションを「現在の住民よりも構想の人びとのために空間を生産することを目的とした都市中心部への資本の再投資」と定義づけ、ジェントリフィケーションを居住者の変容という問題に限定せず、広く都市政策や都市再開発のなかで理解していく[Smith, 1996=2014; 黄, 2017]。本発表は地代格差論の立場から、都市空間への資本の再投資をジェントリフィケーションと定義づけ、都市空間を再編成しようとする生産側の分析を中心に行う。

地代格差論から江東区と渋谷区のジェントリフィケーションの様相を分析し、2016年東京オリンピック・パラリンピック構想が立ち上がった2006年前後を比較検討した。その結果、以下の点が明らかになった。第一に、先行研究が示してきたジェントリフィケーションによる都市下層の排除はオリンピック・パラリンピック開催によって激化したが、江東区と渋谷区では開催決定以前から頻繁に行われていたこと。第二に、東京オリンピック・パラリンピックによるジェントリフィケーションの特徴とされる公共空間の商業化・消費空間化もまた開催決定以前から進行していたこと、である。

当日はより詳細な事例報告から、オリンピック・パラリンピックによるジェントリフィケーションの新たな特徴として、以下の点を提示したい。第一に、オリンピック・パラリンピックによるジェントリフィケーションが障害者スポーツの推進・普及といった社会的弱者の権利という装いで正統化されていること、第二に、都市再開発が多様な身体状況にある人びとのアクセシビリティを高めるというノーマライゼーション思想を流用して行われていること、そして第三にその正統化がオリンピック・パラリンピックレガシーを根拠としていることである。なお事例の詳細と資料および参考文献などの明示は当日発表で行う。

なぜ沖縄の民俗舞踊「エイサー」は世界に広まっていったのか —米国占領下の伝統文化の活性化—

岡本純也（一橋大学大学院経営管理研究科）

1. 研究の目的

沖縄の旧暦の盆に踊られる「エイサー」は、地縁血縁で結ばれた地域共同体の行事として近代以前から沖縄本島の中部以北の地域を中心に踊られてきた民俗舞踊である。今では沖縄以外の日本の各地の小学校の運動会や地域の祭りでも、また世界各地の沖縄系移民の人々によっても踊られるようになっている。現在、沖縄文化を表象する民俗舞踊としてみなされているエイサーは、戦前の同化政策の中では否定されるべき「蛮俗」と位置づけられ、「正統なる文化」として踊られることはなかった。本報告では、戦後の米軍占領下の沖縄で生じた「コンクール」形式のイベントの広まりが、民俗的な祖先祭祀の祭りの空間と都市的なイベントの空間を結びつける構造を創り、集団舞踊としてのエイサーの現在の在りようを規定していることを明らかにしたい。

2. 研究の方法

ここでは先行研究を参考に、戦後の沖縄における米国の「文化戦略」を把握しつつ、主に『琉球新報』、『沖縄タイムズ』の新聞記事を参照しながら、1950年代以降のエイサー・コンクールの創出と地域への普及、そこで生じた地域の祭りや舞踊の変化について報告する。また、1956年に始まったコザ市の「エイサー・コンクール」については、1970年代の開催要綱、審査基準、得点表などの史料を入手したのでそれらも参照しながら、コンクールという競争の場がどのように成立していたのかについて考察したい。

3. 結 果

(1) エイサー・コンクールを成立させた政治的な文脈

エイサーを競演させ順位を付けるという形式のイベントは、終戦直後に政府が置かれ、収容所もあった石川市（現在のうるま市石川）で最初に開かれた。1952年に開かれたこのイベントは毎年開催されるほどに成長せず、現在まで続く大きなコンクール（1977年22回から競演形式から祭り形式へ移行）は、1956年、発足して間もないコザ市（現在の沖縄市）で始まった。基地建設に伴って急速に人口が増加したコザ地域は、エイサー・コンクールが開催される直前の7月に市制を開始しており、米兵を相手にした飲食店が多く建設され、「基地経済」に依存する街であった。コザ市のエイサー・コンクールが開始された1956年の夏は、強制的土地接収による基地拡大に対する反発から「島ぐるみ闘争」が沖縄全体で激化した時期であり、各地で大規模な政治集会が開かれた。対抗措置として米軍は中部地域の飲食店への米兵の無期限立入禁止（オフ・リミッツ）を布き、実質的な経済封鎖を採った。住民の譲歩によりオフ・リミッツが解除された直後にエイサー・コンクールは「琉米親善」を冠して、米軍民政府のバージャー首席民政官夫妻列席のもと開催された。このような形式での祝祭空間の成立には政治的意図が読み取れるが、当時、沖縄文化の独自性（琉球文化は日本文化と異なる）を世界にアピールする「離日政策」も採られており、このようなイベントの創設は占領地における「文化戦略」の一部と位置づけられていたとも考えられる。

(2) 競演形式のイベントの普及

コザ市のエイサー・コンクールは1956年から毎年開催され、観客の規模も拡大していった。イベントへ参加する踊り手は地域の「青年会」の男女であった。沖縄の青年会組織は、日本の一部となった

近代以降に「青年会」「青年団」と名乗るようになったが、それ以前の「二才中」（ニーセージュ）、「二才揃」（ニーセズリ）などの若者集団の伝統を保持する組織でもあった。コザ市のエイサー・コンクールが成功すると市町村単位で青年会が競演するエイサー・コンクール、エイサー大会というイベントが開始されるようになっていった。新聞記事から読み取れる主なものの開始時期を挙げると、1959年：具志川村（現在うるま市具志川）商工会主催「全島エイサーコンクール」、1961年：美里村（現在沖縄市の一部）青年団協議会主催「部落対抗エイサーコンクール」、1962年：那覇市主催「全島エイサー大会」、1964年：読谷村青年団協議会主催「村内エイサー大会」、1967年：羽地村（現在名護市の一部）青年会主催「羽地村エイサー盆踊り大会」、1968年：宜野湾市主催「宜野湾市エイサー大会」、1969年：勝連村（現在うるま市勝連）青年連合会主催「青年エイサー大会」などである。このような各地の競演形式のエイサーイベントの創出は、エイサーが伝承されていない地域でのエイサーの開始や地域に伝承される伝統的なエイサーの踊り方を放棄して新しい踊りを取り入れる地域の出現などを引き起こし、地域共同体の旧盆の習俗にも変化をもたらすことになった。

（3）エイサー芸能の芸態の変化

エイサー・コンクールの中では、新たな民謡を取り入れ、踊りの振りや隊形を工夫することも奨励されていたため、エイサーの芸態は大きく変化していった。地域の旧盆の習俗では家の庭や地域の道路で小グループで踊られていたエイサーも、学校の校庭や陸上競技場などを会場とするコンクールに合わせ、大勢が広くひろがる隊列を組んだり、マスゲームのように隊列を変化させるような工夫がなされるようになった。競演の場はそれぞれの青年会の新たな工夫の創出を促す場ともなり、それらの新たな要素を共有する場ともなった。戦前には沖縄本島北部には太鼓を用いない「手踊り形式」のエイサーが伝承されていたが、北部地域へも「太鼓踊り形式」が普及していったのは、主要なコンクールにおいて太鼓踊り形式のエイサーが上位を占めていたためと考えられる。

（4）地域共同体の旧盆の習俗と都市型イベントの共存構造の成立

1960年代末から1970年代にかけて市町村単位で行われていたエイサー・コンクールやエイサー大会は次々と競演形式を止め、順位付けを行わない「祭り形式」へと移行していく。コザ市のエイサー・コンクールも21回までは競演形式を継続していたが22回（1977年）からは審査による順位付けを行っていない。「地域ごとの伝統文化に順位付けを行うのはおかしい」ということがその主要な理由として語られた。競争によって変化を推奨されていたエイサーが、日本復帰の前後の時期に「沖縄の伝統文化」として語られるようになったことは興味深い。

1950年代から1970年代にかけてのエイサー・コンクールの一時的な隆盛は、旧盆の習俗としてのエイサー（「祖霊供養」を名目に地域の聖地や家の庭、道々で踊る）を地域共同体の内部のみで完結する芸能から、地域間で踊りの振りや隊列の変化などの要素を共有したり交換したりできるような芸能へと変化させた。もともとエイサーは地縁血縁で結びついた地域共同体の祭りであり、基本的には自らの土地のエイサーや周辺の地域のエイサーしか目にしないようなローカルなイベントであった。エイサー・コンクールでは、新聞で参加者が募られたり日程などのスケジュールが公表されたりし、事後には審査結果が同様に新聞紙面上で発表された。いわば「メディア・イベント」として普及したといえる。複数のエイサーが集まる都市型のイベントはメディアによって結びつけられ、地域のエイサー同士を互いに刺激し合い、共鳴するような構造へと巻き込んでいったと考えられる。

現在のエイサーは、地域の青年会組織以外にも学校の授業を通して小学生や中学生も踊るようになっている。また、地域を越えた踊り手が集まる「クラブチーム型」のエイサー組織もできて、沖縄以外の日本国内、また、海外へと踊り手を拡げている。1990年代以降にみられるこのような現象の背景には、戦後のエイサー・コンクールのブームによって成立した、地域共同体の旧盆の習俗と都市型のイベントが共存する構造があると考えられる。

オリンピック・パラリンピック大会が開催都市にもたらす＜スポーツ的レガシー＞に関する研究 —2012年ロンドン大会の事例：地方自治体職員の視点に着目して—

金子史弥（筑波大学）

1. 問題の所在

近年、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会（以下、「2020年東京大会」）のみならず世界各地でのオリンピック・パラリンピック競技大会の開催をめぐることは、大会の＜レガシー（legacy）＞について検討することが、政策実践者および研究者にとっての重要な課題となっている。しかし、その論点は大会がもたらす経済効果や都市の再開発に関するもの（たとえばPreuss 2004; Roche 2017; ジンバリスト 2016）、競技施設や交通網の整備などの「ハード・レガシー」に関するもの（たとえばGold and Gold 2017; 川辺 2018）、ボランティアや障害者に対する意識の変化などの「ソフト・レガシー」に関するもの（たとえばBritain and Beacom 2018; 清水編 2017）が多く、本研究の主題であるスポーツ参加の促進や競技力向上、スポーツ文化の発展等を意味する＜スポーツ的レガシー（sporting legacy）＞に置かれることは少ないように思われる。加えて、松林・石坂（2013）が指摘するように、これらの議論では「誰のためのオリンピックであり遺産であるのか」という点が十分に整理されぬまま、研究が進められているように感じられる。

そこで本研究では、2020年東京大会の「モデル」と位置づけられている、2012年ロンドンオリンピック・パラリンピック競技大会（以下、「2012年ロンドン大会」）をめぐり、開催都市である大ロンドン市（Greater London Authority）のスポーツ行政に関わるアクターによって、大会を通じていかなる＜スポーツ的レガシー＞が構築された（あるいは構築されていない）と考えられているのかを明らかにすることを試みる。

2. 先行研究の検討

2012年ロンドン大会が開催都市である大ロンドン市に対していかなる＜レガシー＞を遺したのかという点については、これまで主に都市（再）開発という視点からアプローチした研究が蓄積されてきた（たとえばCohen 2013; Cohen and Watt 2017; Evans 2016; Lindsay 2014; Poynter et al. 2016）。これらの研究においては、主に参与観察、エスノグラフィー等の手法を用いながら、大会のメイン会場であるオリンピック・パークの建設を契機とした東ロンドンの再生に関する計画の策定・実施過程に対する考察、およびそれが当該地域にもたらした影響（都市のジェントリフィケーション、雇用、スタジアムの後利用の問題等）に対する考察が行われてきた。

一方、同大会の＜スポーツ的レガシー＞に着目した研究としては、まず、英国全体におけるスポーツ・身体活動への参加率の変化に着目した研究（Bretherton et al. 2016; Kokolakis et al. 2018; Weed 2017）が存在する。これらの研究では、統計的調査の結果を参照しながら、2012年大会に向けて展開された、地域スポーツの振興に関わる施策の成果および妥当性についての検討がなされている。次に、オリンピックの開催が開催国のエリート（ハイ・パフォーマンス）スポーツ政策に与える影響を考察した研究（Houlihan et al. 2013; 金子 2015, 2016）も散見される。これらの研究では、2012年ロンドン大会の開催が、英国のエリートスポーツ政策の進展（政府による財政的支援の強化、競技団体のガバナンスの改善、タレント発掘・育成に関わる施策の展開）を「加速」させたことが指摘されている。最後に、レスターシャー州（Chen and Henry 2015）、バーミンガム市（Lovett and Bloyce 2017）など、開催都市ではない自治体での＜スポーツ的レガシー＞構築に関わる取り組みについて考察した研究が存在する。しかし、開催都市である大ロンドン市においていかなる＜スポーツ的レガシー＞が遺されたのかという点については、金子(2014)など一部の研究を除き十分な検討がなされていない。

3. 方法

この点について明らかにするために、本研究では、第1に大ロンドン市によって刊行された関連する政策文書（GLA 2008, 2009, 2011）および2012年ロンドン大会の〈レガシー〉に関する評価報告書（Grant Thornton et al. 2013; HM Government and Mayor of London, 2013, 2014, 2015, 2016）の内容を検討した。その上で、2018年2月から11月にかけて、オリンピック開催行政区（2012年ロンドン大会の主要会場であったオリンピック・パーク周辺に位置するHackney, Waltham Forest, Tower Hamlets, Greenwich, Newham, Barking and Dagenhamの6つの行政区）の自治体職員6名（現職5名、前職1名）に対して半構造化インタビューを実施した。主な質問内容は、2012年ロンドン大会前後の大ロンドン市における1) スポーツ環境（スポーツ施設、スポーツ行政等）の変化、2) インタビュー対象者が考える〈スポーツのレガシー〉の内容、3) 当該地域で展開された〈スポーツ的レガシー〉に関する取り組み、であった。

4. 結果と考察

本研究で明らかになった点としては以下の3点が挙げられる。第1に、大ロンドン市などによって刊行された政策文書および2012年ロンドン大会の〈レガシー〉に関する評価報告書では、2012年ロンドン大会に関連して展開されたプログラム（たとえば、スポーツ・イングランド（イングランドにおける地域スポーツ政策を担当する政府系機関）の‘Places, People, Play’、大ロンドン市による‘Mayor’s Sports Legacy Programme’）を通じた、地域におけるスポーツ・身体活動参加促進プログラムの展開、スポーツクラブへの支援、地域のスポーツ施設に対する投資、さらには各プログラムの裨益者数やプログラムに対する投資額が〈スポーツ的レガシー〉として捉えられていた。第2に、オリンピック開催行政区の自治体職員にとっては、上記の点に加えて、1) オリンピック・パーク周辺の2012年大会関連施設の建設とそれを活用したスポーツ・身体活動参加促進プログラムの展開（‘Active People Active Park’、‘Motivate East’など）、2) 大会参加国が事前キャンプ地として使用した地域のスポーツ施設、学校スポーツ施設の改修、3) オリンピック開催行政区間の連携の強化が、〈スポーツ的レガシー〉として認識されていた。しかしながら第3に、中央政府の地方自治体に対する財政削減に伴う大ロンドン市の行政区におけるスポーツ振興課の廃止もしくは縮小、2012年ロンドン大会後の中央政府、スポーツ・イングランドのスポーツ政策におけるアジェンダの変化（「スポーツ／レガシー」から「身体活動／健康」へ）、関連プログラムに対する助成金の打ち切りなどが、2012年ロンドン大会の〈スポーツ的レガシー〉を遺していく上での課題として指摘された。さらには、このような状況を踏まえてか、各行政区の戦略文書等から〈レガシー〉に関わる言説が消滅しつつあることが地方自治体職員に対するインタビュー調査から明らかになった。

※主要参考文献

- ・Cohen, P. and Watt, P. (eds.), 2017, *London 2012 and the Post-Olympic City: A Hollow Legacy?*, Palgrave Macmillan.
- ・石坂友司・松林秀樹編, 2013, 『〈オリンピックの遺産〉の社会学—長野オリンピックとその後の十年』, 青弓社.
- ・金子史弥, 2014, 「2012年ロンドンオリンピック・パラリンピックの「レガシー」をめぐる政策的言説の創造と政策実践の展開—大ロンドン市における「スポーツ・レガシー」に関する取り組みに着目して」, 一橋大学スポーツ科学研究室編『一橋スポーツ研究』33, 16-33.
- ・金子史弥, 2018, 「2012年ロンドンオリンピック・パラリンピックの〈スポーツ的レガシー〉とは? —評価報告書の検討を中心に」, 広島経済大学経済学会編『広島経済大学研究論集』41 (3), 3-21.
- Poynter, G., Viehoff, V. and Li, Y. (eds.), 2016, *The London Olympics and Urban Development: The Mega-Event City*, Routledge.

「復興」と「五輪」の関係の生成 —NHKテレビ番組を事例として—

高峰 修（明治大学）

1. はじめに

“復興”と“五輪”とはなぜ結び付くのであろうか。東日本大震災を切り口にメディアとオリンピックの関係を検討した山田（2015）は、2020年東京オリンピック・パラリンピック大会（以下、東京2020）招致過程において、まずはアピール力として「災害からの復興」が謳われ、さらに日本の長所としての「安全」を保障するために「原発事故の収束」が絶対条件であったとする。また東京2020におけるレガシー戦略を手厳しく批判する佐伯（2015）は、“復興五輪”というコンセプトこそが東京2020招致活動にオールジャパン体制をもたらし、そのオールジャパン体制によって東京2020開催の意義は開催地東京都のみならず日本全国に共有されるものになり、招致反対派と不支持派が封じ込められたと説明する。

報告者は東京2020開催地である東京と被災地、特に福島との間には、より本質的な関係が横たわっていると考えている。その関係は原子力発電による電力供給というエネルギー問題である。さらに両者間のエネルギー関係を“国内植民地”（西川, 2006）関係として捉え、その関係は東日本大震災によって一度は破綻しかけたが、東京2020開催をめぐる「復興五輪」言説がその綻びを紡ぎ直す役割を果たしていると想定した。そして、その言説が東京2020の招致プロセスにおいてどのように変化したか、国内の新聞報道分析を通じて明らかにした（高峰, 2018）。

本報告では上記と同じ立場、つまり東京と福島の間を国内植民地関係と位置づけ、“復興五輪”言説は両者を紡ぎ直すよう機能していると捉える。そして今回は一つのテレビ番組を取り上げ、その内容の分析を通じて“復興”と“五輪”との関係が生成される様を描き出し、復興五輪言説の機能について検証する。

2. 研究の方法

(1) 映像分析

本報告で分析対象とするのは2016年8月25日に放映されたNHK「おはようニッポン」内のシリーズ番組「夏点描」である。この番組の映像と音声を文字に書き起こしたテキストをデータとする。

約11分間のこの番組は、オリンピックリオ大会の閉会式にて行われた次大会開催都市である東京への引き継ぎ式を取り上げている。この引き継ぎ式の冒頭では、英語（THANK YOU）やフランス語（MERCI）の「ありがとう」の文字映像がフィールドに映し出された。この映像の撮影には東日本大震災の被災地・福島をはじめ全国1万人以上の小・中・高校生などが参加し、「オリンピックを歓迎する気持ちや、東日本大震災に対する支援などへの感謝が込められて」（番組内ナレーション）いるとされる。そして番組内では男子高校生と女子中学生の二人が取り上げられており、これら二人の「ありがとう」の文字映像制作に向けた思いが描き出されている。本報告はこのうち男子高校生（A君）に注目して分析を試みた。

(2) 関係者の聞き取り調査

上記映像に関係する人物5名を対象に聞き取り調査を行った。調査の詳細を表1にまとめた。

3. 結果

人文字の参加校の一つとして選ばれたのが福島県立F高校である。映像制作日の数週間前に大会組織委員会の制作担当者がF高校を訪問し、生徒たちの前で映像制作の趣旨を説明する。しかし生徒の

表1. 聞き取り調査の詳細

対象	本報告における呼称	調査時期	調査時間
男子高校生 A 君	A 君	2018 年 3 月	約 1 時間
A 君の母親	母親		
F 高校の副校長	副校長	2017 年 7 月	約 1 時間
F 高校の教頭	教頭		
この番組を撮影した NHK カメラマン	カメラマン	2017 年 10 月	約 1 時間

受け止め方はさまざまであり、2年生のA君は「何を、何にありがとうと言っているのか、よく分からない」と語る。カメラはその後、A君の自宅を訪れ母親のインタビューコメントを伝える。彼の居住地は東日本大震災後に避難指示区域に指定され、A君家族は避難生活を送ることになる。そうした生活の中でA君は、それまで続けてきた水泳をやめ学校も休みがちになったという。現在、避難指示地域の指定は解除されたが、自宅の前には大量の除染廃棄物が置かれている。

「ありがとう」の人文字撮影日に向けてA君は、そこに込める気持ちを整理し、最終的にいつも周りにいて支えてくれる友人たちに感謝しようという思いに至る。撮影後、A君は次のようなコメントを残す。「転校、避難とかいろいろあって、改めて考えると、今は気の合う友達と一緒にいるだけで、すごく『ありがとう』と思える。すっきりしました。答えが出せてよかったと思います。」

福島県立F高校は、震災後の2015年4月に福島県双葉郡に開校した中高一貫校である。「アカデミック」「トップアスリート」「スペシャリスト」の3系列をもち、文部科学省（以下、文科省）の「スーパー・グローバル・ハイスクール」の指定も受けている。副校長の説明によれば、「ありがとう」の人文字制作の対象校になったのは、東京2020組織委員会からのプログラムが福島県教育委員会を通じて周知され、応募したところ福島県内の高等学校として選出されたとのことである。F高校はそれまでに多くのメディアの取材対象となっており、「ありがとう」の人文字制作時も生徒たちはいつもと変わらぬ様子で行動していた。映像に出てきた組織委員会の制作担当者は、それまでもF高校で情報発信のゼミを担当しており、A君はそのゼミに所属していたそうである。「何を、何にありがとうと言っているのか、よく分からない」というA君の発言は、そうした人間関係においてなされたのである。

カメラマンの談によれば、A君の発言はまったく偶然のものであった。自身も東日本大震災の被災者であるカメラマンは、今回の番組企画をどう撮してよいのか戸惑っており、そこにA君の発言がなされたため、その後A君に焦点を当てて番組を構成したとのことである。

東日本大震災後、被災地は国際オリンピック委員会の”TSUBASA” IOC Support Projectをはじめとして世界各国からさまざまな支援を受けた。「ありがとう」という人文字は、国際社会からのこうした支援に対して被災地からの感謝と復興を示すことを意図して制作された。その中で、人文字に参加した個々の小・中・高校生は、自分なりの「ありがとう」の意味を表現することを求められ、その結果A君が見出したのは、一緒にいてくれる友人への感謝の気持ちという極めてローカルなメッセージであった。こうしてさまざまなベクトルをもつ個々人のメッセージは、しかし「国際社会への感謝」として一括りにされ、被災地からのメッセージとして世界に発信されていった。しかし同時に、そもそも自主的とは言えないこうした意思表示の背景にある被災者の生活の実態は隠され、「五輪」の場で「復興」のメッセージだけが伝わっていくことになる。

参考文献

- 西川長夫（2006）「＜新＞植民地主義論」平凡社。
- 佐伯年詩雄（2015）「2020東京オリンピック競技会—レガシー戦略の虚像と実像—」スポーツ社会学研究23（2）：25-44。
- 高峰修（2018）「東京2020招致言説における復興—ポストコロニアル理論に立脚して—」日本スポーツ社会学会第27回大会プログラム。
- 山田健太（2015）「東日本大震災・オリンピック・メディア—国益と言論」マス・コミュニケーション研究86：39-62。

スポーツボランティアへの不参加動機 —体育系大学生に着目して—

清宮孝文（日本体育大学大学院体育科学研究科博士後期課程） 依田充代（日本体育大学）

1. 研究の目的

スポーツ庁は、2018年7月26日に全国の大学および高等専門学校の学長・校長に対し2020年の授業スケジュールをオリンピック・パラリンピックに合わせて作成するようにといった旨の通知を出した。つまり、2020年のオリンピック・パラリンピックにおけるスポーツボランティアは学生の協力が必要になることが予想される。しかし、大学生からは「ボランティアの授業を受講するのは単位目当て、オリンピック・パラリンピックでの経験を、就職活動に活用したい」という声も出ている（二宮、2017）。本来のスポーツボランティアの定義が「地域におけるスポーツクラブやスポーツ団体において、報酬を目的としないで、クラブ・団体の運営や指導活動を日常的に支えたり、また、国際競技大会や地域スポーツ大会などにおいて、専門的能力や時間などを進んで提供し、大会の運営を支える人のこと」（スポーツにおけるボランティア活動の実態等に関する調査研究協力者会議、2000）であると考え、一部の大学生のスポーツボランティアに対する意識とは差異があるように感じる。

では、大学生のスポーツボランティアに対する意識の所在はどこにあるのか。大学生のスポーツボランティアへの参加動機は、小玉ら（2016）によって「社会貢献」、「スポーツ」、「他律参加」、「個人的興味」、「大会運営」、「報酬」の6つの因子が抽出された。また、スポーツボランティアを実施していない大学生に着目した内藤（2007）の研究によって、スポーツボランティアには参加したことがないが今後参加を希望している大学生が多いこと、「きっかけ」がなく参加できていない大学生が存在することが明らかになっている。しかし、これまで一度もスポーツボランティアに参加をしたことがない大学生の不参加動機に着目した研究は見受けられなかった。

そこで本研究では、大学生が自ら進んでボランティア活動に参加する（できる）社会の創造に向け、スポーツボランティア活動への不参加動機および今後行いたいスポーツボランティア活動に関する調査を行う。そこから得られたデータを分析し、大学生の不参加動機とスポーツボランティア活動へのニーズを明らかにすることにより、今後の大学生に対する「支える」スポーツのアプローチ方法を考察することを目的とする。

2. 研究の方法

(1) 調査対象者

本調査は、体育およびスポーツに深く関連し、これからの「支える」スポーツを担っていく人材を輩出するA大学の学生を調査対象者とした。この対象者に対し、集合調査法でアンケート調査を行い、不参加動機の自由記述に書き漏らしのなかった305名を分析対象者とした。

(2) 調査内容および分析方法

属性の設問では、①性別、②運動部およびサークル・同好会への所属状況、③希望職種の3項目を尋ねた。不参加動機の設問では、大学生の不参加動機を明らかにするため、「なぜスポーツボランティアに参加したことがないのか」を自由記述方式で伺った。スポーツボランティアへのニーズに関する設問では、大学生が今後行いたいスポーツボランティア活動の内容を明らかにするため、笹川スポーツ財団（2004）の「スポーツ・ボランティア・データブック」を参考に全国的・国際的なスポーツイベントの「①スポーツの審判」、「②大会・イベントの運営や世話」、地域のスポーツイベントの「③スポーツの審判」、「④大会・イベントの運営や世話」、日常的な活動の「⑤スポーツの指導」、「⑥スポーツの審判」、「⑦団体・クラブの運営や世話」、「⑧スポーツ施設の管理の手伝い」の8項目を設け、「1. 全く行いたくない」～「5. 非常に行いたい」の5件法で回答を求めた。

分析については、属性と今後行いたいスポーツボランティア活動の属性比較に対して、SPSS

Statistics 24を使用し、単純集計およびMann-WhitneyのU検定による分析を行った。次に自由記述方式で得られたデータの解析には、SPSS Text Analytics for Survey 4.0を用いて行い、得られた抽出語に対し、「出現頻度に基づくカテゴリ抽出（対象者の10%）」でカテゴリデータ抽出後、SPSS Statistics 24に2値データとしてエクスポートし、語と語の関係性を測る主成分分析および属性比較分析を行った。

属性比較分析では、A大学は体育学部を有する大学であることから運動部が中心の大学となっている。一方でサークル・同好会などに所属する学生や無所属の学生も内在し、二極化が表れている。そのため、属性比較対象に運動部と運動部以外の比較を採用した。また、A大学の学生の多数が教員免許取得を目指しており、「支える」スポーツにも指導する立場として教員志望が関わってくると考え、教員志望と教員志望以外の学生に対しても着目し分析を行った。本研究の比較分析は多変量解析の χ^2 検定を用いて行った。

(3) 倫理的配慮

調査対象者に対し、調査実施前に調査内容およびデータの使用方法を口頭にて説明し、同意が得られた対象者のみに調査を行った。その際、無記名によるアンケート調査のため、調査対象者に不利益が被らないことも伝えた。また、本調査は日本体育大学倫理審査委員会の承認（承認番号：018-H 059）を受けて行われた。

3. 結果

(1) 属性

性別は「男性」88.5%、「女性」11.5%、運動部およびサークル・同好会への所属状況は「運動部」72.1%、「サークル・同好会」9.9%、「無所属」18.0%、希望職種は「教員」31.8%、「公務員（教員以外）」15.4%、「企業」36.7%、「その他（未定含む）」16.1%であった。

(2) 不参加動機

不参加動機で最も多く抽出された語は「ない」となり、次いで「時間」、「機会」、「興味」と続いた。また、語と語の関係性を明らかにするため、抽出された語に対して主成分分析を行った結果、「ない」、「機会」、「興味」、「時間」の4語、「部活動」、「忙しい」の2語が近い位置を示す結果となった（図1）。

(3) 属性比較（※統計水準5%未満）

1) 運動部と運動部以外（サークル・同好会・無所属）

不参加動機で抽出された語に対し、「運動部」と「運動部以外」で χ^2 検定を用いて比較した結果、「運動部」の学生の方が有意に「部活動」、「時間」、「忙しい」を多く記述していた。次に、今後行いたいスポーツボランティア活動の内容に対し、「運動部」と「運動部以外」でMann-WhitneyのU検定を用いて比較した結果、「運動部以外」の学生の方が有意に「大会・イベントの運営や世話（全国的・国際的なスポーツイベント）」、「大会・イベントの運営や世話（地域のスポーツイベント）」に意欲的であった。

2) 教員志望と教員志望以外

不参加動機で抽出された語に対し、「教員志望」と「教員志望以外」で χ^2 検定を用いて比較した結果、「教員志望」の学生の方が有意に「忙しい」を多く記述していた。次に、今後行いたいスポーツボランティア活動の内容に対し、「教員志望」と「教員志望以外」でMann-WhitneyのU検定を用いて比較した結果、「教員志望」の学生の方が全てのスポーツボランティア活動内容に意欲的であった。

※上記の結果から、参加意欲が高い教員志望の学生に対し、教育現場経験とスポーツボランティアを掛け合わせた活動を展開し、アプローチすることでスポーツボランティアへの参加者が増えるかと推察する。

以上

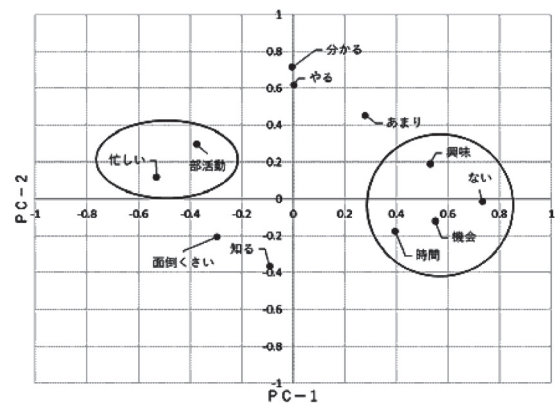


図1 不参加動機

**戦前日本における中等学校競技大会の展開
—朝日新聞社編『運動年鑑』（1919-1943）を資料として—**

中澤篤史（早稲田大学） 鈴木楓太（早稲田大学・非常勤）

1. 問題関心と本研究の目的

本発表の目的は、戦前期に中等学校競技大会がどのように展開したのかを、朝日新聞社編『運動年鑑』（1919-1943）を資料として記述することである。

発表者たちは、日本の学校運動部活動が歴史的にどのように形成され、そして現在においてどのように維持されているか、というその形成・拡大・維持過程を、社会学の立場から探究している。たとえば中澤（2014）『運動部活動の戦後と現在』では、戦後以降の運動部活動の実態・政策・議論の変遷を分析した。

しかし、そこでは分析対象として、運動部活動の中心的なイベントである競技大会の展開を十分に明らかにできていなかった。また分析時期についても、インターハイや甲子園野球など高校の競技大会の展開を追うためには、戦前にまで遡る必要もあった。

他方で、体育・スポーツの歴史研究領域は、戦前の運動部活動が、明治前半期に東京の高等教育機関で誕生し、その後、大正・昭和初期までに全国の中等教育機関に普及していったを明らかにしているものの（竹之下、1950；木下、1970；世界教育史研究会編、1975；竹之下・岸野、1983）、運動部活動の競技大会の展開を十分に明らかにしていない。そのため、いつごろ、どのような競技大会が開催されたのか、という基礎的な史実把握ができておらず、競技大会をどのような主催団体がいかなる意図で開催したのか、といった社会的文脈も理解できない。先行研究で残されたこうした課題に本発表は取り組む。それによって、戦前日本の運動部活動の実態に迫ることができ、さらに戦後に大きく拡大していく競技大会との連続性を議論できるのではないか。

2. 本研究で扱う資料

資料として、朝日新聞社が編集・発行した『運動年鑑』を用いる。『運動年鑑』は、『野球年鑑』（1916-1918）を引き継いで、野球に限らない多種目の競技大会を記録した雑誌である。当時の競技大会の様子が幅広く蒐集されており、その実態に迫るために活用できる。『運動年鑑』は、1919年（大正8年）から1943年（昭和18年）まで毎年発行され、1944年（昭和19年）から1947年（昭和22年）の休刊を挟んで、1948年（昭和23年）から復刊し1953年（昭和28年）まで発行された。

本発表はその内の戦前期にあたる部分として、1919年版から1943年版を用いる。それぞれ基本的に前年度分の競技大会について記してあるため、本発表が扱う競技大会の時期は、1918年度（大正4年）から1942年度（昭和17年）まで、ということになる。なお、女性スポーツの普及を検討した来田（1997）が『運動年鑑』（1924-1932）を活用しており、本研究でも当該資料の活用の仕方を適宜、参照した。

3. 分析の手続き

分析の手続きは、次の通りである。第1に、『運動年鑑』を蒐集し、その記述内容を整理し、岸野他編（1999）『近代体育スポーツ年表（三訂版）』掲載の「学校の体育・スポーツ」項目および津金澤編（1996）『近代日本のメディア・イベント』掲載の「新聞社事業史年表」との整合性も検討した。全体としては、1918年度から1942年度までで、資料に掲載された競技大会の種目は、野球・陸上・庭球・水泳・柔道・ラグビー・剣道・相撲・蹴球・漕艇・ヨット・排球・スキー・ボブスレー・スケート・アイスホッケー・弓道・籠球・ホッケー・卓球・ゴルフ・撞球・拳闘・射撃・馬術・水球・飛び込み・レスリン

グ・器械体操・米式蹴球・フェンシング・送球・重量挙げ・自転車・航空・近代競技の36種類であった(他に明治神宮大会などの「総合諸大会」も掲載されていたが、本研究の分析対象からは除く)。ただし、ここには運動部活動の競技大会だけでなく、成人や社会人対象のそれらも多く含まれていた。

そこで第2に、中等学校(中学校・師範学校・高等女学校・実業学校)の校友会・運動部活動の所属生徒を対象とした競技大会の変遷に焦点を当てて検討した。具体的には、「中等学校競泳大会」などの名称から、運動部活動の競技大会と判断できるものを取り出した。合わせて、「北陸水泳大会 中等学生部」などの名称で、成人らを含んだ総合的な大会ではあるが、運動部活動のみ対象とした独立したカテゴリーが設けられている場合も含むこととした。

さらに第3に、それら競技大会が、どのように展開したのかを考察するために、2つの観点を導入した。1つは、どのような範囲で行われたのか、という開催範囲の観点である。判断の仕方は、「全国」「ブロック(複数の道府県にまたがるもの)」「道府県」「その他(市町村大会や分類不能のもの)」の四分割とした。

もう1つは、いかなる団体がその競技大会を行ったのか、という主催団体の観点である。判断の仕方は、資料から読み取って適宜帰納的に設定し、結果的に、「競技連盟(体育協会、体育連盟、種目別統括組織、学生連盟など)」「学校体育連盟(中等学校体育連盟、中等学校連盟、およびそれらの種目別統括組織)」「学校(大学、高等学校、専門学校、高等師範学校、中学校、高等女学校など、およびそれらの運動部)」「新聞社」「その他(道府県、教育会など)」の五分割とした。

4. 結果の一部と若干の考察(水泳の場合)

全体の結果は当日に発表するが、本抄録では典型事例の1つである水泳を取り上げて、その結果の一部と若干の考察を行う。

1918年度から1942年度までに開催された水泳大会は、805大会であった。開催範囲が判断できた大会は800であった。内訳は、「全国」が52大会(6.5%)、「ブロック」が405大会(50.6%)、「道府県」が321大会(40.1%)、「その他」が22大会(2.8%)であった。

主催団体が判断できた大会は614であった。内訳は、「競技連盟」が233大会(37.9%)、「学校体育連盟」が38大会(6.2%)、「学校」が243大会(39.6%)、「新聞社」が41大会(6.7%)、「その他」が59大会(9.6%)であった(主催団体が複数ある場合は筆頭団体に振り分けた)。

大会数の推移を図1に整理した。1918年度には、1大会が開催された。それ以降はゆるやかな増加傾向を見せて、1920年代後半から急増した。1929年度に66大会、1932年度に74大会となり、1934年度に79大会と最大値を記録した。その後は徐々に減少していき、1939年度に30大会となった。1940年度には45大会といったん増加したが、それ以降は再び減少し、1942年度は6大会であった。

以上から、『運動年鑑』の記述から読み取れる範囲であるが、1910年代にはほとんど開かれていなかった水泳競技大会が、1920年代に開催されはじめ、1930年代前半に活発化し、1930年代後半から衰退しはじめたことがわかる。

当日は分析結果の全容を発表し、戦前の中等学校競技大会の展開を議論したい。

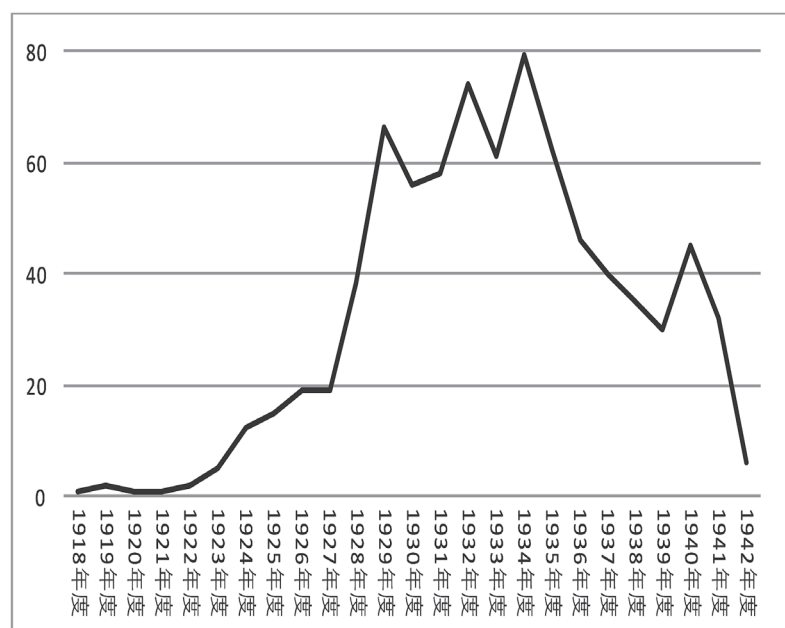


図1. 水泳種目の中等学校競技大会数の推移

高校野球にみるプロ・アマ問題 —プロ・アマ断絶の構造と歴史—

竹村直樹（龍谷大学）

1. 研究の目的

2013（平成25）年1月17日、東京都内で開かれた「学生野球資格に関する協議会」において、それまで元プロ野球関係者が、高校野球の指導者になる時に課せられていた教員資格が撤廃された。学生野球側からの提案で、今後は、元プロ野球関係者が、プロ側、アマチュア側の双方で開催される研修会、「学生野球資格回復制度」（以下、資格回復制度という）を受講すれば、高校野球を指導することが可能となった。これまでの高校野球とプロ野球の冷めた関係に対してメディアが表現する、所謂「高校野球指導の雪解け」である。高校課外活動において、他のスポーツ系クラブでは当該種目のプロ経験者が監督やコーチを務めることへの規制はない。高校野球の世界のみが長期間に渡り規制していたのである。そこで本研究では、高校野球を統轄している日本高等学校連盟（以下日本高野連という）と、プロ野球を統轄する日本野球機構（以下NPBという）の二つの組織について、その成立期から現在に至るまでの様々な歴史的背景を辿りながら、日本スポーツ界においてたいへん人気の高い野球に限って、何故こうしたプロからアマへの指導制限が設けられたのかについて、その要因を分析する。そして、「高校野球指導の雪解け」後の指導現場での事例に触れながら、資格回復制度の実施が与える高校野球への影響について検討を加える。

2. 方法

はじめに、日本における高校生以上のアマチュア野球を組織する団体を分類し、各組織団体におけるプロ野球との関係に関する規約を比較する。そして、その中でも、高校野球はアマチュア野球界の中で、規約上プロとの交流における規制が最も多い団体であることに触れ、日本高野連とはどのような組織であるかについて、デュルケームの中間集団論を援用しながら分析を加える。さらに、井上と作田の両者によってまとめられた中間集団の定義をもとに、日本高野連とNPBについての組織比較を行う。

次に、高校野球の指導現場において、長年に渡り元プロ野球関係者の指導制限が設けられた経緯について、歴史的な背景を整理したうえで日本高野連による規約の変遷を時系列で辿っていく。そして、近年、これまでプロ野球との関係について慎重であった日本高野連が、元プロ野球関係者の指導者への復帰を、なぜ緩和したのかについて考察を加える。また、その上で、2013年に始まった研修会の内容を通して、資格回復制度とは何かという点について分析をする。

最後に、元プロ野球選手が実際に高校野球を指導している現場を例に、プロ野球との断絶回復以降の変化について考察を加えていく。調査対象の抽出には自力探索を試み、指導現場の対象を私立の強豪校といわれる朝日高校（仮名）とし、同校で指導する元プロ選手を中心に同校の野球部長、監督、コーチへのインタビューを行う。インタビューでは元プロ選手からは、研修制度の内容で印象に残っている点や高校野球を指導していて感じていることを、また、同校の部長、監督、コーチには元プロ選手の指導についての考えを聴き取り、資格回復制度が実施されて以降の、高校野球の指導現場での実態

を調査する。

3. 結果

日本のアマチュア野球界において、学生野球を統轄している日本学生野球協会と、社会人野球の統括団体である日本野球連盟の間では、プロ野球や行政機関との関わり方に大きな違いが見られる。その中でも特に、高校野球と社会人野球では、プロ・アマの関係が断絶した経緯や期間が大きく異なっている。そして、これらの違いから見ても、現在の日本において、アマチュア野球を統轄する団体が存在していないことが理解できる。

日本高野連は、戦後に関係者の手によって民主的に創設された統括団体であり、「国家－高校野球関係者である個人」の関係を媒介する中間集団として捉えることができる〔竹村，2018〕。一方、プロ球団を統轄するNPBもまた、「国家－プロ選手」を媒介する中間集団であるといえる。しかし、井上と作田の定義では、限定された共同目標をめぐる形成される中間集団を、さらに二つのサブ・タイプに区別している。一つ目のタイプは労働組合のように同一の目標によって諸個人を連帯させて、全体社会としての企業と個人を媒介させる自発的結社である。もう一方は、企業体のように共通の目標によって結びつくタイプである。このタイプの場合、個々の成員の欲求は、集団への貢献が報酬に繋がるというサイクルのなかでほぼ充足されるため、社会全体と個人を媒介する必要がない。その意味で、後者は個人の利害や主張の代表機関ではなく、機能面でみると中間集団とはいいがたいとしている〔作田，日高，1968〕。そして、この理論を援用して日本高野連とNPBを、それぞれの設立過程から比較したならば、日本高野連は文部省と高校野球を媒介する組織であり前者のタイプに分類される。一方、NPBは企業体であり、経済的利益を充足することが目的であり、日本高野連とは異なる後者のタイプであると分類することができよう。そして、こうした組織機能の違いの上に、技術を見せることが中心であるプロ野球に対して、純真さを理想とする高校野球関係者の対抗的なイデオロギー〔佐伯，1980〕が加わり、これまで双方の関係が遮られていたと考えられる。

しかし、2013年より資格回復制度が導入されたことによって、以前まで高校野球の指導では当たり前であったことが、あらためて見直されつつある。特に元プロ野球関係者が伝える、選手の怪我の予防や運動能力の育成に向けたフィジカル面への理論は、現在の高校野球にも残る精神や意気込みを中心とした独特のイデオロギーだけでは得ることのできない部分であり、朝日高校での事例からみても、今後の高校野球にとっては大いに必要な分野であると考えられる。1990年代以降、日米のプロ野球の交流が活発化し、両国のプロリーグで活躍する選手やトレーナーによって、日本のプロ野球界においても身体面へのコンディショニングなどはたいへん発展した分野であるといえる。そして、こうした知識が、プロ・アマの断絶回復によって指導現場に伝わることは、これまでプロ野球界と一線を画していた高校野球界にとっては、たいへん有意義な改革であるといえる。

4. 文献

井上俊・作田啓一，1968，「個人・集団・全体社会」，作田啓一・日高六郎編著，『社会学のすすめ』，筑摩書房。

佐伯達夫，1980，『佐伯達夫自伝』，ベースボール・マガジン社。

竹村直樹，2018，「高校野球における処分規約と運用の変遷」，『スポーツ社会学研究』第26巻2号。

学生野球初期にみられる応援の喧騒とその文化性に関する一考察 —学生野球文化におけるイデオロギーとの関係から—

立木宏樹（熊本学園大学）

はじめに

明治期に始まった野球は学生野球として大きく普及、発展していった。そこでは「武士道野球」と称される精神性や学生として野球に臨む姿勢、態度に象徴される学生野球文化としてのイデオロギーが創りあげられることとなった。その一方で、当時の学生野球はさまざまな批判にさらされてきたのも事実である。そのひとつとして応援者による喧騒があげられる。インブリー事件や早慶戦中止と引き金となった応援団同士の衝突などにみるように応援に関する問題が頻繁に起こっており、批判や規制が繰り返されることとなった。学生野球にみられる応援はこうした批判や規制が繰り返されるなかで学生野球文化におけるイデオロギーとの関係においてさまざまな変化を遂げていくこととなる。そこで本研究においては学生野球初期にみられる応援の喧騒に注目し、学生野球文化におけるイデオロギーとの関係からその文化性について考察する。

過激な応援 暴言やプレイの妨害

明治期、各学校に野球部が結成され学校対抗戦が盛んに行われるようになっていくと、自校を応援する学生が大挙してグラウンドに押し寄せ一群となって応援するようになっていった。そこでは「野手が球を抜かさうものなら『やァ夏向きで風遠しがいいぞ』なんかとやっつける」といった軽妙洒落なヤジによって観衆の笑いを誘うものや選手の失策に対して『「馬鹿野郎」「間抜けめ」「止めてしまへ」』（運動世界1909）と野次るもの、あるいは「審判者に對して『撲て』『殺せ』等の暴言を吐くに至りて」（運動世界1909）と辛辣な暴言を吐くものなどがみられ、混沌とした無秩序な祝祭的空間といった側面がみられた。その一方で、学校対抗戦がより一層過熱し、次第に応援も過激なものとなると、野手に対して「大フライをさせた時、大聲を揚げて敵の肚膽を抜かせて受け損じさせる」（遊樂雑誌1906）といったものや「三壘近くには、柔剣道の猛者が間余の青竹をめいめい持って屯している。ゴロが来ると、この竹で地面をたたいて砂煙をあげ」（一高応援団史1984）といったように選手のプレイを妨害することを目的とした妨害行為までが行われた。こうした応援による妨害行為は「愛校の念強きの餘り味方撰手聲援の爲め悪口雜言喧嘩仕掛を以て敵を脅かさんとする」（守山、1903：124）とあるように、強い愛校心において選手との関与を強め、自校チームの勝利に貢献するといった意図を見て取ることができる。そして、それは応援が学生野球文化におけるイデオロギーを受容し、強く意識することでその存在意義を正当化することとなっているのである。すなわち、応援の暴言やプレイの妨害は武士道野球としての勝利至上主義といった学生野球にみられるイデオロギーに支えられていることとなる。

応援の組織化と応援団の衝突

学生野球文化におけるイデオロギーとの関係においては応援の組織化もみられた。暴言やプレイの妨害といった過激な応援は学生野球において批判され、その改善方法のひとつとして応援の組織化が求められた。応援の組織化に拍車をかけたのが早稲田大学である。明治38年米国遠征を実施した早稲田大学はアメリカにおいて組織的応援に触れ、その年の早慶戦ではその組織的応援を取り入れている。

その年の早慶戦での様子について「此處に二三の特異なることを告げよう。第一に應援旗である」「『フレエ！フレエ！早稲田！』と一種の調子ある言葉に随って一齊に振る」（運動術士、1906：41）などとして応援旗の使用や一齊にカレッジエールをする応援の姿がみられる。また、慶應義塾大学においても明治39年に初めての応援歌が作成される等、応援旗やカレッジエール、応援歌などを象徴とした応援の組織化、応援団の設立によって応援の整備が進められた。こうした応援の組織化、応援団の設立は過激な応援に対する批判から求められたものであり、応援が学生野球文化のひとつとして取り込まれていくことであった。しかしながら、こうした応援の組織化、応援団の設立はさらなる応援の過熱や応援団同士の衝突を引き起こすこととなり、応援独自の文化性を有する契機となったとも考えられる。すなわち、勝利至上主義や修養、人格統治、人間教育、さらには学生の品格などといった学生野球文化におけるイデオロギーに基づいて応援の組織化、応援団の設立が進められた。その一方で、そうした応援の組織化、応援団の設立は学校単位の所属意識や勝利至上主義を刺激し、さらなる興奮を生み出すこととなり、より過激な応援や応援団同士の衝突が繰り返されるなかで学校野球文化におけるイデオロギーを逸脱する応援が創りあげられていったと考えられる。

まとめにかえて 応援の喧騒にみる文化性

学生野球初期にみられる応援は暴言やプレイの妨害などによって混沌とした無秩序な祝祭的空が創りだされた一方で、応援の組織化、応援団の設立によって応援に秩序をもたらし、応援の整備が進められた。しかしながら、応援の組織化、応援団の設立はさらなる応援の喧騒を生み出す契機ともなった。こうした学生野球初期にみられる応援の喧騒は武士道野球としての勝利至上主義や修養、人格統治、人間教育、学生の品格といった学生野球文化におけるイデオロギーと関係していると考えられる。特に、暴言、プレイの妨害といった過激な応援や繰り返される応援団同士の衝突は社会的な批判や制度的な規制を通じて結果的に応援に対する学生野球文化におけるイデオロギーの受容を進めることとなった。その一方で、過激な応援や応援団同士の衝突は学生野球文化のイデオロギーを逸脱するものとして独自の文化性を有する契機ともなった。そこでは、応援が暴言やプレイの妨害、そして応援の組織化、応援団の設立において学生野球のイデオロギーを受容し、学生野球文化の下位文化として取り込まれていきつつも、より強い学校への所属意識や勝利至上主義において生み出される興奮によって学生野球文化から逸脱した独自の文化性を有する応援文化の可能性が示唆された。

文献

- 安倍磯雄（1909）「観覧者の練習」運動世界 第十一号、2頁
- 一高同窓会編（1984）「向陵誌 一高応援団史」一高同窓会、96頁
- 菊幸一（1993）『近代プロ・スポーツ』の歴史社会学—本プロ野球の成立を中心に— 不昧堂出版
- 丸山富雄（1977）「スペクテーター・スポーツの社会的機能に関する考察」体育社会学研究6「スポーツ参与の社会学」道和書院、213-224頁
- 守山恒太郎（1903）「野球之友」民友社、124頁
- 杉本厚夫（1997）「スポーツファンの興奮と鎮静—私設応援団の文化装置」世界思想社 スポーツファンの社会学、3-26頁
- 高橋豪仁（2011）「スポーツ応援文化の社会学」世界思想社
- 運動術士（1906）「運動界之裏面」中興館蔵版、41頁
- XYZ（1906）「日本の野球界」遊楽雑誌 第一巻第二号、187頁

学校運動部活動における体罰をめぐる裁判での部員と指導者の主張にみられる 体罰発生要因の検討

村本宗太郎（立教大学大学院）

1. 研究の目的

我が国の学校運動部活動（以下、「運動部」とする）における指導者から部員への体罰は、長年問題視されながらも毎年発生している。運動部での体罰に関し、近年では学校内での問題として収まりきらず、裁判へと発展する事案が以前よりも多くみられる。裁判の過程においては事実認定が行われるため、運動部における体罰事件での発生した内容を明らかにするという視点から、部員と指導者の主張に着目して検討を行うことは、運動部での体罰問題の発生要因を検討する上で重要であるといえる。

これまでの体罰に関連した裁判について、判例解釈以外で個別に着目した先行研究を検討すると、今橋・安藤ら（1983）は、教員による体罰が争点となった裁判例に関し、体罰事件の発生から公判記録、判決に至るまでの原告側と被告側双方の発言を記録し、判決までの動向について法的解釈と解説を行っている。梅野（2007、2013）は、裁判において認定された事実、判決内容から事例の検討を行い、学校の管理職による指導、対応が不十分なケースがあることを指摘し、教員が体罰問題への対処として学ぶべき内容を提起している。以上の研究は、学校教育内の教員による体罰行為に対する法的検討を行い、教育と法の関係を検討する点で有意義な研究であるといえる。しかし、これらの研究では運動部にみられる体罰及び体罰の発生要因の検討については十分に行われていない。そこで運動部における体罰に関する裁判内の部員側と指導者側の主張内容とその差異に着目し内容の検討を行うことは、運動部内における体罰に関する当事者間に着目した体罰の発生要因の導出を試みる意味において重要であるといえる。そこで本研究では、運動部における体罰行為に関し争われた複数の裁判例について、裁判での部員と指導者双方の主張に差異がみられた内容に着目しながら検討を行うことで、運動部における体罰の発生要因について検討することを目的とする。

2. 研究の方法

本研究では複数の判例データベースを使用し、検索キーワードを「運動部 and 体罰」と定め、運動部における指導者による体罰行為が争点となった裁判例の検索を行った。検索結果に該当した裁判例の中でも、今回は調査対象としてバレーボール部における裁判例を四件選択し着目した。バレーボール部における裁判例に着目した理由としては、大学生を対象として運動部における体罰に関する研究を行った富江（2008）、村本（2012）の調査結果において、高校バレーボール部における部員の被体罰経験の割合は他競技と比較しても高く、体罰に関連した裁判の中でもバレーボール部に着目することで、運動部における体罰について象徴的な要因を明らかにすることができると考えたためである。四件の裁判例に関し、部員と指導者の体罰行為に関する主張の差異に着目しながら、体罰の発生要因に関し検討を行った。本研究での分析視点として、①裁判内での体罰行為をめぐる部員と指導者の主張の差異に共通する内容と体罰発生、②体罰をめぐる司法判断基準の揺らぎと体罰発生の二点に着目し検討を行った。前者は裁判例の内容について、体罰行為に及ぶ前後の意識と、実際の行動に対する部員と指導者それぞれの主張に着目しながら内容の検討を行った。後者は体罰の判断基準に関する司法判断について、これまでも教員による懲戒と体罰の判断基準に揺らぎを一定程度みせている司法判断（村本、2018）が、現在どのような判断基準に基づいて体罰行為を把握しているのかを検討した。

以上の分析視点に基づき、運動部での体罰行為に関する、運動部内部の部員と指導者ら当事者間の意識と行動の主張の差異及び、運動部外部における体罰に関して社会的影響を持つ司法判断での懲戒

と体罰の判断基準の揺らぎが体罰の発生に関与しているのではないかとする作業仮説を設定した。

3. 結 果

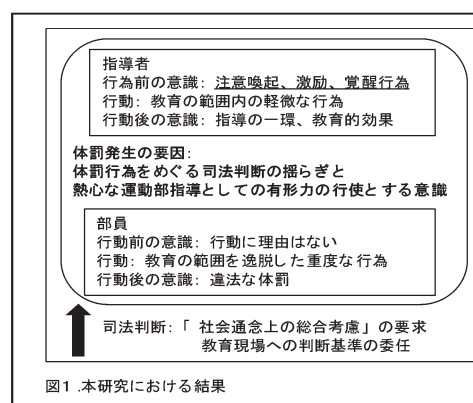
本研究で着目した四件の裁判例について、指導者による体罰をめぐる争点部分に着目し、部員と指導者の体罰行為に関する主張の差異に着目しながら、運動部における体罰の発生要因について検討を行った。なお今回着目した裁判例は、①1993年浦和地裁判決、②2012年前橋地裁判決、③2016年津地裁判決及び2016年名古屋高裁控訴審判決、④2017年盛岡地裁判決である。各裁判例の検討の結果、体罰という行動に関する部員と指導者の、行動前の意識、行動、行動後の意識の各段階において主張に差異がみられた。各裁判例における部員と指導者の主張の差異に共通してみられた具体的な内容としては、①行動前の意識段階では「体罰行為に及んだ理由・目的」、②行動段階では「実際の体罰行為の程度」、③行動後の意識段階では「体罰行為に対する評価」の三点が看取された。

体罰行動前の意識に挙げた「体罰行為に及んだ理由・目的」では、部員は指導者の行為を、理由がなく行われた体罰行為であったとし、正当な教育範囲から逸脱した行為であった旨を主張していたが、指導者は教育における指導の一環であると主張し、行為の理由として注意喚起、激励、覚醒行為を主張し、スポーツ指導における体罰は学校教育におけるスポーツ指導として教育的意義がある有形力の行使である旨を主張していた。行動に挙げた「体罰行為の程度」では、体罰行為の程度に関し、部員は教育の範囲を逸脱した違法な暴力行為である旨を主張し、一方指導者はそもそも部員に対する体罰を行ったことを認めない、もしくは当該行為はあくまで教育の範囲内における指導としての軽微の行為である旨を主張していた。行動後意識に挙げた「体罰行為に対する評価」として、部員は学校教育法に反する違法な体罰であると評価する一方で、指導者は教育権の範囲を逸脱しない指導の一環として評価していた。

次に、司法による体罰の判断基準の揺らぎといえる内容が看取された2016年津地裁判決では、指導者の行為に関して「生徒の年齢、性別、性格、成長過程、身体的状況、非行等の内容、懲戒の趣旨、有形力行使の態様・程度、教育的効果、身体的侵害の大小・結果等を総合考慮して、社会通念に則り判断すべき」（下線は筆者による加筆）と言及されている。2016年津地裁判決と同様に、体罰の判断基準に関して、2009年最高裁判決では教員の有形力の行使について、目的、態様、継続時間といった状況判断による視点から判断することが指摘された。2009年判決と比較すると、2016年津地裁判決では裁判所が体罰の判断基準に関し留意すべき様々な視点を提示している。しかし、体罰の判断基準に関する様々な視点を示しながらも、「総合考慮し、社会通念に則り判断すべき」とする指摘は、学校教育法で違法である体罰の判断基準について司法が明確には定めきれず、体罰行為に関するグレーゾーンを拡大させており、学校教育現場の教員の判断に委任していると把握することができる。

本研究の結果として運動部での体罰に関し、運動部内部の部員と指導者の間において意識と行動の段階で主張に差異が認められ、運動部外部の司法判断についても体罰の判断基準に揺らぎをみせる様相が看取された。以上の結論から作業仮説は一定程度支持されたといえる。特に指導者が、スポーツ指導における注意喚起、激励、覚醒行為としての体罰に関し正当性を主張したことは、指導者にとって、運動部での体罰は部員への罰としてではなく、手を上げることを通した運動部指導における熱心な指導行為としての有形力の行使という位置づけであることが看取された。今後は、体罰に対する運動部内外の動きを併せながら着目し、スポーツ指導における激励行為としての指導者の行動についても検討をしていく必要がある。

以上



サッカー揺籃期における観戦形態に関する一考察
—観戦者、プレーヤー、審判の関係性に着目して—

深田忠徳（鹿児島国際大学）

1. 研究の目的

サッカー観戦の史的研究には、兵庫県サッカー史に着目して大正期における県内蹴球部の創設及びその発展過程を分析した研究（棚田, 1991）や、「蹴球」及び「蹴球評論」といった当時の代表的なサッカー雑誌の記事からサッカー観戦の形態を分析した研究（深田, 2015）がある。それらは、特定の「資料」及び「地域」に特化した分析がなされており、ここでは「観戦者」のみならず「プレーヤー」「審判」の「行為」についても記述がなされているが、当時の観戦形態にみられる3者の「相互作用の形式」にまでは考察が及んでいない。したがって、本研究は、サッカー揺籃期の観戦形態について「観戦者」「プレーヤー」「審判」の相互作用に着目しながら考察することを目的とする。また、そのことによって、現代におけるJリーグ・サポーターの「特質的な相互作用」（深田, 2011）を介したサッカーの観戦享受に通ずる新たな知見を得ることができると考えられる。

2. 研究の枠組み

日本サッカーは、1873（明治6）に東京の海兵学校の教官らによって伝えられたことに由来し、それ以降、大学体育会や高等師範校友会などの学生団体へと伝播していった（高橋, 1994, pp.18-19）。大正期になり、1917（大正6）年の極東選手権第3回大会へ日本チームが初参加し、1918（大正7）年には「日本フットボール大会」（後の全国高等学校サッカー選手権大会）「関東蹴球大会」「東海蹴球大会」の第1回大会が開催される。その翌年、1919（大正8）年にはイングランド・サッカー協会より銀杯が寄贈され、これを契機に1921（大正10）年に「大日本蹴球協会」が創設され、「ア式蹴球全国優勝競技会」（後の天皇杯全日本サッカー選手権大会）開催へと至る。1924（大正13）年1月には「関西専門学校ア式蹴球リーグ」、同年11月には「ア式蹴球東京カレッジリーグ」が開催され、学生リーグが活況を呈するようになる。このようにサッカー界は、サッカーが伝来した明治の「黎明期」を経て、大正には「揺籃期」を迎えたといえよう。多くの大会が開催されるようになり、大正デモクラシーの影響も受け、サッカー界の組織化・制度化が図られていった。その後の「サッカー揺籃期」における日本サッカーの推進力は、1936（昭和11）年のベルリン・オリンピックにて日本代表チームが大会優勝候補であったスウェーデン代表チームを撃破するという偉業達成に寄与するものであったが、1941（昭和16）年の太平洋戦争開戦によってその勢いは影を潜めていった。そうした背景をふまえ、本稿では「サッカー揺籃期」としての対象時期を大正期から1941（昭和16）年頃までと設定する。資料は、高校（旧制中学校）・大学の蹴球部誌及び「アサヒスポーツ」「アスレチックス」「運動界」「体育と競技」「蹴球」などの雑誌を中心とする。しかしながら、それら資料の多くは、大会結果及び戦評が中心であり、サッカー観戦に関する内容は少数である。そうしたなかでも当時の「トップレベル」にあったチームの観戦者やプレーヤーの態度、全国レベルの大会における観戦の様相などを丹念に調査することは、サッカー揺籃期の観戦形態を明らかにするうえで意義あることと思われる。したがって、本研究ではそれらの資料に基づいて、「観戦者」にとどまらず、その「プレーヤー」「審判」との関係性を捉えながら、

その相互作用の形式に着目してサッカー揺籃期における観戦形態について様々な事例を挙げていく。なお、サッカー揺籃期における「観戦形態」については、ダニングの「figuration (図柄)」(ダニング, 1995, p.302) の理論を援用しながら、「先輩・応援団の応援行動」「一般観戦者の観戦態度」「審判への敵対的態度」「オフサイド判定を巡る喧噪」という精神的表出のもとに考察を試みている。

3. 結果と考察

サッカー揺籃期において、当時のサッカー会場は熱狂的興奮で充滿していた。各チームが鎬を削って応援合戦を繰り広げ、「応援の野次ときたら競技以上に昂奮振りを見せて」(Penalty, 1929, p.61) いた。1922 (大正11) 年の第5回関東蹴球大会における「暁星中 vs. 豊師」の応援では、「暗さも寒^さむさも忘れ果て、叱咤激励、雄たけび凄く渦捲き」(四州生, 1922, p.17) が起こっていた。また、同大会での「青師 vs. 豊師」では、「愈々戦闘はたけなはに、応援団は狂せんばかりの応援」(桃星生, 1922, p.75) がなされていた。1924 (大正13) 年の第1回全国中等学校蹴球大会 (東京高師蹴球部主催) の「豊山中 vs. 浦和中」では、「滅茶な応援団長は片肌抜いで狂乱の応援団の前で声をかざりに相手を罵倒」(LINCO 生, 1925a, p.130) していた。1926 (大正15) 年の第3回早慶定期戦では「観衆狂気の声高^{こえたか}し」(LINCO 生, 1926, p.77) と熱狂的な観戦があった。また、当時では、「木刀を揮^ふりまはすならまだしも、ゾットさせるようなドスを忍ばせて相手方応援団を畏縮」(Penalty, 1929, p.61) (ふりがなは筆者) させるような応援もなされていた。サッカー会場は殺気立った応援に満ちていた。観戦者は、野蛮な野次や暴言を吐き、対戦相手を威嚇した。また、彼らは応援の際に太い棒を持ちながら騒ぎ立て、そのうえ、平然とグラウンドへ侵入して試合を妨害することもあった。さらに、先輩連中はゴール傍から威圧的態度で後輩プレイヤーを叱咤激励することで、彼らにラフプレーを促した。他方、プレイヤーも観戦者の声援に応えようとラフプレーを展開した。すなわち、観戦者の熱狂的な応援はプレイヤーのラフプレーを誘発し、結果的に荒れたゲームをもたらすものであった。また、当時の審判は、審判技術が未熟であったため、ゲーム中の判定基準が曖昧であった。そのことが要因となって、ラフプレーの応酬が激化し、観戦者やプレイヤーの審判に対する敵対心が醸成されていった。とりわけ、オフサイドの判定を巡る場面においては、観戦者やプレイヤーの昂る感情が一気に表出し、会場全体が「集合的激昂」の状態となった。

4. まとめ

サッカー揺籃期には、応援団の統制、観戦マナー、大会運営、審判任用、ルール適用など、それらの多くが無秩序の状態で開催されてきた。サッカー揺籃期では、そうした「無秩序」のなかで生み出されてきた興奮が観戦享受の主要部分を成した。ゲーム場面に応じて流動的に変化する「figuration (図柄)」は、観戦者・プレイヤー・審判が相互に依存しあって形成される。応援の統制やルール規定も曖昧な「無秩序」な状態のなかで、3者はより緊密に相互関係していた。そうした互いの距離の接近を伴う関係性の構築は、現代におけるJリーグ・サポーターらの応援を介した「プレイヤーとの呼応」や「ゲームコントロール」といった主体的参加を促す礎となり、「不即不離」(付かず離れずの関係構築) を特徴とする現代の観戦形態においても、「熱狂」の生成には、サッカー揺籃期に形成された相互作用の形式が作用しているといえよう。サッカー揺籃期における観戦形態の分析から、現代における制度化・組織化されたJリーグ・サポーターの観戦意識や応援行動に通ずるものが見えてくる。

スポーツ社会病理学の可能性

新井野洋一（愛知大学地域政策学部健康・スポーツコース）

1. スポーツ社会病理の概念

本研究は、事情あって休止していた研究活動の復刻と進展を試みたものである。

さて、近年、スポーツ選手やコーチ、スポーツ組織にとって好ましくない不祥事が多発している。しかしながら、本研究はそれらのトピックスに単純に動揺されたものではない。とは言え、それらの出来事は個人及び社会にとってのスポーツ機能に支障を生起させた状況に他ならない。まずはこの状況を「スポーツ社会病理現象」と呼んでおきたい。同時に、この状況には、後述するスポーツ社会病理の実相とその発生条件の関係すなわちスポーツ社会病理の原因があり、またスポーツ社会病理の実相とそれがもたらす結果（事象）という相互関係がある。つまり、スポーツ社会病理とは、「発生機序⇔実相⇔結果」の全体すなわち「スポーツ社会病理過程」と定義される。

スポーツ社会病理の実相は、①個人的スポーツ社会病理（指導者や選手の暴力、退部など）と集団的スポーツ社会病理（しごき、リンチ、行き過ぎたファン行動など）、②直接的スポーツ社会病理（法、制度や規則の違反）と間接的スポーツ社会病理（犯罪やスポーツを原因とする政治・経済問題など）、③主体的スポーツ社会病理（スポーツ活動や関係者そのものに起因する病理）と客体的（スポーツ活動に直接起因しない交通事故やスポーツ施設事故など）といったように二分法的に把握することも可能であろうが、実際には複雑な様相を呈している。同時に、メディアを通じて認知されるスポーツ社会病理については、「誤って非難されたスポーツ社会病理」「純粋なスポーツ社会病理」「隠れたスポーツ社会病理」の分別が必要になっている。とにかく、スポーツ社会病理の実相とは、個人の人格と生活やスポーツ集団の機能遂行の疎外と定義できる。なお、ここではスポーツ社会病理を人々に共通の問題として顕在化した現象すなわち「スポーツ社会問題」を包含する概念として捉える立場をとっている。

スポーツ社会病理の結果は、例えばドーピングという実相による健康障害やスポーツ集団からのドロップアウト、孤独、自殺といういわば基本的人権の侵害やその基盤であるスポーツ組織の崩壊や機能障害などである。その原因は、①スポーツ活動現場における人的・物的な条件の欠陥、②精神的、身体的、社会的、人種的な個人の生活条件、③スポーツ集団の内部条件、④スポーツ活動現場やスポーツ集団を取り巻く環境、⑤スポーツ組織のガバナンスや指導者制度の不備・欠陥などか想定される。さらに、その源泉として、現代スポーツの巨大化すなわちスポーツ活動の多様化やグローバル化、スペクテイタースポーツの生活化、「スポーツ文化」化の浸透などが推測される。

2. スポーツ社会病理学的研究の必要性

なぜスポーツ社会病理を研究しなければならないのか。「社会は人間が作ったものであり、完全な神の国ではない」からであり、すべての社会現象は平均的あるいは理想的な基準に照らしてみれば必ず矛盾や欠陥が発見されるからに他ならない。ここに絶対的な必要性がある。一方、現代スポーツは、個人的な肉体的行動であるばかりでなく社会行為であり総合文化であると理解される段階を迎えている。現代スポーツも社会病理（E. デュルケムのいう「既存の価値体系や社会規範からの逸脱」）から逃れられない存在に至ったのである。

スポーツは、疲れ切った“戦いたい欲望を持つ動物”である現代人に対して、表現しきれぬほどの感動、喜び、夢、健康、平和を与えてくれる。かつてのパブリック・スクールがそうであったようにスポーツは社会的暴力を鎮静させる可能性を十分に持っている。以上をスポーツの理想的な姿と総括

することには批判もあるが、スポーツ文化が社会生活の重要なセクターとなった現在、現代社会がいかなる社会かを把握するために特殊で個別的なスポーツ社会病理を理解することの重要性は増しているものと考ええる。つまり、スポーツ社会病理を社会が引き起こした問題であるとすれば、具体的な分析を実践する中で背景にある社会変化の過剰性や歪曲した制度、関係性などの存在を明らかにすることにつながるものと考ええる。

3. 学問体系としてのスポーツ社会病理学の可能性

学問とは、science (s) であり科学と訳される。科学とは、種々の事象を研究する認識活動であり、成果としての体系的知識の総体が学問体系である。つまり、スポーツ社会病理学が一学問体系として成立するには科学でなければならない。論理的思考 (logical thinking) が必須であり、それを具現化するために科学という立場を求めるのである。なお、「論理的」に関しては詳述しないが、考えや議論の筋道が明白であり思考の妥当性が保証される法則や形式があると認識される。一方、何をもって科学といい、どこまでが科学かという問題がある。科学領域の拡大・巨大化を鑑みれば歴史的に変化していくことは言うまでもないが、一般的に「科学的方法」とは新たな知見を導出しそれを立証する手続き (method) とされる。「科学は方法である」と言われる所以はここにある。また、科学的方法と言えるには一定の基準を満たしていることが求められる。その論点は、(1) 測定可能性、(2) 定量性、(3) 再現性、(4) 論理的整合性となろう。

科学の基本構造は目的、対象、方法の3つである。これに従ってスポーツ社会病理学の可能性とスポーツ社会学における位置づけを探った。スポーツ社会病理を科学的に解明する目的は、矛盾のない理想的なスポーツの実現にある。そのために、スポーツ社会病理過程を解明し防止の実践に資する成果を蓄積することである。なお、スポーツ社会病理学の対象はスポーツ社会病理過程（発生条件・実相・結果事象の関係すなわち生活機能障害）の全体であり、実相の説明のみに終始することは許されない。換言すれば、スポーツ社会病理を生起させかつその原因を保有する社会そのものの性質を究明することが究極の目的である。方法という観点では、スポーツ社会病理学的研究においても古典的な社会病理研究における理論枠組すなわち社会不適応論、社会参加論、社会無規範論、社会疎外論、社会緊張論、社会解体論、社会緊張論、文化地帯論などの援用は必須であるが、同時にそれらの相互関連に注視しなければならない。それは、それぞれが個別の社会病理過程に関与した形での理論的枠組であるからである。スポーツ社会病理学的研究においても、個別のスポーツ社会病理過程の解明に適した方法を追究することが当面の課題であろう。つまり、たとえ目的と対照が共通であったとしても、個別テーマにおける方法は個人とスポーツ集団が置かれた状況によって差異を示すことになる。しかし、スポーツ社会病理学の科学的対象は、スポーツ社会病理の実相そのものではなく、研究を展開するにあたっての目当てや材料、informantに他ならない。ここがジャーナリズムとの相違かもしれない。

さて、スポーツ社会病理学を社会病理学とスポーツ科学とのどちらの範疇に位置付けるか、またスポーツ社会学の一領域として位置づけられるか、さらには連字符社会学の域まで達することができるかについては、今後継続して追求することになる。その際、スポーツ文化が身体文化を中軸とする文化であり、スポーツ社会病理の実相と結果が自然科学の対象となる側面が強いことに鑑みれば、インターディシプリナリー・アプローチ (interdisciplinary approach) の観点から新たな「文理融合の複合領域」の一つとして検討することも許されるのではないかと考える。発明・発見しただけの状態では科学とは言えず人間集団内で伝播されることによって完成する。それがゆえに、学問の確立や進展のためには批判的な姿勢による研究が必要である。現代スポーツが不完全なることを認識しつつ完全を求め続けるプロセスにこそ最大の価値があると信じて、研究を進めていきたい。発表当日、具体例を提示しながら説明を加えたい。(引用・参考文献も当日提示する)

スポーツのルール改正から生じる不満に関する研究 —男子柔道選手に着目して—

山崎未南子（日本体育大学大学院体育科学研究科博士前期課程） 依田充代（日本体育大学）

1. 研究の目的

スポーツが生まれて競技レベルの向上や時代の要請に合わせてルールの改正が起きている（小川ら，1998）。テニスやサッカーではビデオでの記録が用いられることで、より正確な判定を審判が下せるようになり、体操競技やフィギュアスケート等の採点競技は審判の主観が勝敗に強く反映されていた時代とは変わって、得点の基準が明確化してきている（加納，2011）。

しかし競技者の立場では、その改正一つ一つに振り回される場合もあるのではないだろうか。選手にとって有利に働くこともあれば、そのルール自体が不利になることも、またその改正が何度も行われることで、競技のパフォーマンスそのものが低下することも考えられる。観戦側が面白く感じ、競技自体が進化したとしても、選手の視点が希薄になっている部分があるのではないかという指摘もなされている。中村（1995）はスポーツルールの改正の原因や理由を選手の立場を尊重した公平さや結果の測定・判定の正確さを担保するものもあれば、組織や企業の収入を増やすなど、スポーツを広告のツールとして利用し、選手や競技への考慮がなされていないものもあると述べている。

スポーツルールの改正に関する先行研究では、ルールが変更される前と後の競技内容の相違点や指導方法の変化などについて多く分析されてきた（小川ら，1998；坂田ら，1988；永山ら，2004；三戸ら，2013）。しかしながらルールが変わることに対し競技を行う選手自身の心中に触れ調査したものは見受けられなかった。

柔道競技は日本の伝統文化として教育の面でも大きな役割を担っているが、五輪種目として国際化が進んでいる。また国際柔道連盟は、競技の人気を維持するために4年に1度のオリンピックを機にルール改正を行っている（稲田ら，2018）。

そこで本研究では、柔道選手に着目し、変わりゆくスポーツのルールに対応を迫られるアスリートは、競技のルール改正に対し、どのような不満を抱えているのかを明らかにすることを目的とした。

2. 研究の方法

ルール改正が頻繁に行われている柔道競技に着目し、A体育大学男子柔道部の中から対象者を選定した。選定基準は競技規定改正前から改正後にかけて競技を継続しており、競技レベルを一定以上に保つため、全国ベスト16以上の選手12名とした。

調査は2018年8月3日～4日の2日間で行い、質問項目は（1）現在の階級と最高成績、（2）現在の練習環境、（3）競技規則で疑問に思うことや不満に感じていること、（4）ルール改正についての知識、（5）ルール改正の影響を受けた経験の有無、（6）ルール改正の原因について考えられることの6項目とした。

調査は1対1の半構造化インタビューを行い、その内容をICレコーダーに記録した。その後質的データの分析ソフトウェアMAXQDA12に文書を読み込み、M-GTA分析を行った。

分析手順として、読み込んだ文書全体の中からルールに関して重要であると考えられる部分を抽出し簡略化したものを概念として生成し統合や細分化を行った。その後、最終的に生成された概念を選手の視点で類似性や関係性を検討し生成したカテゴリー、概念、その概念の定義を概念リストとして作成した。また本分析では概念の生成やカテゴリー化及び概念の統合や細分化をスポーツ社会学者3名と質的分析の経験がある研究者1名とのディスカッションによる検証を行い、信頼度を高めた。

3. 結 果

インタビューから抽出されたすべての概念の数は同様の概念を含め158あり、それらを整理すると37概念が生成された。そのうち36概念から11カテゴリーが生成され、残りの1概念はカテゴリーと同等の説明力を持つ概念とした。本研究が着目する不満に関連する概念は全て合わせると108概念抽出された。それらを整理したものは24概念8カテゴリーであり、「寝技の新ルールに不満」、「延長戦無制限による不利益」、「勝ちづらくなった」、「反則に対する不満」、「攻め方の不利益」、「見る側優先のルール改正」、「ルール改正に対する不満」、「審判に対する不満」が生成された。今福（2013）は「伝統的武道の流れをくみつつ心身修養システムとしてはじまった柔道は、いまや『競技スポーツ』の体系に完全に取り込まれた。スポーツ化した柔道は、（中略）ルールによって根本的に変質し、競技者はたえず細かいルール改正によって変容するJUDOのリアリティーへの適応に苦心しつつ勝つことだけを義務付けられてゆく」と述べており、柔道の国際化のための度重なるルール改正に、選手は対応しながら、試合での結果を求められていることについて指摘している。これは、選手のインタビューから得られた〈外国人に有利〉〈選手への配慮不足〉〈ルール把握が困難〉といった概念のもととなった発言に繋がる。しかし、「海外で積極的に受け入れられるほど、受容の過程で原型が変容し」（小笠原，2011）、柔道が世界で普及するほど、日本の伝統文化とはかけ離れていく。また頻繁に行われるルールの改正により、選手はルール把握が曖昧になっていることが現状であり、それが審判の判定や、ルールそのものへの不満に繋がっていることが推察される。

さらにルールの改正に関して「有効」がなくなった原因は「『（柔道に関心がない人に）有効と技ありの見分けがつきにくい』などの指摘が出たから」（朝日新聞，2016）であることが明らかにされている。しかし選手の抱えるルール改正に対する不満として、「軽い尻もちでも技ありになる」ことが、試合を行う上で不安材料となっていた。この「有効」を廃止した際、「技あり」の定義は「限りなく一本に近い技」であるが、「『有効』程度の技や、有効と認められるか微妙な技まで『技あり』となつては、競技の質が劣化しないか」と懸念されている。しかしその背景として「外国の審判員が技を見極められないため、誤審防止に『一本』と『それ以外』にしたいという事情もある」と、審判レベルの統一化を図る必要があることも事実である。現状として、単純化されたルールの下での試合でも、審判の判定にばらつきがあり、困惑している選手がいる事態である。

田中ら（2014）は「固技のポイントは『一本』になる決定率が高く」なったことを明らかにしており、その中に含まれる寝技が「一本」として認められることも増加していると考えられる。抑込時間が今後も変わらなければ、寝技を得意とする選手にとってはやりやすいと感じるルールが続くこととなる。

一方で〈一本が取りにくくなった〉という選手からはインタビュー内で、「以前は『一本』になっていたものでも勢いが足りないという理由で『一本』にならなくなった」との発言が得られた。この背景には「一本の厳格化」によって「一本」に認定されにくい取り組みが増加したことが考えられる。全日本柔道連盟ではしっかり組んで投げる柔道を推進することから「一本の価値」を高めるルール改正がなされ、稲田ら（2018）はルール改正前後で、「一本勝ち」の減少を報告している。

現行のルールにおいて投げ技はより質の高いものを選手自身が追及し、「一本」と認められる技にしなければ、この不満も解消できずに、「一本」を目指す積極的な柔道は競技者全体に浸透することが困難であると考えられる。このように戦術や勝敗への影響、さらには審判に対する不満も選手は抱えていることが明らかになった。しかし、ルールは競技者に対して強制力を持つことや、今回対象とした柔道において競技の本質は細かいルール改正によって覆されないことが不満を抱えながらもルールに従っている要因であることが示唆された。今後は「一本を取る柔道」を国際柔道連盟が一貫して推進し、指導者もその理念に沿った指導を継続することで、選手は「一本」に価値を置いた競技への取り組みを見せることが期待される。

以上

意図的ルール違反の潜在的機能に関する考察 ―第2次ルールに対する違反に着目して―

柴田遼太（東京学芸大学大学院）

はじめに

スポーツにおいてルールは必ず存在し、それはスポーツの面白さを生み出し、また一方で競技者の安全を保障している。H. L. A. ハート（2012）はルールに関して、第1次ルールと第2次ルールの2つに分けることが出来ると述べている。第1次ルールとは、個々人の行動に関するルールであり、第2次ルールとは、ルールの承認や裁定に関わるものである。これをスポーツ場面に置き換えると、第1次ルールはそのスポーツを成立させる構造的なルールであり、第2次ルールはそのスポーツに参加する時に守るべきマナーのようなものであると考えられる。これらのルールを守ることは競技者の義務であり、その大切さは常に強調されている必要がある。しかし、実際のスポーツ場面ではルールを違反する行為が頻発し、種目によっては1試合のうちに何十回ものルール違反が起きることもある。そういったルール違反に関して、島崎（1990）は行為者の意図に着目して、無意図的ルール違反と意図的ルール違反に分け、さらに意図的ルール違反を摘発回避の行為と摘発覚悟の行為に分けている。摘発回避の行為に関しては、チーティングと呼ばれるものがこれに当たり、フェアプレイやスポーツマンシップに反する行為であるという批判が多くある一方で、戸塚（2009）は「フットボーラーなら誰もが身につけるスキルである」と述べていたり、リーマン（1988）は「チーティングによって、より面白い試合、創造的とも言える試合が登場する可能性がある」と述べ、摘発回避の行為はスポーツの面白さとする声もある。しかし、摘発覚悟の行為に関しては、どうであろうか。島崎ら（2002）は、バスケットボールにおける「ファウルゲーム」について論じる際に、摘発覚悟の意図的ルール違反について触れているが、そのような具体的な検討はあまり多くは見られない。そこで本研究においては、意図的ルール違反の中でも摘発覚悟の行為を研究の対象とする。摘発覚悟の意図的ルール違反に関して、報告者（2018）は「ゲヘーロ（guerreiro）」と概念化することを提唱しているため、本研究においても摘発覚悟の意図的ルール違反を「ゲヘーロ」と呼ぶこととする。

「ゲヘーロ」と潜在的機能

スポーツの歴史を遡ってみると、そのなかには「ゲヘーロ」によってスポーツが生み出されたといってもよい事例が少なからずある。1823年、フットボールの試合中に、ウィリアム・ウェップ・エリス選手がキャッチしたボールを小脇に抱え走り出し、相手ゴールに駆け込んだ。このプレーは当時のフットボールのルールを無視したものであるが、このゲヘーロが、のちのラグビー誕生へのきっかけとなった（溝端，2007）。また、ラグビーのパスは後方へしかできないというルールに違反して、これを前方へ投げてもよいというルールでプレーするのは明らかにルール違反であるが、W. キャンプらによるこのようなルール違反への同意がアメリカンフットボールを生んだのである。（中村，1991）。これらのことから、ゲヘーロには、スポーツの面白さを壊してしまう一方で、新たなスポーツの面白さを生み出すという、否定的な要素と肯定的な要素を持つ二面性があると考えられる。ただし、ラグビーとアメリカンフットボールのこの2つの例は、上で述べたハートのルールの分類によるところの第1次ルールに対する違反である。そのため、第2次ルールに対するゲヘーロを検討することで、スポーツに対する新たな知見を得られるのではないかと考えられる。本研究において、ルールの承認や裁定に関わる第2次ルールに対する摘発覚悟の意図的ルール違反に着目し、ラグビーとアメリカンフットボールを特に対象として取り上げ、いくつかの具体的な事例を、「ゲヘーロ」の持つ社会的機能を中心に解釈

的に取り上げ社会的に考察していくことは、意図的ルール違反に潜む、「潜在的機能」について検討するということでもある。

「ゲヘーロ」と逸脱行為

本研究では、まず、今日のスポーツにおけるゲヘーロについての具体的な事例を、意図的ルール違反についての先行研究や、競技経験者へのインタビューをもとに収集した。その中から、第2次ルールに対するゲヘーロを抽出し、「ゲヘーロ」の持つ社会的機能を中心に解釈的に取り上げ社会的に考察していくことで、意図的ルール違反に潜む、「潜在的機能」についていくつかの知見を得た。

サッカー経験者Aによれば、サッカーの試合中には、「勝っているチームが反則でイエローカードをもらおうと分かっているながら時間稼ぎをする」といった行為や、「笛が鳴ったらプレーを止めなければいけないのを分かっているのにもかかわらず、その判定への不満等の理由からプレーを意図的に続ける」という審判からの摘発を覚悟した意図的ルール違反がしばしば行われている。また、ラグビー経験者Bは、「試合中にカッとなって相手選手を踏んだり、殴ってしまうことはトッププロの試合でも起きてしまう。」というようにラグビーにおいてもゲヘーロは存在する。さらに、2018年5月に行われた日本大学対関西学院大学のアメリカンフットボール定期戦において起きた、日本大学の守備選手による不必要なラフプレーは、その後の当該選手の会見にて、「私は監督に対して直接、相手のクォーターバックをつぶしに行くので使ってくださいと伝えました。」と述べていることからゲヘーロであると考えられる。これらはあくまでスポーツにおけるゲヘーロの一部であるが、ゲヘーロが今日のスポーツにおいて様々な顕在化していることがわかる。

ところで、W. フレイリー（1989）は摘発覚悟の意図的ルール違反に関して、「①相手をつまずかせる、捕まえる、殴るといったパーソナルファウルであり、暴力的行為や不法に接触する行為。」「②パーソナルファウルには関与していないが、ある種の罰則を受け入れながら、他の方法では得られない戦術上の有利さを得ようとする行為。」「③相手が得点する機会を制限するためにリードしているチームが意図的にゲームを遅延させる行為。」の3つに分類している。これらの観点から前述されたゲヘーロについて見ていくと、サッカーにおける「勝っているチームが反則でイエローカードをもらおうと分かっているながら時間稼ぎをする」行為は、「③相手が得点する機会を制限するためにリードしているチームが意図的にゲームを遅延させる行為。」に該当し、ラグビーやアメリカンフットボールにおいて起きたようなゲヘーロは、「①相手をつまずかせる、捕まえる、殴るといったパーソナルファウルであり、暴力的行為や不法に接触する行為。」であると考えられる。

このように、ゲヘーロは構造上の相違が見られる一連の行為群として存在しており、そのそれぞれと、種目やゲーム状況などとの関係性がまず詳細に検討される必要がある。この部分について、特に「①相手をつまずかせる、捕まえる、殴るといったパーソナルファウルであり、暴力的行為や不法に接触する行為。」としてのゲヘーロを手掛かりにして、ラグビーとアメリカンフットボールを特に対象として取り上げ、いくつかの事例に対して考察を試みた。

その結果、個人の行為にもかかわらず集団の行為として捉えられラベリングされる、「逸脱の拡大」といった機能など、それが社会的行為として構築され、ある種の機能を担っていく様子が見られることが示唆された。

【参考・引用文献】

- H. L. A. ハート、長谷部恭男訳、「法の概念」、(2014)。(H. L. A. Hart, The Concept of Law, 3rd ed. Oxford University Press. 2012)
- 島崎直樹、「試合におけるルール違反の検討」、(1990)。
- 中村敏雄、「スポーツルールの社会学」、(1991)
- W. P. フレイリー、近藤良享他訳、「スポーツ モラル」、(1989)



福岡大学サービスは、学校法人福岡大学と福岡大学父母後援会が共同出資して設立した株式会社です。

学生、教職員のキャンパスライフを応援するため様々な事業を展開しています。事業活動により得られた収益は学校法人福岡大学へ還元しています。

Active
福岡大学



保険相談コーナー

学生の保険（インターンシップ含む）に関する加入、相談受付

営業時間 平日 9:00 ~ 16:30

定休日 土・日・祝日

TEL (092)862-0019

FAX (092)405-8348



情報プラザ

自動車・専門学校紹介、コピー、レンタカー・受付、オリジナルグッズ他

営業時間 平日 9:00 ~ 17:00

土曜 9:00 ~ 15:00

定休日 日・祝日

TEL (092)865-8260

FAX (092)865-8360



第一売店

教科書、文具、生活雑貨、作業服、水筒、切手・はがき

営業時間 平日 8:40 ~ 19:50

土曜 8:40 ~ 12:30

定休日 日・祝日

TEL (092)874-0820

FAX (092)874-0830



第二売店

食料品、文具、白衣・術着、切手・はがき

営業時間 平日 8:30 ~ 17:00

土曜 9:00 ~ 14:00

定休日 日・祝日

TEL (092)874-6010

FAX (092)874-6020



株式会社 福岡大学サービス

〒814-0144 福岡市城南区梅林2丁目1番6号 8-1号
TEL (092)865-5522 FAX (092)865-5532

福岡大学サービス

検索



importer of academic publications & software

福岡海外株式会社

【会社概要 Company Profile】

学術書籍・ジャーナルバックナンバー・電子ジャーナル・電子書籍・データベースの輸入販売

Import and sales of academic foreign books, journals (including electronic journals and back numbers), CD-ROMs and data bases

主な仕入先の出版社 / Main Publishers Distributed

Springer / Elsevier / John Wiley & Sons / Cambridge University Press / Oxford University Press / Taylor & Francis and more..

福岡海外株式会社

〒818-0001 福岡市中央区天神4丁目1番18号

電話 092-741-2685 / FAX 092-741-8418

E-mail: fkaigai@lime.ocn.ne.jp

日本スポーツ社会学会

第 28 回大会の成功
をお祈りしています！



Live sports

株式会社 ライフ

福岡市早良区次郎丸 4 丁目 6-8

TEL: 092-863-7860

FAX: 092-863-7868

有限会社 SHINKOU PRINTING

新幸印刷



〒830-0045 久留米市小頭町10-1
tel (0942) 38-7102 fax (0942) 38-7103

絆と前進

体育学部から
スポーツ科学部へ

2019年

福岡大学スポーツ科学部（旧体育学部）は
創設50周年を迎えます

スポーツ科学部2017年度卒業生
石橋朋弥さんの作品



福岡大学でしか、叶えられない夢がある



福岡大学

【スポーツ科学部】

スポーツ科学科 健康運動科学科

<http://www.spo.fukuoka-u.ac.jp>

【大学院】

スポーツ健康科学研究科

<https://www.spo.fukuoka-u.ac.jp/graduate.html>

〒814-0180 福岡市城南区七隈八丁目19-1 Tel: 092-871-6631(代) E-mail: sport@adm.fukuoka-u.ac.jp

日本スポーツ社会学会
第28回大会実行委員会

委員長 藤井雅人
事務局 築山泰典

〒814-0180

福岡県福岡市城南区七隈8-19-1

福岡大学スポーツ科学部